

大学院看護学研究科
看護学専攻（博士前期課程）便覧

2025 年度

ACADEMIC YEAR 2025



名桜大学大学院看護学研究科

Graduate School of Nursing

Meio University

看護学専攻 博士前期課程

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）教育理念

本学は、沖縄県北部 12 市町村の「公設民営」の大学として設立され、さらに平成 22 年 4 月、北部広域市町村圏事務組合を設立団体とし、公立大学法人に移行した経緯から、教育・研究の両分野において沖縄県北部地域との連携が重視される。

北部 12 市町村は、過疎化、山間へき地、離島を含む広大な地域であり、医療機関や療養施設・医療人材の慢性的な不足、医師不在による産科病棟の休診、妊産婦の低い受診率、山間へき地の孤立した育児環境、生活習慣病の増大、心を病む人の増加、救急医療や在宅療養資源（サービス）の不足など人々の健康を守るには多くの課題を抱えている。しかし、長い歴史の中で、沖縄特有の「ゆいまーる」という相互扶助の精神が息づいており、恵まれた自然の中で医食同源の生活を送ってきた長寿の人々が多く暮らす地域でもある。しかしながら、健康長寿社会を支えてきたこれらの地域の歴史、文化に根づいたケアリングが失われつつあり、生活習慣病などによる健康課題や高齢者の介護問題など、これらの課題を解決できる高度な専門的技能を持つ看護実践者、教育者・研究者を育成することが急務となっている。

したがって、看護学研究科（博士前期課程）では、第一に、ケアリングの理論的基盤に基づく看護実践モデルや市民・住民が主人公となる市民参画型看護モデルの実践を探求し、北部地域の健康問題を解決するための創造性豊かな看護実践者の育成（高度専門職業人の育成）、第二に、北部地域の健康問題を解決するために質の高い指導的な看護専門職を育成するためのケアリング文化に根ざした看護教育を探求する教育者及び研究者の育成（教育・研究者の育成）を目的としている。

これらの「ケアリングの理論的基盤に基づく看護実践」「市民が主人公となる市民参画型の看護実践」は本学の看護教育が目標とする看護であり、「参画型看護教育」としてこれまで基礎教育において実践してきた。世界一の長寿村といわれる沖縄県大宜味村を含めた沖縄県北部圏域に設立された名桜大学として、健康長寿社会を支えている「ゆいまーる（相互扶助）」や「ちむぐくる（他者への気遣いのところ）」などを大学院看護学研究科において看護科学として体系化し発展させることを使命と考えている。また 21 世紀の市民参画社会においてパートナーシップにもとづく看護実践を展開していくことが専門職者の基本姿勢と考えており、患者や市民が主人公となる保健・医療の場づくりができる人材の育成をめざしている。これらの新しい看護教育を体系化し、モデル構築を図ることが名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）では必要と考えている。

教育目標

地域特性を理解し創造性に富む看護実践能力の修得

ケアリングの理論的基盤に基づく看護実践モデルや市民・住民が主人公となる市民参画型看護モデルの実践を探求し、沖縄県北部地域の健康問題を解決するための創造性豊かな看護を実践できる能力を養う。併せて他職種と協働し調整、指導できる看護管理能力を修得し、看護の役割拡大を目指した組織コミットメント能力を養う。



地域特性を理解しケアリング文化に根ざした看護教育・研究能力の修得

沖縄県北部地域における教育・研究の「知の拠点」として、地域特性を深く理解し、そこに埋もれている人々の豊かなケアリング文化を探求し看護教育に活かす能力をもった教育者・研究者を育成する。併せて自己の看護観や教育観をさらに発展させ「成長しつづける看護職」モデルを創造する。

目次

I. 教務・履修に関する内容	1
1. 教育目的	
2. 看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の3つのポリシー	
3. 教育目標	
4. 教育課程の特色	
5. 教育方法	
6. 履修の進め方	
7. 授業の実施方法	
8. 指導体制	
9. 研究指導	
10. 成績評価	
11. 1. 修士論文の審査	
12. 2. 学位論文作成要領	
13. 3. 研究者としての責務（研究活動における不正防止）	
II. 資料	17
1. 看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）教育課程概念図	
2. 履修モデル	
3. 修士論文作成スケジュール	
4. 学修進捗状況報告書（学生用）	
5. 看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）評価基準表（リサーチ・ルーブリック）	
6. 倫理審査申請書	
7. 審査結果通知書	
8. 結果に対する回答書	
9. 学位論文作成要領：具体的な書き方・学位論文審査願	
10. 学位論文審査及び最終試験の結果報告書	
11. 1. 発表用抄録作成要領	
III. 学生生活に関する内容	53
1. 長期履修制度	
2. 奨学金	
3. 授業料減免	
4. 研究支援補助金	
5. 研究室（自習室）の利用の仕方	
6. 図書館の利用	
7. PCの利用の仕方	
8. 学生相談	
IV. 諸規則	
1. 名桜大学学則	57
2. 名桜大学大学院学則	71
3. 名桜大学学位規則	86
4. 名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）規程	94
5. 名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）委員会規程	102
6. 名桜大学長期履修学生規程	104
7. 名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の学位論文審査 及び最終試験に関する取扱要項	109
8. 名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）研究生規程	111
9. 名桜大学大学院奨学金規程	114
10. 名桜大学大学院再入学規程	117
11. 1. 名桜大学の授業料免除及び徴収猶予取扱規程	122
12. 2. 名桜大学大学院学生研究支援補助金支給内規	125
13. 3. 欠席及び学期末試験の受験資格等に関する申合せ	126
14. 4. 暴風時の講義等の取扱いに関する申合せ	131
15. 5. 名桜大学附属図書館利用規程	133
16. 6. 名桜大学大学院看護学研究科 電子データの取り扱いに関する申合せ	137
V. 履修等	
1. 授業科目の概要	141
VI. その他	
1. 名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）教員名簿	151
2. 名桜大学建物配置図	155

I
関
務
・
履
修
に
関
する
内
容
に

II
資

料

III
関
学
す
生
生
内
活
容
に

IV
諸

規

則

V

履
業
科
目
修
の
概
要
等

VI

1
そ
看護学研究科
教員名簿
他

VI

2
そ
建
物
配
置
図
他

I . 教務・履修に関する内容

1. 教育目的

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）では、博士前期課程の理念を踏まえ、地域の健康問題を創造的に解決していく専門性の高い看護実践能力と看護の教育、研究能力を有する人材を育成し、保健・医療・福祉の質的充実・向上を目指すことを目的とする。

2. 看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の3つのポリシー

1) アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の教育目標を達成するために、本研究科に入学を希望する人には以下のことを求めます。

- ①看護学の発展に向けて、自ら進んで取り組む意欲と探求する姿勢を持っていること。
- ②多様化・複雑化・高度化する看護ニーズに応えるため、高度な知識、看護実践能力および研究能力の習得を目指していること。
- ③看護実践・教育・研究を通して地域社会や国際社会に貢献する意思を持っていること。
- ④本研究科教育課程で学ぶために必要な基本的知識・技能を有していること。

2) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）であげた能力を育成するため、以下の方針に沿ってカリキュラムを編成します。

- ①看護専門職として実践・研究を遂行するにあたり、基盤となる批判的・論理的思考力を育成するために、共通必修科目と共通選択科目を配置する。
- ②看護実践および研究の質の向上に資する専門科目を配置し、志向する専門分野（基盤看護学分野、臨床看護学分野）における看護学の専門性を探求する能力を育成する。
- ③研究方法、研究デザイン、研究計画等、研究に必要な基礎を修得する演習科目および論文を作成する研究科目を配置する。
- ④修士論文又は特定の課題についての研究の成果について中間評価及び最終試験、論文審査を実施する。

3) ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）は、以下の能力を身につけた大学院生に博士前期課程（看護学）の学位を授与します。

- ①科学的思考と倫理的・文化的感受性に基づいた研究能力
- ②地域社会や看護の課題に取り組み、看護学の専門性を探求する生涯学習力
- ③地域の特性を踏まえ保健医療ニーズを分析し、多職種と協働し看護を実践する能力
- ④グローバルな視野で、看護の役割を創造する能力

3. 教育目標

- 1) 科学的思考と倫理的・文化的感受性に基づいた判断力・問題解決能力を備えた看護職者の育成
- 2) 保健・医療・福祉分野における他職種及び市民と協働できる調整能力を備えた看護職者の育成
- 3) 地域の特性を踏まえ、住民の保健医療ニーズに応えうる看護職者の育成
- 4) 生涯学び続ける看護職として、看護学の専門性を探究する看護職者の育成

5) グローバルな視野で看護の役割を創造する能力を備えた看護職者の育成

4. 教育課程の特色

1) 教育課程編成の基本方針

本研究科の教育課程は、設置の趣旨及び教育目的並びに養成する人材像を達成するために必要な授業科目及び研究指導を体系的・組織的に展開し、課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立を目指す。教育課程の編成にあたっては、学部教育との関連を踏まえ（看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）教育課程概念図参照）、本研究科において基盤看護学分野、臨床看護学分野の2分野のコースワークを導入し、本研究科の養成する人材像の達成を目指す。2分野のいずれのコースワークにおいても、各専門分野に関する研究指導を受け、論文を執筆し、修士論文の審査及び最終試験に合格することで、修士課程修了とする。

2) 博士前期課程では、次の3つの構成による体系的な教育課程を編成する。

- ①研究方法の開発を広い視野で迫及するために有効となる“共通科目”を設定する。
- ②看護実践の質の向上に直結した研究の効果的展開を目指した“専門科目”を設定する。
- ③研究方法や研究デザイン、研究計画等、研究に必要な基礎を修得する研究指導及び修士論文作成に直結する研究指導を行う“演習・研究科目”を設置する。なお、CNS コースは特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文に代えることができる。

(1) 「共通科目」

基盤看護学分野、臨床看護学分野はグローバルな視野に立った看護の高度専門職として実践・研究を遂行するにあたり共通となる科目として3科目を配置し、「共通選択科目」は、4科目8単位以上を履修するものとする。そのうち4単位は、国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修ができるように科目を配置する。

CNSコースは、別表2の共通必修科目10単位以上、共通選択科目4単位以上履修するものとする。国際文化研究科の共通科目や教育研究領域科目から4単位まで履修することができる。

(2) 「専門科目」

本学看護学科における看護基礎教育の教育内容を基盤として、社会のニーズに合わせて看護学の探求を目指して特化し、基盤看護学分野（看護教育学領域、看護技術学領域、看護管理学領域、国際看護学領域）、臨床看護学分野（慢性期看護学領域、急性期看護学領域、がん看護学領域、高齢者看護学領域、母性看護学領域、小児看護学領域、精神看護学領域、在宅看護学領域、公衆衛生看護学領域、病態生理学領域）を配置し、それぞれの分野において特論Ⅰ及び特論Ⅱを開講する。

臨床看護学分野にCNSコースを置く。専門科目は24単位とする。

(3) 「演習・研究科目」

基盤看護学分野、臨床看護学分野は学生の関心ある研究テーマに即した国内外の論文のクリティークを重ねて、研究課題を絞り込み適切な研究方法を検討し、研究の背景、文献検討、研究目的、研究デザイン、具体的な研究方法、倫理的配慮などを指導し、研究計画書の作成を個別指導する「専門演習」を設置する。また、研究計画にそって、データ収集、分析解釈、考察、中間発表、公开发表のプレゼンテーションの方法や論文提出までの修士論文作成の一連の指導を行う「特別研究」を設置する。

CNS コースは「課題研究Ⅰ」「課題研究Ⅱ」を設置する。課題研究Ⅰで作成した研究計画書を基に担当教員の指導の下、研究を実施し、修士論文（課題研究）を作成する。課題研究は「課題研究Ⅰ」「課題研究Ⅱ」合計6単位とする。

5. 教育方法

1) セメスター制の導入

セメスター制により、学期を前学期（4月1日～9月30日）と後学期（10月1日～3月31日）に分けて教育を行う。

2) 標準修業年限

標準修業年限を2年とし、最大在学年数を4年とする。ただし、長期履修制度を適用する場合には、3年を上限とする。

3) 多様な授業形態の採用

授業形態は、講義以外に演習や実習（CNS コース）を取り入れ、看護技術のスキルアップを目指す。

4) 授業科目の履修

本研究科における教育は、1年次では授業科目の履修が中心となる。どの科目においても少人数教育で行うことから、学生の参加を積極的に求める文献講読、情報機器を活用した資料収集、実地調査、レポート等を課しながら、研究課題のまとめに向けて科目の履修を行う。

6. 履修の進め方

2年課程、3年課程の履修モデルと修士論文作成スケジュールを参照する。

1) 科目の履修登録及び履修の取り消しについて

科目履修は、所定の期間内でのWeb登録とする。

2) 時間割の作成

時間割は看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）時間割にそって、作成する。基本的には月曜日から金曜日の18時以後に開講できるように配置している。非常勤教員の科目は土曜日、夏季集中などの講義を予定している。できるだけ講義科目は1年次で履修できるように計画する。

3) 集中講義

非常勤講師の科目は、夏季集中、また土日の開講を予定している。定時以外の講義予定については、事前に大学院生用掲示板への掲示もしくはメールによる連絡をするため、各自で確認しておく。

7. 授業の実施方法

社会人学生の事情を考慮して、昼間に加えて夜間、土曜日、日曜日、夏季・冬季・春季の休業中の授業開講、研究指導を行う。

(1) 月曜日～金曜日までの授業時間

昼間	1 時限	8:45～10:15
	2 時限	10:30～12:00
	昼食	12:00～13:00
	3 時限	13:00～14:30

	4 時限	14:45～16:15
	5 時限	16:30～18:00
夜間	6 時限	18:15～19:45
	7 時限	20:00～21:30

(2) 土曜日・日曜日

9:00～18:00 の範囲内で学生と担当教員の協議により時間帯を設定する。

(3) 休業中（夏季・冬季・春季）

開設科目は計画的に設定して事前に予告する。時間帯については、学生と担当教員の協議によって柔軟に設定する。集中講義も実施する。

8. 指導体制

学生への履修指導は、学生の研究指導を担当する教員が個別指導を行う研究指導教員は、学生の教育研究の背景、就業状況等を考慮しながら、学期ごとの理解度、進行度等を確認し、博士前期課程における目標達成が可能になるよう指導する。院生は学期末毎に学修進捗状況報告書及び該当するリサーチルーブリックを研究指導教員の確認を得、教務課に提出する。学生の履修相談には研究指導教員、教務課また研究科看護学専攻（博士前期課程）教務委員が対応する。

9. 研究指導

基盤看護学分野、臨床看護学分野は入学後、修了までの研究指導は、次のようなスケジュールで行う。なお、長期履修制度を活用する場合は、3年の修業年限において計画的に研究指導を行う。スケジュールについては教務課もしくは研究指導教員からの指示を確認すること。9月修了予定者は別途提示する。

CNS コースは課題研究の内容によりスケジュールは別に定める。

(1) 研究指導教員の決定（1年次指定された期日）

学生は、入学後所定の期日までに研究指導教員及び研究題目を定め、研究科長（博士前期課程）に届け出る。研究科長（博士前期課程）は、学生の研究内容に基づき、研究指導教員を決定し学生に通知する。

なお、研究指導教員の変更は原則として認めないこととするが、特別の事情が生じた場合に限り、学生は博士前期課程委員会へ研究指導教員変更を申請し、博士前期課程委員会の議を経て変更を認めることができる。

(2) 研究題目の提出（1年次後学期指定された期日）

学生及び研究指導教員は、「専門演習」を通して研究題目を決定し、研究科長（博士前期課程）に報告する。その後、研究計画書の作成を開始する。

(3) 研究指導補助教員の決定（1年次 指定された期日）

提出された研究題目をもとに研究指導補助教員2名が決定される。

(4) 研究計画発表会（1年次後学期指定された期日）

学生は研究計画書を作成し指定された期日に原本1部とコピー3部をファイルに綴じて、教務課へ提出する。指定された期日に院生毎の研究計画発表会を開催し、研究指導教員および研究指導補助教

員の指導を受ける。学生は、指定された期日までに研究計画書を修正し研究指導教員および研究指導補助教員から研究計画書の承認を得る。

(5) 倫理審査申請書提出（別途提示）

ヒトを対象とした研究は倫理審査を受審する。

研究指導教員および研究指導補助教員から研究計画書の承認を得た学生は、倫理審査申請書を作成し、承認を得た研究計画書を添えて、看護学研究科研究倫理委員会に原本1部とコピー3部を提出して、審査を受ける。倫理審査を受審しようとする者は指定された期日までに所定の書類を提出すること。「承認」された者は名桜大学倫理審査委員会の審議を経て承認番号が付与される。提出期限、提出先、必要書類等は全学倫理審査に準ずる。

倫理審査承認後、学生は研究計画書に基づき研究を開始する。

(6) 中間発表（2年次 指定された期日）

研究科長（博士前期課程）は、学生の研究成果の中間発表の場として、院生、研究科教員およびその他教員が参加する非公開の中間発表会を開催する。

(7) 修士論文の作成及び指導（2年次 指定された期日）

学生は、中間発表での研究成果を基に修士論文の作成を進める。中間発表会での質疑、指摘等を踏まえ修士論文をまとめる。作成については、学位論文作成要領を参照する。

修士論文の改善及び指導を効果的に行うために、リサーチループブックを活用する。

(8) 修士論文の提出（2年次 指定された期日）

学生は、2年次の指定された期日までに、修士論文に学位論文審査願及び論文要旨を添えて、原本1部とコピー3部をファイルに綴じて、教務課に提出する。

(9) 論文審査の実施

研究科長（博士前期課程）は、受理した論文の審査を研究科博士前期課程委員会に付託し、付託された博士前期課程委員会は、各論文に3人の審査委員で構成される「論文審査会」を設置し、論文の審査を行う。

(10) 最終試験の実施（2年次 指定された期日）

審査会は、修士論文の審査後、論文内容を中心として口述試験により最終試験を実施する（公開試験）。学生は、最終試験で指摘された事項を修正した修士論文を最終提出する。

(11) 修士論文の判定並びに修士課程修了判定（2年次 指定された期日）

審査会は、修士論文及び最終試験の判定を行い、その結果を研究科長（博士前期課程）に報告する。研究科長（博士前期課程）は、審査会の報告を博士前期課程委員会に諮り、博士前期課程の修了について議決するとともに、その審議結果を大学院委員会及び学長に報告する。

(12) 公開発表会（2年次 指定された期日）

研究科長（博士前期課程）は、修士論文の最終試験の判定ののちに、研究成果の発表の場として公開発表会を開催する。学生は、抄録を作成し研究成果を発表する。

(13) 修士課程の修了及び学位の授与（2年次 指定された期日）

学長は博士前期課程委員会及び大学院委員会の判定結果に基づき、学生の修士課程の修了を認定し、修士（看護学）の学位を授与する。

10. 成績評価（成績評価の基本的な考え方）

本研究科のディプロマ・ポリシーから①科学的思考と倫理的・文化的感受性に基づいた研究能力、②地域社会や看護の課題に取り組み、看護学の専門性を探求する生涯学習力、③地域の特性を踏まえ保健医療ニーズを分析し、多職種と協働し看護を実践する能力、④グローバルな視野で、看護の役割を創造する能力を修得することが重要となる。このため、各授業科目の成績評価にあたっては、単に試験の点数だけで評価するのではなく、学生の授業参画度、課題レポート等の内容、その他学生の平常的な取り組み及び成果等、学生個々の能力を多面的視点から考慮し評価を行うこととする。成績評価にあたっては、以下の観点に則って全教員統一的に行うものとする。

1) 全授業科目共通の成績評価の観点（専門演習、特別研究除く）

(1) 授業への参画度（講義科目）

- ①授業における討議に、積極的に参画しているか。
- ②問題発見、コミュニケーションに努めているか。
- ③事前の資料準備を十分に行っているか。
- ④テキストの予習等、十分に行っているか。

(2) 演習への参画度（演習科目）

- ①積極的に演習を行っているか。
- ②問題発見に努めているか。
- ③コミュニケーションを取っているか。
- ④積極的にコミットメントしているか。

(3) 実習への参画度（実習科目、CNS コースのみ）

がん看護専門看護師の6つの役割を理解し、その基礎的な実践能力を養うことを目的とする。

- ① 複雑な問題を抱える個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践しているか。（実践）
- ② 看護者を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行っているか。（相談）
- ③ 必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々間のコーディネーションを行っているか。（調整）
- ④ 個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決を図っているか。（倫理調整）
- ⑤ 個人、家族及び集団の権利を守るために教育的役割を果たしているか。（教育）
- ⑥ 専門的知識及び技術の向上並びに開発をはかるために実践の場における研究活動を行っているか。

(4) 課題レポート

- ①問題提起、情報収集、分析、検証、結論の導き方等において論理的であるかどうか（批判的思考能力の有無）。
- ②プロセス・道筋、表現方法、プレゼンテーションが適切であるか（論理的思考能力の有無）。
- ③参考文献・引用が適切であるか。
- ④題目設定が適切であるか。
- ⑤テーマ設定が適切であるか。
- ⑥論理性、構成、調査、分析、洞察に優れているか。
- ⑦言語表現が適切であるか。

(5) 試験

- ①授業単元を理解したか。

②到達目標を充足したか。

2) 「専門演習」「特別研究」／「課題研究Ⅰ」「課題研究Ⅱ」の成績評価基準（審査基準）

(1) 専門演習・特別研究の評価基準

「専門演習」では、研究方法や研究デザイン、研究計画等、研究に必要な基礎を修得し、「特別研究」での修士論文作成につなげることをねらいとして、研究計画書までを指導し、成績評価を行う。なお、研究計画書の書式は研究科便覧を参照のこと。

「特別研究」では、専門演習における研究計画書の審査後、論文作成までの必要な研究指導を行った後、成績評価を行う。

(2) 「課題研究Ⅰ」「課題研究Ⅱ」の評価基準

「課題研究Ⅰ」では、専門領域（がん看護）の看護実践上の課題について研究方法や研究デザイン、研究計画等、研究に必要な基礎を修得し、「課題研究Ⅱ」での課題研究論文作成につなげることをねらいとして、研究計画書までを指導し、成績評価を行う。なお、研究計画書の書式は研究科便覧を参照のこと。

「課題研究Ⅱ」では、「課題研究Ⅰ」における研究計画書の審査後、論文作成までの必要な研究指導を行った後、成績評価を行う。

3) 「専門演習」及び「特別研究」における成績評価基準

(1) 専門演習の成績評価基準

- ①研究領域の文献検索と文献分析が適切である。
- ②研究目的が明確である。
- ③研究目的の達成のための研究方法が適切である。
- ④研究目的を達成するための計画が適切である。
- ⑤データ収集の方法が適切である。
- ⑥データ分析の方法が適切である。
- ⑦学術的価値がある。
- ⑧看護学及び看護実践に貢献できる可能性がある。
- ⑨研究に関わる倫理上の問題について理解している。

(2) 特別研究の成績評価基準

- ①論文題目が内容を適切に表現している。
- ②研究動機や意義が明確である。
- ③研究目的が明確である。
- ④倫理的配慮が適切である。
- ⑤研究目的の達成のための研究方法が適切である。
- ⑥データ収集の方法が適切である。
- ⑦データ分析の方法が適切である。
- ⑧目的に沿った分析や結果が示されている。
- ⑨客観的にデータが示されている。
- ⑩研究目的、研究方法、結果、考察までの論旨に一貫性がある。
- ⑪得られた結果についての解釈や意味づけが示されている。

- ⑫先行研究や文献と照合して検討している。
 - ⑬仮説がある場合は、その仮説の検証について示している。
 - ⑭考察で追求した内容から結論が簡潔に述べられている。
 - ⑮要約（日本語および英語）が適切である。
 - ⑯学術的価値がある。
 - ⑰看護学および看護実践に貢献できる。
- *上記項目についてはリサーチループブックを参照のこと。

4) 「課題研究Ⅰ」及び「課題研究Ⅱ」における成績評価基準

(1) 「課題研究Ⅰ」の成績評価基準

- ①専門領域（がん看護）の文献検索と文献分析が適切である。
- ②研究目的が明確である。
- ③研究目的の達成のための研究方法が適切である。
- ④研究目的を達成するための計画が適切である。
- ⑤データ収集の方法が適切である。
- ⑥データ分析の方法が適切である。
- ⑦専門領域（がん看護）の看護実践の専門性の向上に貢献できる可能性がある。
- ⑧研究に関わる倫理上の問題について理解している。

(2) 「課題研究Ⅱ」の成績評価基準

- ①論文題目が内容を適切に表現している
- ②課題研究に対して問題意識が十分であるか。
- ③専門領域（がん看護）の看護実践の専門性の向上に意義を有するものである。
- ④課題研究の目的が明確である。
- ⑤倫理的配慮が適切である。
- ⑥課題研究の目的の達成のための研究方法が適切である。
- ⑦データ収集の方法が適切である。
- ⑧データ分析の方法が適切である。
- ⑨目的に沿った分析や結果が示されている。
- ⑩客観的にデータが示されている。
- ⑪研究目的、研究方法、結果、考察までの論旨に一貫性がある。
- ⑫得られた結果についての解釈や意味づけが示されている。
- ⑬先行研究や文献と照合して検討している。
- ⑭仮説がある場合は、その仮説の検証について示している。
- ⑮考察で追求した内容から結論が簡潔に述べられている。
- ⑯要約（日本語および英語）が適切である。
- ⑰専門領域（がん看護）の看護実践の専門性の向上に貢献できる。

*上記項目については課題研究用リサーチループブックを参照のこと。

1 1. 修士論文の審査

修士論文の審査は主査 1 人及び副査 2 人の体制で行う。主査は当該学生の研究指導教員以外の研究科

の委員とし、副査は研究指導教員と博士前期課程の委員の中から博士前期課程委員会において選出される。

1 2. 学位論文作成要領（具体的な書き方：研究科便覧参照）

(1) 規格は、A4版（21cm×29.7cm）とする。

(2) 表紙

①表紙・裏表紙は、A4版の表紙を使用する。

②表紙の年度は学年度とし、西暦を用いる。

(3) 本文

①横書き又は縦書きにする。

②論文の字数は、原則として20,000字以上とする。

③ページ数を記入し、目次を作成する。

④文中の句読点はピリオド(.)及びカンマ(,)を用いる。

(4) 資料

①倫理審査資料（依頼文、同意書、インタビューガイド、質問紙など）

②その他：必要に応じて関係資料を綴る。

(5) 製本

左とじとし、ファイルにとじる。

13. 研究者としての責務(研究活動における不正防止)

大学院生は研究者であり、研究を行う者としての責務を負う。研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。(詳細は、「公立大学法人名桜大学における研究者行動規範」を参照)

- (1) 責任ある研究活動(公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」参照)
- ・常に正直、誠実に判断し、行動すること
 - ・自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めること
 - ・科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払うこと
 - ・研究者の責務を果たすこと
 - ・研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。
 - ・研究結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努めること
 - ・研究の実施、研究成果の公表にあたっては、社会に理解される適切な手段と方法を選択すること

- (2) 研究活動における不正行為(公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」参照)

研究活動における不正行為とは、研究者倫理に反し、研究活動の本質ならびに成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいう。

項目	内容	
特定不正行為	捏造	存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
	改ざん	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ・研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
	盗用	他の研究に携わる者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示無く流用すること
研究費の不正使用	実態とは異なる謝金・給与の請求、物品購入の架空請求、不当な旅費の請求、その他関係法令、規則等に違反して研究費を使用すること。	
不適切なオーサiership	「著者」の要件(下記)を全て満たさない者に対し、「著者」としてのオーサiershipが付与される行為、及び「著者」の要件を全て満たす者に対し、「著者」としてのオーサiershipが付与されない行為。 ① 研究の企画・構想、若しくは調査・実験の遂行に本質的な貢献、又は実験・観測データの取得や解析、又は理論的解釈やモデル構築など、当該研究に対する実質的な寄与をなしていること。 ② 論文を執筆したり、論文の重要な箇所に関する意見を表明して論文の完成に寄与していること。 ③ 論文の最終版を承認し、論文の内容について説明できること。	
二重投稿	印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為。	

- (3) 研究費の不正使用(公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」参照)
実態の伴わない偽りの書類を作成し、実績があったものとして不正に研究費を支出する行為をいう。虚偽請求、私的流用等が当たる。学生は気づかぬうちに研究費の不正使用に関与してしまう可能性もあるため、気になった場合には速やかに相談すること。
(相談先: 地域連携研究推進課 地域連携研究推進係: 0980-51-1107)。

項目	事例
カラ(架空)謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・研究協力者に支払う謝金について、実際より多い作業時間を出勤表に記入して大学に請求し不正に研究費を支出させた。 ・研究室の維持・運営に必要な経費に充てるため、学生に実態を伴わない謝金を支出し、これを研究者に返還させ当該経費に使用した。

カラ（架空）出張及び出張費の水増し請求	<ul style="list-style-type: none"> ・他の機関から旅費の支給を受けたにもかかわらず、大学に同じ旅行の旅費を請求し、二重に旅費を受領した。 ・格安航空券を購入したにもかかわらず、業者に正規運賃の見積書及び請求書の作成を依頼して外国旅費を水増し請求し、学生等の学会出席等に使用した。 ・出張を取りやめたにもかかわらず、偽りの出張報告書を提出して、不正に旅費を受領し、他の研究目的の出張に流用した。 ・航空運賃と宿泊料のパック商品を利用したにもかかわらず、正規運賃の旅費を請求した。
カラ(架空)発注及び書類の書き換え	<ul style="list-style-type: none"> ・研究資金が余ったため架空の発注を行い、支払われた研究資金を業者に預け金として管理させ、翌年度以降に物品等を納品させた。 ・研究資金が余ったため、4月に納品された物品の納品書を業者に3月の日付で提出させ、旧年度の予算で支払った。 ・研究費が足りなくなったため、実際は3月に納品された物品の納品書を業者に翌年度の日付で提出させ、翌年度の予算で支払った。 ・業者取引実態と異なる虚偽の書類を作成させ補助金を支払わせ、支払われた代金を業者に預け金として管理させ、目的外の費用に充当した。

(4) データの取り扱い（「公立大学法人名桜大学における研究資料等の保存等に関する内規」参照）

研究資料等（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。資料等の保存・開示は、研究者本人が責任を負うとされており、修了後もその説明責任を負うこととなる。「研究資料等」とは、研究のために収集または生成した資料、情報及び試料のうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。

また、研究データの保存については、匿名化しパスワードを設定すること、電子機器（PCなど）の取り扱い時にはデータのコピーが機器に残されていないことを確認すること、電子データのやりとりは学生と研究指導教員間に限定すること、原則的にデータは院生室および研究指導教員の研究室から持ち出してはいけないことを遵守する。

(5) 研究倫理教育およびコンプライアンス教育の受講

学生は本学で定められた研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講しなければならない。本学主催の研究倫理教育研修・コンプライアンス教育研修については、毎年受講し、理解度テストを受け、誓約書を地域連携研究推進課に提出する。研究倫理教育（eL CoRE）については3年毎に1回受講し、修了書を地域連携研究推進課に提出する。

教育種別	方法	主催	受講期間	提出すべき書類	参照	本学窓口
研究倫理教育・コンプライアンス教育	集合 or オンデマンド	名桜大学環太平洋地域文化研究所	毎年	・理解度テスト ・誓約書	https://www.meiou.ac.jp/research/prevention/rinrikyoiku/ 名桜大学	地域連携研究推進課
研究倫理教育（eL CoRE）	e-learning	日本学術振興会 JSPS	1回/3年	・修了書	https://www.netlearning.co.jp/clients/jsp/top.aspx	

(6) 名桜大学生成 AI に関する利用指針【学生用】

名桜大学生成AIに関する利用指針【学生用】

2023 年12月21日
名桜大学全学教務委員会

本指針は、生成AIの教育現場での利用に関するものです。生成AIの利用に際しては、この指針を十分理解し、適切に活用してください。

◎本指針における“生成AI”の定義

生成AIとは、「人工物であるデータから表現を学習し、それを使って、元のデータに似ているが同じではない、テキスト、画像、動画、音声、構造等を含む新しい人工物を生成する AI技術」を指すものとします。

1. はじめに

学習の過程での思考力向上は極めて重要です。生成AIを過度に頼ることで、教育効果が損なわれる可能性があります。一方で、知識や技能の獲得においては、生成AIは学生の自主的な学習能力の向上を促進する可能性があります。したがって、生成AIの仕組みや出力内容の正確性について理解し、その活用を適切に行うことが求められます。生成AIはあくまで補助的に利用し、生成AIによる出力については、必ず自身で事実確認・推敲・完成させることが重要です。

2. 授業における利用

本学では、カリキュラム・ポリシーにおいてICT活用力を掲げ、また今後の社会において一般的になり得る技術であることから、生成AIを一律に禁止せず、その活用の可能性を探ります。しかし、授業の特性に応じて生成AI利用の注意事項が異なるため、その可否は担当教員の判断に委ねます。担当教員はレポートや試験などにおける生成AIの利用について学生に予め周知し、シラバスにも掲載してください。

3. 不正行為

本学がディプロマ・ポリシーとして掲げる、生涯学習力・解決力・表現力は、学生本人による自立した主体的な学びを前提としています。学位論文やレポートの作成において、生成 AI を不適切に使用した場合^{*1} には、学業上の不正行為^{*2} とみなされることがあります。

生成AIを用いた際には、生成AIの名称、使用箇所、使用方法を明記すること。

*1「生成AIの不適切な使用例」、*2「名桜大学試験等不正行為取扱要項」もあわせて確認してください。

4. 誤謬（誤情報）と信憑性

生成AIの出力には、虚偽やバイアス（偏った情報）が含まれる可能性があります。出力内容の信頼性を常に確認し、適宜修正することが重要です。

5. 法的リスク

生成AIの出力には、著作権や意匠権等の法的問題が結びつく可能性があります。利用する際には、これらの法的リスクを常に意識してください。

6. 情報セキュリティ

生成AIへの入力情報が、他者の学習データとして用いられる可能性が考えられます。機密性の高い情報や個人情報の入力は絶対に避けてください。

7. 今後の指針の見直し

生成AIは進化の途上にあり、これに伴い本指針もその都度変更される可能性があります。上記の指針を参照し、授業や研究活動での生成AIの利用を適切に行ってください。

生成AIの不適切な使用例

2023 年12月21日
名桜大学全学教務委員会

1. 生成AIが生成した文章の提出

生成AIが生成した文章を、自分の作文・レポート・論文の課題としてそのまま提出する行為。

2. 翻訳の代行

外国語の学習成果を評価する課題において、生成AIによる翻訳を自分の成果としてそのまま提出する行為。

3. 出典の不正使用・誤用

実際には参照していないにも関わらず、生成AIが生成した情報を正当な研究や出典として引用する行為。

4. 問題解決の代行

計算力や問題解決能力を評価する課題において、生成AIを用いて解答を得て提出する行為。

5. 実験データの捏造・偽装

実験において、生成AIで生成した実験データを実際の実験結果として提出する行為。

6. プログラミングの代行

プログラミング能力を評価する課題において、生成AIに生成させたプログラムやコードを自作としてそのまま提出する行為。

7. アイディアやデザインの盗用・模倣

生成AIを利用して他者のアイディアやデザインを模倣し、それを自分のオリジナルな案として提出する行為。

8. 芸術作品の生成

生成AIによって生成された芸術作品や音楽を、自分の創作物として提出する行為。

(留意点)

生成AIを利活用することが有効と想定される場面としては、例えば、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等の学生による主体的な学びの補助・支援などが考えられます。「名桜大学生成AIに関する利用指針」をよく理解し、適切な範囲を超えて使用しないよう十分注意してください。

- (7) 研究倫理および不正防止にかかわる学内規程等 (<https://www.meio-u.ac.jp/research/>参照)
下記については、各自で確認をし、公正な研究活動を行うように努める。
- ・公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」
 - ・公立大学法人名桜大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針
 - ・公立大学法人名桜大学における研究者行動規範
 - ・公立大学法人名桜大学における研究活動等の不正防止に関する規程
 - ・公立大学法人名桜大学における公的研究費に関する不正防止計画
 - ・名桜大学研究活動等不正防止対策推進体制図
 - ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
 - ・公立大学法人名桜大学における研究資料等の保存等に関する内規
 - ・名桜大学生成 AI に関する利用指針【学生用】
(生成 AI の不適切な使用例)

I
関教務・履修
する内容に

II
資
料

II. 資料

III
関学
する生
る生
内活
容に

IV
諸
規
則

V
履
業
科
目
修
の
概
要
等

VI
1 そ
看護学研究科
の
教員名簿
他

VI
2 そ
建
物
配
置
図
他

人材育成モデル

高度実践者

地域の看護需要に対応して問題を解決するための指導的役割を果たす看護実践のリーダー、高度実践看護師

教育・研究者

ケアリング文化に根差した看護教育を探究する教育者及び研究者

科学的思考と倫理的・文化的感受性に基づいた判断力・問題解決能力を備えた看護職者の育成

保健・医療・福祉分野における他職種及び市民と協働できる調整能力を備えた看護職者の育成

沖縄の ケアリング 文化

地域の特性を踏まえ、住民の保健医療ニーズに応える看護職者の育成

生涯学び続ける看護職として、看護の専門性を探究する看護職者の育成

グローバルな視野で看護の役割を創造する能力を備えた看護職者の育成

演習・研究科目

専門演習・特別研究 / 課題研究 I・課題研究 II
指導教員のもと修士論文を作成する

専門科目

基盤看護分野

基盤看護学特論 I
基盤看護学特論 II

看護教育学領域
看護管理領域
看護技術学領域
国際看護学領域

臨床看護分野

臨床看護学特論 I 臨床看護学特論 II

がん看護学領域 慢性期看護学領域 急性期看護学領域 高齢者看護学領域 母性看護学領域 小児看護学領域 在宅看護学領域 精神看護学領域 公衆衛生看護学領域 病態生理学領域

高度実践看護師コース (がん看護専門看護師)

専攻分野共通科目
専攻分野専門科目
実習科目

がん看護学領域

共通科目

共通必修科目

看護理論 看護学研究方法論 I
看護学研究方法論 II

共通選択科目

沖縄のケアリング文化 看護教育学 看護倫理学 看護管理学
コンサルテーション論 ヘルスプロモーション論 包括的健康アセスメント 健康栄養学 病態生理学 英語講読

学部教育 (人間健康学部・看護学科・専門教育領域)

・基礎医学 ・基礎看護 ・成人看護 ・母性看護 ・小児看護 ・高齢者・在宅看護
・精神看護 ・地域看護 ・総合看護

履修モデル1 (2年で修了する場合)

養成する人材・・・高度専門職業人 (看護実践のリーダー)

授 業 科 目		配当 年次	単位数		履修方法及び修得単位数		修了要件	
			必 修	選 択	1 年次	2 年次		
共通科目	共通必修科目	看護理論	1 後	2		2	必修科目 3 科目 6 単位を履修すること。	
		看護学研究方法論 I	1 前	2		2		
		看護学研究方法論 II	1 後	2		2		
		小計 (3 科目)	-	6	0	6		
	共通選択科目	沖縄のケアリング文化	1 前		1	1	4 科目 8 単位以上履修すること。 うち 4 単位は、国際文化研究科 (修士課程) の共通科目及び教育研究領域科目 (演習科目除く) 並びにスポーツ健康科学研究科 (修士課程) の共通科目及び専門科目から履修することができる。	
		看護教育学	1 前		2			
		看護倫理学	1 後		1	1		
		看護管理学	1 後		2			
		コンサルテーション論	1 後		2	2		
		ヘルスプロモーション論	1 後		2			
		包括的健康アセスメント	1 前		2			2
		病態生理学	1 後		2	2		
		臨床薬理学	1 後		2			
		健康栄養学	1 後		2			
英語講読	1 前		2					
小計 (10 科目)	-	0	18	8				
専門科目	基盤看護学分野	基盤看護学特論 I	1 前		2	基盤看護学分野または臨床看護学分野のいずれかを選択し、特論 I 及び特論 II の 2 科目 4 単位以上履修すること。		
		基盤看護学特論 II	1 後		2			
		小計 (2 科目)	-	0	4		0	
	臨床看護学分野	臨床看護学特論 I	1 前		2		2	
		臨床看護学特論 II	1 後		2		2	
		小計 (2 科目)	-	0	4		4	
演習・研究科目	専門演習	1 後	4		4	専門演習 4 単位、特別研究 8 単位を履修すること。		
	特別研究	2 通	8				8	
	小計 (2 科目)	-	12	0	12			
修得単位数合計					30			
<input type="checkbox"/> 修了要件の 30 単位のうち、共通選択科目の 4 単位は、国際文化研究科 (修士課程) の共通科目及び教育研究領域科目 (演習科目除く) 並びにスポーツ健康科学研究科 (修士課程) の共通科目及び専門科目から履修することができる。								

修了生の進路

・地域の看護需要に対応して問題を解決するための指導的役割を果たす看護実践のリーダー

- (1) 病院 (2) 訪問・在宅事業所 (3) 行政機関 (保健所等)
(4) 国際保健分野 (NGO 等) (5) 学校・教育機関・企業等 (メンタルヘルスケアの実践者)

履修モデル2 (2年で修了する場合)

養成する人材・・・教育者・研究者

授 業 科 目			配当 年次	単位数		履修方法及び修得単位数		修了要件	
				必修	選択	1年次	2年次		
共通科目	共通必修科目	看護理論	1後	2		2		必修科目3科目6単位を履修すること。	
		看護学研究方法論Ⅰ	1前	2		2			
		看護学研究方法論Ⅱ	1後	2		2			
		小計(3科目)	-	6	0	6			
	共通選択科目	沖縄のケアリング文化	1前		1		1		4科目8単位以上履修すること。 うち4単位は、国際文化研究科(修士課程)の共通科目及び教育研究領域科目(演習科目除く)並びにスポーツ健康科学研究科(修士課程)の共通科目及び専門科目から履修することができる。
		看護教育学	1前		2		2		
		看護倫理学	1後		1		1		
		看護管理学	1後		2		2		
		コンサルテーション論	1後		2		2		
		ヘルスプロモーション論	1後		2		2		
		包括的健康アセスメント	1前		2				
		病態生理学	1後		2		2		
		臨床薬理学	1後		2		2		
		健康栄養学	1後		2		2		
	英語講読	1前		2		2			
	小計(10科目)	-	0	18	8				
	専門科目	基盤看護学分野	基盤看護学特論Ⅰ	1前		2	2		基盤看護学分野または臨床看護学分野のいずれかを選択し、特論Ⅰ及び特論Ⅱの2科目4単位以上履修すること。
			基盤看護学特論Ⅱ	1後		2	2		
			小計(2科目)	-	0	4	4		
臨床看護学分野		臨床看護学特論Ⅰ	1前		2				
		臨床看護学特論Ⅱ	1後		2				
		小計(2科目)	-	0	4	0			
演習・研究科目	専門演習	1後	4		4		専門演習4単位、特別研究8単位を履修すること。		
	特別研究	2通	8			8			
	小計(2科目)	-	12	0	12				
修得単位数合計						30			
<p>□修了要件の30単位のうち、共通選択科目の4単位は、国際文化研究科(修士課程)の共通科目及び教育研究領域科目(演習科目除く)並びにスポーツ健康科学研究科(修士課程)の共通科目及び専門科目から履修することができる。</p>									

修了生の進路

- ・地域の健康課題をテーマに継続的に研究する教育者と研究者
 - (1) 病院(臨地における教育担当者)
 - (2) 行政機関(保健所等の継続教育担当者)
 - (3) 専門職能団体(継続教育担当者)
 - (4) 看護専修学校(教育者)
 - (5) 看護系大学(教育者・研究者)
 - (6) 博士後期課程進学

履修モデル3（3年で修了する長期履修生（社会人入学生）場合）

養成する人材・・・高度専門職業人（看護実践のリーダー）

授 業 科 目		配当 年次	単位数		履修方法及び修得単位数			修了要件
			必修	選択	1年目	2年目	3年目	
共通科目	共通必修科目	看護理論	1後	2		2		必修科目3科目6単位を履修すること。
		看護学研究方法論Ⅰ	1前	2	2			
		看護学研究方法論Ⅱ	1後	2	2			
		小計（3科目）	-	6	0	6		
	共通選択科目	沖縄のケアリング文化	1前		1	1		4科目8単位以上履修すること。 うち4単位は、国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修することができる。
		看護教育学	1前		2			
		看護倫理学	1後		1	1		
		看護管理学	1後		2			
		コンサルテーション論	1後		2	2		
		ヘルスプロモーション論	1後		2			
		包括的健康アセスメント	1前		2		2	
		病態生理学	1後		2		2	
		臨床薬理学	1後		2			
		健康栄養学	1後		2			
英語講読	1前		2					
小計（11科目）	-	0	20	8				
専門科目	基盤看護学分野	基盤看護学特論Ⅰ	1前		2		基盤看護学分野または臨床看護学分野のいずれかを選択し、特論Ⅰ及び特論Ⅱの2科目4単位以上履修すること。	
		基盤看護学特論Ⅱ	1後		2			
		小計（2科目）	-	0	4	0		
	臨床看護学分野	臨床看護学特論Ⅰ	1前		2	2		
		臨床看護学特論Ⅱ	1後		2	2		
		小計（2科目）	-	0	4	4		
演習・研究科目	専門演習	1後	4		4		専門演習4単位、特別研究8単位を履修すること。	
	特別研究	2通	8			8		
	小計（2科目）	-	12	0	12			
修得単位数合計					30			
<p>□修了要件の30単位のうち、共通選択科目の4単位は、国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目から履修することができる。</p>								

修了生の進路

- ・地域の看護需要に対応して問題を解決するための指導的役割を果たす看護実践のリーダーとして、所属機関で活躍する。
- (1) 病院 (2) 訪問・在宅事業所 (3) 行政機関（保健所等） (4) 国際保健分野（NGO等）
- (5) 学校・教育機関・企業等（メンタルヘルスケアの実践者）

履修モデル4 (3年で修了する長期履修生(社会人入学生) 場合)

養成する人材・・・教育者・研究者

授 業 科 目		配当 年次	単位数		履修方法及び修得単位数			修了要件
			必 修	選 択	1年目	2年目	3年目	
共通科目	共通必修科目	看護理論	1後	2		2		必修科目3科目6単位を履修すること。
		看護学研究方法論Ⅰ	1前	2	2			
		看護学研究方法論Ⅱ	1後	2	2			
		小計(3科目)	-	6	0	6		
	共通選択科目	沖縄のケアリング文化	1前		1	1		4科目8単位以上履修すること。 うち4単位は、国際文化研究科(修士課程)の共通科目及び教育研究領域科目(演習科目除く)並びにスポーツ健康科学研究科(修士課程)の共通科目及び専門科目から履修することができる。
		看護教育学	1前		2	2		
		看護倫理学	1後		1	1		
		看護管理学	1後		2		2	
		コンサルテーション論	1後		2		2	
		ヘルスプロモーション論	1後		2			
		包括的健康アセスメント	1前		2			
		病態生理学	1後		2			
		臨床薬理学	1後		2			
健康栄養学		1後		2				
英語講読	1前		2					
小計(10科目)	-	0	18	8				
専門科目	基盤看護学分野	基盤看護学特論Ⅰ	1前		2		基盤看護学分野または臨床看護学分野のいずれかを選択し、特論Ⅰ及び特論Ⅱの2科目4単位以上履修すること。	
		基盤看護学特論Ⅱ	1後		2	2		
		小計(2科目)	-	0	4	4		
	臨床看護学分野	臨床看護学特論Ⅰ	1前		2			
		臨床看護学特論Ⅱ	1後		2			
		小計(2科目)	-	0	4	0		
演習・研究科目	専門演習	1後	4		4		専門演習4単位、特別研究8単位を履修すること。	
	特別研究	2通	8			8		
	小計(2科目)	-	12	0	12			
修得単位数合計					30			
<p>□修了要件の30単位のうち、共通選択科目の4単位は、国際文化研究科(修士課程)の共通科目及び教育研究領域科目(演習科目除く)並びにスポーツ健康科学研究科(修士課程)の共通科目及び専門科目から履修することができる。</p>								

修了生の進路

- ・地域の健康課題をテーマに継続的に研究する教育者と研究者として、所属機関で活躍する。
 - (1) 病院(臨地における教育担当者)
 - (2) 行政機関(保健所等の継続教育担当者)
 - (3) 専門職能団体(継続教育担当者)
 - (4) 看護専修学校(教育者)
 - (5) 看護系大学(教育者・研究者)
 - (6) 博士後期課程進学

履修モデル5 (2年で修了する場合) 案

養成する人材・・・高度専門職業人 (がん看護専門看護師)

授 業 科 目		配当 年次	単位数		履修方法及び修得単位数		備考	
			必修	選択	1年目	2年目		
共通科目	共通 必修 科目	看護理論	1後	2		2		5科目10単位履修すること。
		看護学研究方法論Ⅰ	1前	2		2		
		包括的健康アセスメント	1前	2			2	
		病態生理学	1後	2		2		
		臨床薬理学	1後	2		2		
	小計 (5科目)		-	10	0	10		
	共通 選択 科目	看護教育学*	1前		2	2		「看護教育学」「看護管理学」「コンサルテーション論」の3科目6単位から2科目4単位以上履修すること。
		看護管理学*	1後		2	2		
		コンサルテーション論*	1後		2	2		
		看護学研究方法論Ⅱ	1後		2	2		
		沖縄のケアリング文化	1前		1	1		
		看護倫理学	1後		1	1		
		ヘルスプロモーション論	1後		2	2		
		健康栄養学	1後		2	2		
英語講読	1前		2	2				
小計 (9科目)		-	0	16	16			
専門科目	がん病態治療学特論	1前	2		2		10科目24単位以上履修すること。	
	臨床看護学特論Ⅰ	1前	2		2			
	臨床看護学特論Ⅱ	1後	2		2			
	緩和ケア特論Ⅰ	1前	2		2			
	緩和ケア特論Ⅱ	1前	2		2			
	緩和ケア特別演習Ⅰ	1後	2			2		
	緩和ケア特別演習Ⅱ	1後	2			2		
	がん看護学実習Ⅰ	2前	2			2		
	がん看護学実習Ⅱ	2前	2			2		
	がん看護学実習Ⅲ	2前	4			4		
がん看護学実習Ⅳ	2前	2			2			
小計 (3科目)		-	24	0	24			
研究 科目 演習・	課題研究Ⅰ	1後	2		2		課題研究Ⅰ2単位、課題研究Ⅱ4単位を履修すること。	
	課題研究Ⅱ	2通	4			4		
小計 (2科目)		-	6	0	6			
修得単位数合計					44			

*はCNSコースにおける選択必修科目である。

□修了要件の44単位のうち38単位はCNSコースの必修科目である。

□国際文化研究科(修士課程)の共通科目及び教育研究領域科目(演習科目除く)並びにスポーツ健康科学研究科(修士課程)の共通科目及び専門科目から履修することができる。

修了生の進路

・地域の看護需要に対応して問題を解決するための指導的役割を果たす看護実践のリーダーとして、所属機関で活躍する。

- (1) 病院
- (2) 訪問・在宅事業所
- (3) 行政機関(保健所等)
- (4) 国際保健分野(NGO等)
- (5) 学校・教育機関・企業等(メンタルヘルスケアの実践者)

履修モデル6 (3年で修了する長期履修生(社会人入学生)場合)

養成する人材・・・高度専門職業人(がん看護専門看護師)

授 業 科 目		配当 年次	単位数		履修方法及び修得単位数			備考
			必修	選択	1年目	2年目	3年目	
共通 選 択 科 目	看護理論	1後	2		2			5科目10単位履修すること。
	看護学研究方法論Ⅰ	1前	2		2			
	包括的健康アセスメント	1前	2		2			
	病態生理学	1後	2		2			
	臨床薬理学	1後	2			2		
	小計(5科目)	-	10	0	10			
	看護教育学*	1前		2	2			「看護教育学」「看護管理学」「コンサルテーション論」の3科目6単位から2科目4単位以上履修すること。
	看護管理学*	1後		2	2			
	コンサルテーション論*	1後		2	2			
	看護学研究方法論Ⅱ	1後		2	2			
	沖縄のケアリング文化	1前		1	1			
	看護倫理学	1後		1	1			
	ヘルスプロモーション論	1後		2	2			
	健康栄養学	1後		2	2			
	英語講読	1前		2	2			
小計(9科目)	-	0	16	16				
専門科目	がん病態治療学特論	1前	2		2			10科目24単位以上履修すること。
	臨床看護学特論Ⅰ	1前	2		2			
	臨床看護学特論Ⅱ	1後	2		2			
	緩和ケア特論Ⅰ	1前	2		2			
	緩和ケア特論Ⅱ	2前	2			2		
	緩和ケア特別演習Ⅰ	1後	2		2			
	緩和ケア特別演習Ⅱ	2後	2			2		
	がん看護学実習Ⅰ	2後	2			2		
	がん看護学実習Ⅱ	3前	2				4	
	がん看護学実習Ⅲ	3前	4				4	
	がん看護学実習Ⅳ	3前	2				2	
小計(3科目)	-	24	0	24				
研究 科目 演習・	課題研究Ⅰ	1通	2			2		課題研究Ⅰ2単位、 課題研究Ⅱ4単位を履修すること。
	課題研究Ⅱ	2通	4				4	
	小計(2科目)	-	6	0	6			
修得単位数合計			44		44			

*はCNSコースにおける選択必修科目である。

□修了要件の44単位のうち38単位はCNSコースの必修科目である。

□国際文化研究科(修士課程)の共通科目及び教育研究領域科目(演習科目除く)並びにスポーツ健康科学研究科(修士課程)の共通科目及び専門科目から履修することができる。

修了生の進路

・地域の看護需要に対応して問題を解決するための指導的役割を果たす看護実践のリーダーとして、所属機関で活躍する。

- (1) 病院
- (2) 訪問・在宅事業所
- (3) 行政機関(保健所等)
- (4) 国際保健分野(NGO等)
- (5) 学校・教育機関・企業等(メンタルヘルスケアの実践者)

修士論文研究指導スケジュール(2年で修了する場合)

年次	セメスター	事 項			
		学生	研究指導教員・研究指導補助教員	研究科委員会等	
一年次	第一セメスター	4月	・研究指導教員及び研究題目を定め研究科長に届け出る。	・オリエンテーション	・学生の研究分野・領域を確認する。
		5月			
		6月			
		7月			
		8月			
		9月			
	第二セメスター	10月		・オリエンテーション	
		11月	・研究題目の決定・提出、研究計画書の作成開始	・「専門演習」を通して、研究題目に関する領域の文献検索方法、研究方法等の指導	
		12月			
		1月	・研究計画書の提出	・研究計画の発表会における指導	
第三セメスター	2月	・研究計画発表 ・研究計画書修正提出	・研究計画書の最終確認		
	3月	・倫理審査申請		・倫理審査の実施	
	4月	・研究計画書に基づき研究開始	・オリエンテーション ・「特別研究」を通して、データ収集、分析方法、結果の解釈、考察、文献引用、要約の作成等について指導する。		
	5月				
二年次	第三セメスター	6月			
		7月			
		8月	・中間発表	・発表内容に係る問題点等を指摘し、課題解決方法等について助言する。	・中間発表会の開催
		9月	・中間発表での研究成果を基に修士論文の作成を開始し、発表会での質疑、指摘等を踏まえ論文をまとめる。		
	第四セメスター	10月		・オリエンテーション ・論文の全体構成、資料・データ分析・整理法、文献検索等、論文作成まで指導	
		11月			
		12月	・修士論文及び学位論文審査願の提出する		・修士論文及び学位論文審査願の受理
		1月	・学内公開審査会において口述試験を受ける	・論文の審査・最終試験の実施(審査会)	・受理した論文の審査を研究科委員会に付託し、論文審査会(主査1名、副査2名)を設置する。
		2月	・論文審査・最終試験での指摘事項を修正し、最終提出する。	・審査した論文の内容について、問題点等の指摘・助言する(審査会)。	・審査会の報告を受けて、最終試験の可否及び修士課程の修了について議決する。
		3月	・公開発表会での研究発表		・公開発表会の開催
				・修了式において学位 修士(看護学)を授与する。	

※倫理審査の申請は指定された期日で随時受け付ける。

修士論文研究指導スケジュール(長期履修生:3年で修了する場合)

年次	セメスター	事項			
		学生	研究指導教員・研究指導補助教員	研究科委員会	
一年目	第一セメスター	4月	・研究指導教員及び研究題目を定め研究科長に届け出る。	・オリエンテーション ・「専門演習」と通して、研究題目に関する領域の文献検索方法、研究方法等の指導	・学生の研究分野・領域を確認する。
		5月	1年目は、主として授業科目の履修を行う。	・研究の背景、文献検討、研究目的・デザイン、具体的研究方法、倫理的配慮等について指導	
		9月			
	第二セメスター	10月		・オリエンテーション	
	2月	・研究計画書提出(可)	・研究計画書の最終確認		
3月	・倫理審査申請書提出(可)		・倫理審査の実施		
二年目	2年目は、補足的に授業科目を履修するとともに研究を開始する。				
	第三セメスター	4月	・研究指導教員及び研究題目の再確認。 ・研究題目の決定・提出、研究計画書の作成開始	・オリエンテーション ・「専門演習」と通して、研究題目に関する領域の文献検索方法、研究方法等の指導	・学生の研究分野・領域を再確認する
		5月	・研究計画書提出	・研究の背景、文献検討、研究目的・デザイン、具体的研究方法、倫理的配慮等について指導	
		6月	・研究計画発表会		
		7月	・倫理審査申請書提出		
		8月			
	第四セメスター	10月		・オリエンテーション ・「特別研究」を通して、データ収集、分析方法、結果の解釈、考察、文献引用、要約の作成等について指導	
		11月			
		12月			
		1月			
		2月	・研究計画書提出(可)	・研究計画書の最終確認	
		3月	・倫理審査申請書提出(可)		・倫理審査の実施
		第五セメスター	4月		
5月					
6月					
7月					
8月	・中間発表		・発表内容に係る問題点等を指摘し、課題解決方法等について助言	・中間発表会の開催	
9月	・中間発表での研究成果を基に修士論文の作成を開始し、発表会での質疑、指摘等を踏まえ論文をまとめる				
三年目	第六セメスター	10月	・オリエンテーション ・論文の全体構成、資料・データ分析・整理法、文献検索等、論文作成まで指導		
		11月			
		12月	・修士論文及び学位論文審査願の提出する		・修士論文及び学位論文審査願の受理
		1月	・学内公開審査会において口述試験を受ける	・論文の審査・口述試験の実施(審査会)	・受理した論文の審査を研究科委員会に付託し、論文審査会(主査1名、副査2名)を設置する。
				・審査した論文の内容について、問題点等の指摘・助言(審査会)	
		2月	・論文審査・最終試験での指摘事項を修正し、最終提出する。	・論文の審査及び最終試験の結果を研究科長に報告する(審査会)	・審査会の報告を受けて、最終試験の可否及び修士課程の修了について議決する。
			・公開発表会での研究発表		・公開発表会の開催
3月			・修了式において学位(看護学修士)を授与する。		

※倫理審査の申請は指定された期日で随時受け付ける。

令和 年 月 日

学修進捗状況報告書（院生用）

研究科長（博士前期課程） 様

_____年次_____分野_____領域

氏 名：_____印

学 生 番 号：_____

研究指導教員：_____印

研究指導補助教員：_____

研究指導補助教員：_____

私の（前学期・後学期）学修進捗状況について報告いたします。

記

研究テーマ（仮でもよい）

1. 研究および学修進捗状況：

2. 課題および今後の方向性：

3. 研修会・学会参加		
月日	研修会、学会参加等	
例) R6. 7. 25	第42回日本看護研究学会学術集会	
4. 学会発表		
月日	学会発表	
例) R6. 7. 25	第42回日本看護研究学会学術集会、研究テーマ「〇〇〇〇〇〇〇」、ポスター発表	
5. 論文投稿		
月日	論文題目、投稿先	
例) R6. 7	名桜花子、名桜太郎 (2023) 〇〇〇〇〇〇〇. 名桜大学紀要. No25. Vol. 1 p 1-10.	
6. 研究助成金の獲得状況		
月日 (助成期間)	内容 (課題名、助成先、代表の有無)	金額
例) R6. 7~R7. 6	〇〇〇〇〇〇〇、ユニバーサル財団代表者:名桜太郎、 <u>名桜花子</u>	100万
7. その他 (講演会パネリスト、シンポジウム講師等)		
月日	内容	
例) R6. 9. 20	沖縄県看護協会教育研修、〇〇〇〇〇〇〇〇、3時間	

【学生用】

あなたが自身の修士論文を自ら改善するために役立てると同時に、研究指導教員(主に論文指導を担当する教員)による指導をより効果的にするために作られたルーブリックです。Aを最も質の高い水準、以下、B、C、Dと段階が設定されています。これによって、より質の高い研究に到達するために必要となることが段階として分かれます。研究指導教員との目標や進捗の確認、そしてご自身で研究を進める過程において、定期的(①研究計画書作成、②中間発表会、③最終試験、④最終発表会)にご活用ください。B以上を目指してください。それぞれの項目に対してあなたの研究の現状に該当するものをA～Dから選んでOで囲んでください。また、そのように判断できなかった理由についても評価理由欄に記載してください。該当しない項目は評価理由欄に斜線をを入れてください。

領域	評価項目	A	B	C	D	1セマスタ	2セマスタ	3セマスタ	4セマスタ	5セマスタ	6セマスタ
テーマ設定(15)	看護・保健・医療・福祉・教育分野への貢献	臨床あるいは地域におけるケアや教育の課題の解決や理解の深化に直接関連するテーマを設定している	臨床あるいは地域におけるケアや教育の課題の解決や理解の深化に関連するテーマを設定している	臨床あるいは地域におけるケアや教育の課題の解決や理解の深化にほとんど関連しないテーマを設定している	臨床あるいは地域におけるケアや教育の課題の解決や理解の深化にほとんど無関係なテーマを設定している						
	発展可能性	より重要な研究へと発展することが可能である	より重要な研究へと発展することが可能である	より重要な研究へと発展する可能性の有無についてほぼ同様のテーマの先行研究があるが、独自性を有するとも言える	より重要な研究へと発展する可能性の有無についてほぼ同様のテーマの先行研究があるが、独自性を有するとも言える						
	オリジナリティ	関連する先行研究を網羅した上で、当該論文のテーマが独自の創見であることを明確に示している	関連する先行研究を網羅した上で、当該論文のテーマが独自の創見であることを明確に示している	指導教員との協議を通して計画書を作成し、研究レビュー、データ収集、分析、執筆など具体的な活動をいつ実施するか明確である	指導教員との協議を通して計画書を作成し、研究レビュー、データ収集、分析、執筆など具体的な活動をいつ実施するかやや不明確である						
	研究活動の妥当性	研究に関わる倫理上の問題について、十分に考慮し、研究活動を行っている	研究に関わる倫理上の問題について、十分に考慮し、研究活動を行っている	研究に関わる倫理上の問題への考慮・対応へ検討中である	研究に関わる倫理上の問題への考慮・対応へ検討中である						
	データの資料の管理保存	論文に収められたデータや独自資料は指導教員等の管理する公的な場所に適切に保存され、論文提出後の照会や検証に耐えられるようになっている	論文に収められたデータや独自資料は指導教員等の照会や検証にも対応可能である	データや独自資料は保存場所が不明確で、照会や検証にも対応可能である	データや独自資料は保存できていないデータや独自資料が一部存在する						
研究の内容とその記述(40)	目的の明示	研究の目的が明確に述べられており、その目的のために当該研究で何をどう進めていくのかというプランも明確に示されている	研究の目的は述べられており、その目的を達成するためのどのように進めていくのかもほぼ明らかである	研究の目的は述べられていない	研究の目的が不明確に述べられている						
	研究方法の妥当性	考えられる研究方法を採用している	考えられる研究方法を採用している	研究目的を達成するのに適していると考えられる研究方法を採用している	研究目的を達成するのにふさわしい研究方法であるかやや疑問である、あるいは他にさらに適当な方法が存在している						
	記述法・ルール	論文の本文は学術的な記述法で書かれ、本研究科で提示されている執筆規定に従って書かれている	論文の本文は学術的な記述法で書かれ、本研究科で提示されている執筆規定にもほぼ従っている	論文の本文は学術的な記述法で書かれ、本研究科で提示されている執筆規定にもほぼ従っている	論文の本文は学術的な記述法で書かれておらず、本研究科で提示されている執筆規定にもあまり従っていない						
	データの資料の量	研究目的を達成するために選択した研究方法のデータ・資料を収集している	研究目的を達成するために選択した研究方法のデータ・資料を収集している	研究目的を達成するために選択した研究方法のデータ・資料を収集している	研究目的を達成するために選択した研究方法のデータ・資料を収集しているが、選択した方法・分析手法を実施するのには十分な量とはいえない						
	分析方法	研究目的を達成するために選択した研究方法にふさわしい分析方法が行われており、当該分野における一定の水準を超えている	研究目的を達成するために選択した研究方法にふさわしい分析方法が行われており、当該分野における一定の水準に到達している	研究目的を達成するために選択した研究方法にふさわしい分析方法が行われており、当該分野における一定の水準に到達している	研究目的を達成するために選択した研究方法にふさわしい分析方法が行われており、当該分野における一定の水準に到達している						
口頭発表(10)	結果の表現	結果を適切に表現するために、適切な図表等が作成・配置されている	結果を適切に表現するために、適切な図表等が作成・配置されている	結果を適切に表現するために必要な図表等が作成・配置されている	結果を表現するために必要な図表等がほとんど作成されていない						
	考察とまとめ	参考資料や得られたデータに基づいて客観的に公平な考察をおこなっている。予想や仮説に一致しない結果も重要な結果として捉えている	参考資料や得られたデータに基づいて客観的に公平な考察をおこなっている。予想や仮説に一致しない結果も重要な結果として捉えている	参考資料や得られたデータに基づいて客観的に公平な考察をおこなっている。予想や仮説に一致しない結果も重要な結果として捉えている	参考資料や得られたデータに基づいて客観的に公平な考察をおこなっていない。予想や仮説に一致しない結果も重要な結果として捉えている						
	要約	目的・方法・結果・考察が簡潔明瞭に記載されており、提示した字数を満たしている	目的・方法・結果・考察が記載されているが、あまり簡潔でない	目的・方法・結果・考察が記載されているが、あまり簡潔でない	目的・方法・結果・考察が記載されていない(長い)						
	中間発表	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑・応答も適切である	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑・応答も適切である	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑・応答も適切である	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑・応答も適切である						
	最終試験(口述)	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑・応答も適切である	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑・応答も適切である	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑・応答も適切である	全体的な構成、表現力は分かり易く、質疑・応答も適切である						
成果(20)	最終発表	当該分野において、これまで解決できなかったことを解決する知見、あるいは新しい現象の発見を参考資料や得られたデータに基づいて提供している	当該分野において、これまで解決できなかったことを解決する知見、あるいは新しい現象の発見を参考資料や得られたデータに基づいて提供している	当該分野において、これまで解決できなかったことを解決する知見、あるいは新しい現象の発見を参考資料や得られたデータに基づいて提供している	当該分野において、これまで解決できなかったことを解決する知見、あるいは新しい現象の発見を参考資料や得られたデータに基づいて提供している						
	境界点の示唆	当該分野において、適切に境界点のある境界点と示唆についての議論を詳細に行っている	当該分野において、適切に境界点のある境界点と示唆についての議論を行っている	当該分野において、適切に境界点のある境界点と示唆についての議論を行っている	当該分野において、適切に境界点のある境界点と示唆についての議論を行っている						
	成果の公表	雑誌等へ研究論文の投稿をした	雑誌等へ研究論文の投稿をした	学内の研究成果発表を行った	学内の研究成果発表を行った						
	実践への貢献	研究によって明らかとなった知見や成果物を臨床あるいは地域・教育現場等の実践者へ提供し、役立てることが決まっている	研究によって明らかとなった知見や成果物を臨床あるいは地域・教育現場等の実践者へ提供し、役立てることが決まっている	研究によって明らかとなった知見や成果物を臨床あるいは地域・教育現場等の実践者へ提供し、役立てることが決まっている	研究によって明らかとなった知見や成果物を臨床あるいは地域・教育現場等の実践者へ提供し、役立てることが決まっている						
	実践への貢献	研究によって明らかとなった知見や成果物を臨床あるいは地域・教育現場等の実践者へ提供し、役立てることが決まっている	研究によって明らかとなった知見や成果物を臨床あるいは地域・教育現場等の実践者へ提供し、役立てることが決まっている	研究によって明らかとなった知見や成果物を臨床あるいは地域・教育現場等の実践者へ提供し、役立てることが決まっている	研究によって明らかとなった知見や成果物を臨床あるいは地域・教育現場等の実践者へ提供し、役立てることが決まっている						

*口頭発表において、発表時間を守れない場合は、0.5点減点とする

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）修士論文研究計画書

論文タイトル

2025年度

名城大学大学院 看護学研究科
看護学専攻（博士前期課程）

_____年次_____分野_____領域 長期履修（有・無）

学籍番号_____ 氏名_____ (印)

研究指導教員名 _____ (印)

研究指導補助教員名 _____

研究指導補助教員名 _____

提出日：○年○月○日

— 目 次 —

I はじめに ○

II 研究の背景 ○

III 研究目的 ○

IV 研究方法 ○

 1 研究対象

 2 調査期間

 3 研究場所

 4 研究方法

 5 倫理的配慮

※研究計画書は論文の体裁をとった詳細なものとする。

※倫理審査に提出する研究計画書は、研究指導教員および研究指導補助教員の指導を受け捺印されたものとする。

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）研究倫理審査申請書

論文タイトル

2025年度

名城大学大学院 看護学研究科
看護学専攻（博士前期課程）

_____年次 _____分野 _____領域 長期履修（有・無）

学籍番号 _____ 氏名 _____ (印)

研究指導教員名 _____ (印)

倫理審査委員名（主） _____

倫理審査委員名（副） _____

提出日：○年○月○日

看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）研究倫理審査申請書

令和 年 月 日提出

名桜大学看護学研究科長（博士前期課程） 殿

申請者 看護学研究科・1年生

氏名 印

申請承認者(研究指導教員)

職名

氏名 印

*申請受付番号 _____

1 審査対象	研究実施計画
2 研究課題名	
3 研究の目的	(研究目的に至るまでの経緯、研究の背景を含めて記載すること)
4 研究予定期間	(データ収集期間を含む研究終了までの時間) 令和 年 月から令和 年 月
5 研究等の概要	(研究データ収集に要する手続き等の研究方法を含める)
6 研究等の対象及び実施場所	(対象者数や対象者の条件、予定している施設の条件等を記載する。施設名は入れない。)

I
関
教
務
・
履
修
内
容
に

II
資

料

III
関
学
す
生
る
生
内
活
容
に

IV
諸

規
則

V
履
業
科
目
修
の
概
要
等

VI
1 そ
看護学研究科教員名簿
の
他

VI
2 そ
建
物
の
配
置
図
他

7 研究等における倫理的・社会的観点の配慮について

- (1) 研究の対象となる個人の人権の擁護

- (2) 研究の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法
(対象者への説明と同意をどのように行うのかを記載する)

- (3) 研究によって生ずる当該個人への不利益および危険性の予測

- (4) その他(判断能力の乏しい対象者への対処など)

- (5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む)

8 本研究計画の危険性等について (該当するものに○を記入すること)

- (1) 研究対象者に対して最小限の危険 (日常生活や日常的な医学検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限界を超えない危険であって、社会的に許容される種類のをいう) を超える危険を含まない研究計画
- (2) (1) 以外の研究計画
- (3) ヒトゲノム・遺伝子解析に関する研究

注意事項 1. 審査対象となる関連書類 (研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど) 写しを添付すること

2. *欄は記載しないこと

3. 記載については適宜、欄を広げてかまわない

令和 年度 看護学研究科看護学専攻(博士前期課程) 研究倫理審査結果通知書

令和 年 月 日

学籍番号: 氏名 殿

名桜大学看護学研究科(博士前期課程)
研究科長

受付番号:

研究題目名:

上記課題を、看護学研究科(博士前期課程)にて倫理審査を行った結果、下記のとおり判定したので通知する。

記

判定	承認	但し書き承認	条件付承認	不承認
理由				

I
関教
務
す
る
履
内
修
容
に

II
資

料

III
関学
す生
る生
内活
容に

IV
諸
規
則

V
履
業
科
目
修
の
概
要
等

VI
1 そ
看護学
研究科
教員名
簿他

VI
2 そ
建
物
配
置
図他

研究倫理審査結果項目

学籍番号:

氏 名:

研究題目名:

	印	No	検 討 項 目
研究計画		1	研究の目的、意義が明確に述べられ、実施に値するか
		2	対象者の選定は適切であるか
		3	研究内容は、研究目的の遂行上、必要不可欠と認められるもののみに限っているか
		4	研究方法の選定が適切であり、具体的かつ適切に述べられているか
		5	研究の期間が明記されており、研究遂行するのに適切な期間か
		6	研究に関連した専門的知識および研究背景についての文献検討が十分に行われているか
		7	研究対象者の責任・判断能力に応じて、代諾者の同意を得る方法は明記されているか
		8	研究対象者の選定手続きの公平性は保たれているか
人権の擁護・自由意志		9	研究対象者に対し、研究協力の自由性が確保されているか、また、研究参加の有無に関わらず不利益がないことを保障しているか
		10	質問に対しての回答や、研究の一部の参加を拒否・辞退できる配慮がなされているか
		11	研究協力に伴う不快、不自由、不利益、リスクについて十分に検討しているか
		12	予測される研究対象者の不快・不利益・不自由・リスク等を最小限にする方法を講じているか
		13	研究によって得られる利益(協力者・社会)と不利益のバランスが十分に検討されているか
情報保護		14	研究対象者の個人情報保護(匿名性の確保)の方法は十分に行われているか
		15	データや資料を厳重に管理し、個人情報の保護に努めているか
情報提供・同意		16	研究依頼書には対象者に合わせて目的、内容、手順がわかりやすく明記されているか
		17	研究依頼書には研究対象者の匿名性、個人情報保護について明記されているか
		18	研究協力に伴う不快、不自由、不利益、リスクなどが説明されているか
		19	研究依頼書にはいつでも参加を拒否、辞退でき、それによる不利益がないことを明記されているか
		20	研究依頼書には研究結果の公表方法について明記されているか
		21	同意書及び同意書撤回書には研究者用と研究対象者用の控え(コピーでも可)を用意し、それぞれに説明者、研究対象者欄に署名欄があるか、同意書及び同意撤回書を必要としない場合、その理由が記載されているか
		22	同意書は原則文章で受け取っているか(ただし、質問紙調査等、回答、提出があったことを持って同意を得たとみなすことが可能。その場合は、依頼文に同意の得方を明記)
		23	研究依頼書および同意書が、研究協力者(管理責任者、対象者等)の理解に沿った内容であり、必要部数が準備されているか(必要に応じて)
		24	研究依頼書には研究対象者からの質問に答える準備があることおよび連絡方法が明記されているか

年度看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）
【 研究計画書 研究倫理・学位論文 】 審査結果に対する回答書

年 月 日

申請者
氏名
研究指導教員

受付番号：
研究課題名：

令和 年 月 日の【 研究計画書・研究倫理・学位論文 】 審査「 」の判定結果について、以下の点を追加修正しましたので、再提出いたします。

指摘箇所	訂正箇所

I
関教
務・
履
修
内
容
に

II
資
料

III
関学
す生
る生
内活
容に

IV
諸
規
則

V
履
業
科
目
修
の
概
要
等

VI
1 そ
看護学
研究科
教員名
簿 他

VI
2 そ
建
物
配
置
図 他

令和 年 月 日

誓約書

公立大学法人
名桜大学理事長 殿

所属 _____

氏名(自署) _____ 印

私は、名桜大学の構成員として、下記事項について誓約します。

1. 名桜大学が指定する研究活動等不正防止に関する教育を受講し、その内容を理解したこと
2. 名桜大学で定める諸規則を遵守し、研究活動等における不正行為及び不適切行為を行わないこと
3. 諸規則に違反して不正行為及び不適切行為を行った場合は、名桜大学、公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負い、その損害を賠償すること

学位論文作成要領：具体的な書き方

(表紙 例 16ポイント ゴシック体)

手術を受ける壮年期患者の不安要因に関する研究
—初めての手術を受けた退院時の聞き取りから—

2025 年度

名桜大学大学院 看護学研究科
看護学専攻（博士前期課程）

M22024〇〇〇 名桜 〇〇

研究指導教員名 教授 〇〇〇〇

提出日：〇年〇月〇日

I
関
教
務
す
る
履
修
内
容
に

II
資
料

III
関
学
す
生
る
生
内
活
容
に

IV
諸
規
則

V
履
修
課
目
の
概
要
等

VI
1
そ
の
他
の
名
簿
等

VI
2
そ
の
他
の
配
置
図

—目次(例)— (12pt ゴシック)

I	はじめに 序章 緒言	○
II	研究の背景	○
III	研究目的	○
IV	研究方法	○
	1 研究対象	
	2 調査期間	
	3 研究場所	
	4 研究方法	
	5 倫理的配慮	
V	結果	○
VI	考察	○
VII	おわりに 終章 結論	○
	謝辞	○
	引用文献	○
	資料	○

(1) 論文執筆要領

①ページ設定

用紙は、A4版、縦置きで横書きを用いる。全て片面印刷とする。

余白は、上 25mm、下 25mm、左 30mm、右 20mm とする。文字数と行数は、それぞれ 40 文字／行、36 行／頁とする。ページ番号は、本文（はじめに・序論）から引用・参考文献の終わりまでフッターの中央につけ、表題、目次、付表・付図にはつけない。ただし、付表・付図には、付表番号、付図番号をつける。

②表紙の書式

A4用紙1枚に、表題、副題、所属、学籍番号・氏名、研究指導教員氏名を中央に配置する。表題と副題は紙面の中央よりやや上部に配置し、所属等は紙面の下部に配置する。表題のフォントはMSゴシック 16ポイントとする。

③本文の書式

各章のタイトル（例 I はじめに）は 12ptMSゴシック、各節は 11ptMSゴシック左寄せで、本文は 10.5ptMS明朝、左寄せとする。各章のタイトルの上下には空白行を1行ずつ設ける。また、各節のタイトルの上にも空白行を1行設ける。論文の構成は、研究指導教員と相談すること。文中の句読点はピリオド(.)及びカンマ(,)を使用して書くこと。

(2) 抄録原稿の執筆要領

①使用するフォントとサイズ

タイトル：ゴシック 16pt サブタイトル：ゴシック 12pt

学籍番号・学生氏名：ゴシック 10.5pt 見出し：ゴシック 10.5pt

本文：MS明朝 10pt

参考引用文献等 10pt

図・表キャプション：ゴシック 9pt(図は下側、表は上側に記載すること)

②レイアウト

余白：上 20mm、下 25mm、左 15mm、右 15mm

タイトル・サブタイトル、学生氏名までは1段落とし、見出し、本文以降を2段組とする。段組間は2文字とし、一行の文字数を26文字、行数を49行とする(数字、英字等が含まれている場合はこの限りではない)。本文(引用文献・参考文献)の後に改行し、右揃えで研究指導教員名(研究指導教員：桜花 散歩)を記載する。ページ数は2ページとし、見開きとする。

研究指導 教員認印	
--------------	--

学 位 論 文 審 査 願

年 月 日

名桜大学大学院
看護学研究科長（博士前期課程） 殿

分野・領域名 _____

学生番号 _____

氏 名 _____ 印

このたび名桜大学学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項第 2 条の規定に基づき、下記のとおり学位論文を提出しますので、審査くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

論文題目

--

チェックリスト（修士論文審査用）

分野 _____ 学籍番号 _____ 氏名 _____

- * 論文提出の際は、このチェックリストも提出すること。
- * ファイルにして提出すること。

提出先：教務課

提出〆切：12月中旬～下旬

書類	必要部数	本人チェック欄	事務室チェック欄
学位論文審査願 (様式第1号)	原本1部 (閉じない)		
論文要旨 (様式第2号)	原本1部 コピー3部		
修士論文	原本1部 コピー3部		

* 教務保管：原本1部 コピー：(主査1部、副査1部、研究指導教員1部)

* 基礎科目（基礎必修科目2科目4単位、基礎共通科目選択4科目8単位以上）、
基本科目（3科目6単位以上）演習・研究科目（演習4単位）を履修していること。

<学位論文審査後提出>

提出先：教務課

提出〆切：1月下旬

書類	必要部数	本人チェック欄	事務室チェック欄
論文要旨 (様式第2号)	原本1部 コピー3部		
修士論文	原本1部 コピー3部		
指摘箇所回答書	原本1部 コピー3部		

* 教務保管：原本1部 コピー：(主査1部、副査1部、研究指導教員1部)

<発表会終了後最終提出>

提出先：教務課

提出〆切：2月下旬

書類	必要部数	本人チェック欄	事務室チェック欄
論文要旨 (様式第2号)	原本1部		
修士論文	原本1部		
抄録	原本1部		
学修進捗状況報告書	1部		

* 教務課保管1部、大学院生室1部、研究指導教員1部とする。

* 提出書類は穴を開けずにクリアファイルで提出する。

論文要旨

分野・領域名

学生番号

氏名

印

論文題目

論文要旨（字数 800 字程度）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

Abstract

Field of Studies

Student Number

Signature

Thesis Title

Abstract (about 500 words)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

I 関教務・履修内容に関する資料

II 資料

III 関学する生る生内活容に関する資料

IV 諸規則

V 履修業科目の概要等

VI 1 その他
看護学研究科教員名簿

VI 2 その他
建物配置図

名桜大学大学院

看護学研究科長（博士前期課程） 殿

学位論文審査委員

主 査 _____

副 査 _____

副 査 _____

学位論文審査及び最終試験の結果報告書

このたび、審査会として、学位論文の審査及び最終試験を終了しましたので、その結果について、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項第5条に基づき、下記のとおり報告します。

記

分野・領域名	分野				領域
研究指導教員					
学 生 番 号			氏 名		
成 績 評 価	学位論文	合 格	不 合 格	最 終 試 験	合 格
論 文 題 目					
審 査 要 旨	<p>* 記載内容</p> <p>①修士学位を授与するにふさわしいとする見解</p> <p>*学位が授与される資格があると判定したときは、この報告書の末尾は以下を参考にして簡潔にまとめること。</p> <p>「本研究は・・・について、その・・・を研究したものであり、・・・について重要な知見を提示している。論文審査および最終試験（口述試験）では、・・・学術的に価値があると判断し、合格とした。提出された修士論文は、看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）が定める学位論文審査基準を満たしており、修士（看護学）の学位として合格とする。」</p>				

名桜大学大学院

看護学研究科長（博士前期課程） 殿

学位論文審査委員

主 査 _____

副 査 _____

副 査 _____

学位論文及び最終試験の審査経過報告書

このたび、審査会として、学位論文の審査及び最終試験を終了しましたので、その結果について、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項第5条に基づき、下記のとおり報告します。

記

分野名	分野				
研究指導教員					
学生番号			氏名		
成績評価	学位論文	合格 不合格	最終試験	合格 不合格	
論文題目					
審査要旨	* 記載内容 ① 論文審査経過 *指摘箇所およびそれに対する回答を含む ② 口述による最終試験の結果（論文内容の理解度、結果の考察の論理性、課題の認識および今後の研究の発展性など）				

修士論文発表用抄録 執筆要領

名桜大学大学院

I. A4 縦、横書きにて作成を行う。使用フォントは、タイトルと見出しが MS ゴシック体、本文は MS 明朝体とする。文字サイズは、タイトルが 16 ポイント、氏名や見出しは 10.5 ポイントとし、本文は 10 ポイントとする。

※英文にて作成する場合は、本文の使用フォントを Times New Roman とする。

II. 抄録は 2 段組構成で作成し、両面印刷 1 枚及びデータ (pdf.形式) を各研究科において定められた所定の期日までに提出する。

III. 余白は上 20mm、下 25mm、左 15mm、右 15mm とする。

IV. 「タイトル」(1 行目) は中央揃えとする。「氏名 (学生番号)」(2 行目)、「研究指導教員 (3 行目) は右揃えとする。

V. 文章は常態で簡潔にまとめることとする。

・ピリオド(.)及びカンマ(,)を使用して書くこと。

VI. 図表の挿入は可能とする。

VII. 項目は研究内容に沿って、記載をする。

i. はじめに (緒言) (Introduction)

ii. 研究背景 (Background)

iii. 研究目的 (Purpose、 Aim)

iv. 研究方法 (Method)

※倫理的配慮については該当しない学生は省略可とする。

v. 結果 (Result)

vi. 考察 (Discussion)

vii. まとめ (結論) (Conclusion)

viii. 謝辞 (Acknowledgements)

※省略可

ix. 参考文献 (Bibliography、 References)

VIII. 参考文献(Bibliography、References)について

- 1) 和文の参考文献については、論文には「 」、書名及び雑誌名には『 』を入れる。
- 2) 和文のみで参考文献を記す場合、著者名に基づいて五十音順に記す。
- 3) 英文の参考文献についてはAPA(American Psychological Association)書式を用いて作成する。
- 4) 文献は、書名(thesisを含む)、雑誌名には通常の大文字を用い、各単語は冠詞、前置詞等を除いて大文字で始める。書名、雑誌名はイタリック体(斜体)で記す。
- 5) 同一著者の文献が2点以上ある場合は年代順に並べる。2点目以降も、著者名と雑誌名は省略しない。

IX. その他、研究指導教員と調整の上、作成を進めることとする。

I
関
務
す
る
内
容
に

II
資

料

III
関
学
す
る
生
活
内
容
に

IV
諸

規

則

V

履
業
科
目
の
概
要
等

VI

1
そ
の
他
の
看
護
学
研
究
科
教
員
名
簿

VI

2
そ
の
他
の
建
物
配
置
図

III. 学生生活に関する内容

Ⅲ. 学生生活に関する内容

1. 長期履修制度

長期履修については、名桜大学大学院看護学研究科長期履修学生規程により、3年間の履修が認められる。申出は、入学後から1年以内に行うものとし、大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）委員会の議を経て決定する。

2. 奨学金

奨学金については、名桜大学大学院看護学研究科奨学金規定に基づき、給付される。施設、団体等の奨学金については個人で確認する。

3. 授業料減免

授業料減免については、名桜大学の授業料免除及び徴収猶予取扱規定に定める。

4. 研究支援補助金

大学院生への研究支援として、書籍や消耗品、学会発表に要する旅費交通費について、補助金が支給される。大学院生研究支援補助金申請要項にそって申請することができる。（別紙：研究支援補助金申請要項）

5. 研究室（自習室）の利用の仕方

大学院学生の実験室（自習室）については、北部地域看護系医療人材育成支援施設の1室を看護学研究科学生の実験室・共同演習室として使用する。実験室には、ネットワーク環境を整備したパソコン、机、椅子を整備する。また、共用の書籍等の書棚や研究資料等を保管する個人用ロッカーを設置する。看護学科棟出入り口の鍵、実験室入り口の鍵、ロッカーの鍵は個人貸与とする。修了時また途中で使用する必要がなくなった場合は、教務課にすみやかに返却する。紛失時は個人の責任で賠償する。看護学科棟出入り口の鍵、実験室入り口の鍵はすべて共用であるため、紛失しないように注意する。また、他人との貸し借りは厳禁とする。

実験室の備品等に不具合が生じた場合は、教務課または大学施設課に連絡する。

平日の看護学科棟の開錠は8時から22時、土曜日は12時から17時であり、原則として守衛が取り扱う。それ以外の時間や休日等は、個人で開錠、施錠を行う。

6. 図書館の利用

開館時間は平日8時45分から22時、土曜日は12時から18時、日曜・祝祭日は休館日となっている。

大学院生への館外貸出は10点以内、期間は4週間となっており、館外貸出を受けるときは、借りたい図書に学生証を添えて図書館カウンターに提出する。

図書館の蔵書は館内の蔵書検索端末（OPAC）や図書館のHPにて、館内および館外から検索できる。電子ブックについては、学内から図書館 HP 内の OPAC にアクセスし、アカウントを作成すれば、学外からも利用できる。電子ジャーナルやデータベースについても図書館HPから利用できるが、学内からのアクセスに限る。

そのほか、レファレンスサービス、文献複写サービス、ILLサービス（他館資料の複写・借受）、予約・リクエストサービスについては、図書館カウンターにて受付けている。（名桜大学附属図書館利用規定参照）

7. PCの利用の仕方

PCの利用については、入学時に名札、学生証等と一緒に配布されるID・パスワードを入力し利用することができる。

PCが利用出来る場所は、研究室の他にPC教室、図書館、MM教室等がある。

8. 学生相談

(1) 相談窓口

学生に対する修学支援は、個々の学生の研究指導を担当する教員が行い、入学から修了するまできめ細やかな履修指導を行う。また、教員のオフィスアワーや電子メールを利用した修学相談も実施している。

(2) カウンセリング

学生相談室にてカウンセラーが、皆さんの不安や悩みなどの相談に応じる。

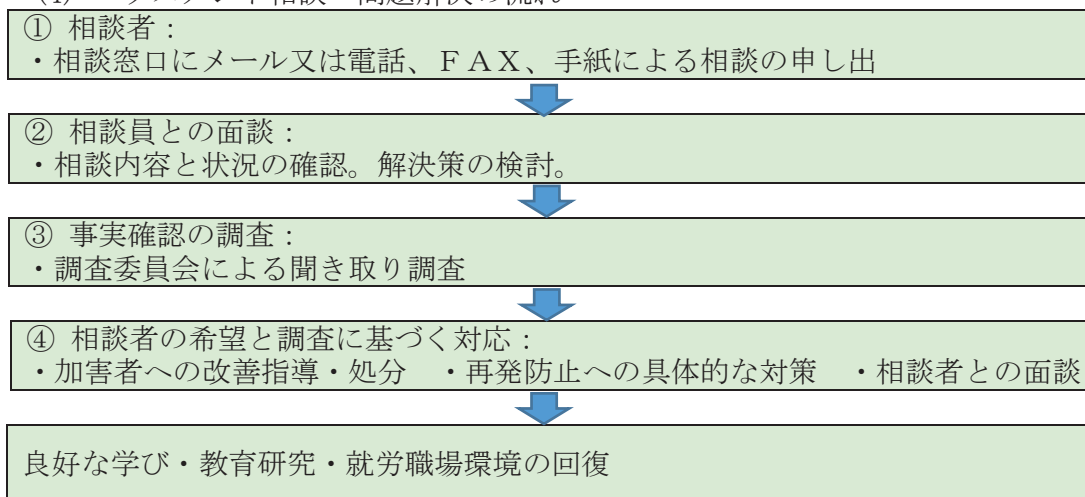
(3) ハラスメント被害について

アカデミックハラスメント、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、など、世の中には様々なハラスメントが存在する。誰もが知らぬ間にハラスメントの加害者又は被害者になる可能性がある。本学では、「ハラスメントのないキャンパスに向けて」積極的に取り組んでいる。一人で悩まずに、学内の相談窓口を活用すること。

【相談窓口】

- ・メール相談：(総務課) soumu@meio-u.ac.jp
- ・電話相談：(総務課) 0980-51-1100
(学生課) 0980-51-1057
(学生相談室・保健センター) 0980-51-1066
- ・FAX相談：(総務課) 0980-52-4640
(学生課) 0980-51-1124
- ・手紙相談：〒905-8585
名護市為又 1220-1 公立大学法人名桜大学「総務課長」宛て(親展)

(4) ハラスメント相談・問題解決の流れ



I
関
務
・
履
修
に
関
する
内
容
に

II
資

料

III
関
学
す
生
る
生
内
活
容
に

IV
諸

規

則

V

履
業
科
目
修
の
概
要
等

VI

1
そ
看護学研究科
教員名簿
他

VI

2
そ
建
物
配
置
図
他

IV. 諸 規 則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき深く専門の学芸を教授研究し、幅広い知識を授け、世界の文化の進展と人類の平和に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究の質の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、点検及び評価を行うものとする。

- 2 自己点検・評価の結果は公表し、教育研究の質保証及び改善に努める。
- 3 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 組織

(学部)

第2条 本学に次の学部を置く。

- 国際学部
- 人間健康学部

2 前項の学部 zu 置く学科及びその入学定員、編入学定員、収容定員は、次のとおりとする。ただし、編入学定員は3年次定員とする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際学部	国際文化学科	180人	5人	730人
	国際観光産業学科	160人	5人	650人
人間健康学部	スポーツ健康学科	95人	5人	390人
	看護学科	80人	5人	330人
	健康情報学科	80人	5人	330人
計		595人	25人	2430人

3 前項に規定する国際学部各学科の入学定員中5人は外国人留学生とする。

(大学院)

第2条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

(助産学専攻科)

第2条の3 本学に助産学専攻科を置く。

2 助産学専攻科に関する規程は、別に定める。

(附属図書館)

第3条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第3条の2 本学に附属研究所を置く。

2 附属研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第4条 本学に事務局を置く。

2 事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員

(職員)

第5条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 職制に関し必要な事項は、別に定める。

(学長)

第5条の2 学長は、校務をつかさどり、職員を統督する。

(副学長)

第5条の3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(職員の連携及び協働)

第5条の4 本学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

第4節 教育研究審議会及び教授会

(教育研究審議会)

第6条 本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会の運営に関する規定は、別に定める。

(教授会)

第6条の2 本学の学部教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分け、学期ごとに授業科目を開設し、第15条に定めるところにより単位の認定を行う。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年の3月31日まで

2 学長は、前項の学期の期間を必要に応じて変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
 - (3) 沖縄県慰霊の日 6月23日
 - (4) 創立記念日 12月21日
 - (5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (6) 冬季休業 12月21日から翌年1月4日まで
 - (7) 春季休業 3月1日から3月31日まで
- 2 学長は、前項の休業日を必要に応じて変更することができる。
 - 3 臨時休業日は、その都度学長が定める。
 - 4 休業日の期間中でも必要な実習その他を課することができる。

第2章 修業年限及び在学期間

（修業年限）

第10条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、支障のない場合に限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。
- 3 長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。

（在学期間）

第11条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。

- 2 前項の規定に関わらず、第23条の規定により入学した者は、4年を超えて在学することができない。
- 3 第1項の規定に関わらず、第24条第1項及び第25条第1項の規定により入学した者は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えて在学することができない。

第3章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第12条 本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、学部及び学科ごとに体系的な教育課程を編成するものとする。

（人材養成の目的）

第12条の2 学部の人材養成の目的を次のとおり定める。

(1) 国際学部

平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と地域社会及び国際社会への深い理解をそなえた有為な人材を養成する。

ア 国際文化学科

沖縄県が持つ地理的・歴史的・文化的特性を活用し、多文化理解力、高い日本語能力、英語をはじめとする外国語の実践的運用能力を身につけ、地域社会および国際社会で活躍できる人材を養成する。

イ 国際観光産業学科

観光産業および地域振興における社会的ニーズに対応し、多様化する問題・課題のマネジメント能力をそなえ、地域社会および国際社会に貢献できる実践力のある人材を養成する。

(2) 人間健康学部

平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と調和のとれた知・徳・体をそなえた人材及び心身の健康を支援する有為な人材を養成する。

ア スポーツ健康学科

人間の「こころ」と「からだ」を科学的に研究し、人格の尊重、生命の尊厳を指導できる資質をそなえた健康支援の人材を養成する。

イ 看護学科

人間としての尊厳・健康に生きる権利を擁護し、自己評価能力・自己教育力を身につけ、広く社会に貢献できる看護職者を養成する。

ウ 健康情報学科

数理・データサイエンス・AI の手法を駆使し、保健・医療・福祉などを含む健康分野と社会全般に関するデータを分析することで、新たな価値やサービスの創出に貢献できる人材を養成する。

(教育研究上の目的)

第12条の3 学部の教育研究上の目的を次のとおり定める。

(1) 国際学部

ア 国際文化学科

自国及び環太平洋地域を中心とする国・地域の言語・文化・政治等に関する知見を基礎に学際的研究及び理論、実践、比較研究を通じ、地域社会及び国際社会における課題の解決に取り組む。

イ 国際観光産業学科

観光産業および地域振興における社会的ニーズの変化とともに多様化する問題・課題に対応して、学際的研究及び理論、実践、比較研究を通じ、観光現象を探究・究明する。

(2) 人間健康学部

ア スポーツ健康学科

人間理解、健康理解を基礎として、食生活・栄養、運動・スポーツ、心理、社会福祉、保健・医療の幅広い視点に立った多面的角度から「スポーツと健康」を探究・究明する。

イ 看護学科

地域に根ざしたケアリング文化を発掘・継承・発展させ、人類の健康増進に務め且つ看護学のグローバルな発展に寄与することを目的に教育研究活動を推進する。

ウ 健康情報学科

数理・データサイエンス・AI の手法を駆使し、保健・医療・福祉などを含む健康分野と社会全般に関するデータを分析することで、多面的な視点から「健康と情報」を探究・究明する。

(3つのポリシー)

第12条の4 本学は、人材養成並びに教育研究上の目的を踏まえ、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、及び入学者受入れの方針（以下、「3つのポリシー」という。）を定める。

2 3つのポリシーに関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目の名称及び単位数等)

第13条 本学における授業科目の名称並びに単位数は、各学部履修規程に定める。

2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

3 外国人留学生対象の外国語教育科目の種類及び単位数は、各学部履修規程に定める。

4 卒業に必要な単位数は、各学部履修規程に定める。

(授業の方法)

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。

3 本学は、第一項の授業を、外国において履修させることができるものとする。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができるものとする。

(単位の計算方法)

第14条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業及び授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義又は演習及び実験、実習又は実技の二つ以上の方法で構成される授業科目については、上記(1)及び(2)を勘案し、16時間から45時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、必要な学修の成果を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第15条 授業科目を履修した者には、試験及び出席状況その他によって認定の上、単位を与える。

(成績評価)

第16条 授業科目の成績は、秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)及び不可(59点以下)の5種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし不可を不合格とする。ただし、実習の場合は、合格又は不合格の評語をもって表すことができる。

(授業日数)

第17条 学年の授業日数は、定期試験の日数も含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業時間)

第17条の2 各授業科目の授業は、8週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

(授業を行う学生数)

第17条の3 本学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。

第4章 入学、編入学、転入学及び再入学

(入学)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び外国人学生の入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第19条 本学の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (7) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学志願手続)

第20条 入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選抜)

第21条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

(入学手続及び入学許可)

第22条 選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、個人情報取扱い同意書その他必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第23条 編入学の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し60単位以上を修得した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者
- 2 編入学を志願する者は、所定の期日までに編入学願書に編入学検定料及び別に定める書類を添えて願出なければならない。

- 3 編入学志願者に対しては、選抜試験を行う。
- 4 選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、保証書その他必要書類を提出しなければならない。
- 5 学長は、前項の編入学手続を完了した者に編入学を許可する。
(転入学)

第24条 他の大学に在学中の者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 転入学を希望する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、転入学に関し必要な事項は別に定める。
(再入学)

第25条 次の各号の一に該当する者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第28条による退学者
 - (2) 第29条第5号、第6号及び第7号の規定により除籍された者
- 2 前項に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は別に定める。

第5章 休学、復学、退学、除籍、転学部、転学科及び転学

(休学)

第26条 病気その他の理由により修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は理由書を添えて願い出、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、病気その他の理由により修学が不相当と認められる者に対して、必要な期間休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。
- 4 休学期間は通算して4年を超えることはできない。
- 5 前項の規定に関わらず、第23条の規定により入学した学生の休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 6 第4項の規定に関わらず、第24条第1項及び第25条第1項の規定により入学した学生の休学期間は、入学後の在学すべき年数を超えることができない。
- 7 休学期間は、第10条に規定する修業年限及び第11条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第27条 休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日までに願い出、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第28条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が、これを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 在学期間を超えた者
- (3) 第26条第4項、第5項及び第6項に定める休学期間を超えてなお修学できない

い者

- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続きをしない者
- (6) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (7) 卒業に要する最終学年を除く一学年の修得単位(第35条により認定された単位は除く。)が16単位未満の者

(転学部)

第30条 本学の学生で、他の学部への転出(以下「転学部」という。)を志望する者があるときは、学長は、相当年次に転学部を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転学部については、別に定める。

(転学科)

第30条の2 本学の学生で、転学科を志願する者があるときは、学長は、相当年次に転学科を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転学科については、別に定める。

(転学)

第31条 本学の学生で他の大学へ入学又は転入学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

第6章 卒業及び学位

(卒業)

第32条 次の要件を満たした者には、学長が卒業を認定する。

- (1) 第10条に規定する修業年限在籍した者
- (2) 第13条第4項に規定する単位を修得した者
- (3) 卒業判定に合格した者

- 2 卒業判定に係る卒業見込判定等については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項に与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位(第39条及び第40条の規定により履修した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることが

できる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(遠隔授業により修得することができる単位数)

- 第35条の2 第13条の2第2項の授業の方法により修得できる単位数は、第13条第4項に規定する卒業の要件として修得すべき単位数のうち、60単位を超えないものとする。

(教員の免許状授与の所要資格の修得)

- 第35条の3 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところに従い、各学部履修規程に定めるところにより授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、各学部履修規程に定める。

(他学部等における授業科目の履修等)

- 第35条の4 学生は、他の学部又は他の学科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定の実施に際し必要な事項は、別に定める。

(学位)

- 第36条 本学を卒業したものには、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 学費

(学費及びその他の納入金)

- 第37条 本学の学費は、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

第8章 科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生

第38条 削除

(科目等履修生)

- 第39条 本学において、授業科目の履修を希望する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、学長は、当該学部の教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第40条 削除

(特別聴講学生)

- 第41条 他の大学等との協議に基づき、当該大学等の学生に授業科目の履修を認め

ることができる。

- 2 前項の規定により授業科目の履修が認められた学生は、特別聴講学生と称する。
(聴講生)

第41条の2 学外者が本学の授業科目の聴講を希望する場合、学長は、聴講生として受け入れることができる。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 公開講座

(公開講座)

第42条 大学の教育を広く社会に開放し、生涯学習に対する要望に応えるとともに、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第10章 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長は、これを表彰する。

(懲戒)

第44条 学生が、本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、これを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学又は退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 寄宿舍

(寄宿舍)

第45条 本学に寄宿舍を置く。

- 2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月27日)

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成11年3月26日）

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成12年3月29日）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、国際学部の国際文化学科、経営情報学科及び観光産業学科の平成12年度から平成14年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	平成12年度	平成13年度	平成14年度
国際学部	国際文化学科	470人	470人	465人
	経営情報学科	470人	470人	465人
	観光産業学科	470人	470人	465人
計		1410人	1410人	1395人

- 3 平成12年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 4 改正後の第37条の3及び別表5の規定は、平成12年4月1日を休学及び入学の始期とする者から適用する。

附 則（平成13年3月28日）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成14年3月29日）

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成14年7月31日）

この学則は、平成14年7月31日から施行し、改正後の第37条の2及び第37条の4の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月28日）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成16年3月28日）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成17年3月29日）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成18年3月29日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成19年3月27日）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成20年3月27日）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成20年11月28日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成22年3月4日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成23年1月26日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成23年9月28日）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成24年10月24日）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成25年10月24日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成26年9月27日）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成27年3月28日）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 国際学部国際文化学科、経営情報学科、観光産業学科は、平成27年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成27年9月30日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成28年9月27日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成28年12月21日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成29年9月29日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成30年3月29日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成31年2月15日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和2年2月17日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和2年3月27日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和3年3月24日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和3年6月29日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和3年12月24日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和5年3月29日）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 3 国際学群国際学類は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学する者が当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和5年12月27日）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 3 国際学群国際学類は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学する者が当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和6年12月26日）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 3 国際学群国際学類は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学する者が当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、名桜大学学則（以下「本学学則」という。）第2条の2第2項の規程に基づき、名桜大学大学院（以下「大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

(大学院の目的)

第2条 大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力及び専攻分野における研究能力を養うことを目的とする。

(養成する人材)

第2条の2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）は、グローバル化、情報化が進展する国内外における諸課題の解決に必要な高度の専門的知識と広い視野を持つ人材を養成する。

(1) 高度の専門職業人の養成

(2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成

(3) 地域の産業及び社会文化の振興の諸課題に的確かつ柔軟に対応できる人材の養成

2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）は、高度の外国語運用能力を駆使し、沖縄（琉球）・アジアと南北アメリカ（ハワイを含む）に特化した環太平洋の地域文化の研究を行い、地域社会や国際社会において活躍できる研究者の養成を目指す。

(1) 高度の普遍的な研究能力を有する研究者の養成

(2) 地域の社会文化振興の諸課題に的確かつ柔軟に対応できる研究者の養成

3 大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）は、スポーツ・健康分野に関する学修を通して、高度な専門的知識と研究力を身に付け、理論と実践を往還できる高度専門職業人を養成する。

4 大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）は、地域に根ざし地域の健康問題を創造的に解決していく卓越した看護実践能力の育成と看護現象の解明を目的とした研究能力の開発、看護の新たな価値の創出を目指す人材を養成する。

(1) 高度の専門職業人の養成

(2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成

5 大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）は、沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する看護教育研究者を養成する。

(自己評価等)

第3条 前条の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価し、公表する。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則して適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

3 自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科及び専攻)

第4条 大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

- (1) 国際文化研究科 国際文化システム専攻（修士課程）
- (2) 国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）
- (3) スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻（修士課程）
- (4) 看護学研究科 看護学専攻（博士前期課程）
- (5) 看護学研究科 看護学専攻（博士後期課程）

2 研究科に関し、必要な事項は別に定める。

（入学定員及び収容定員）

第5条 大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	課程	入学定員	収容定員
国際文化研究科 国際文化システム専攻	修士課程	6人	12人
国際文化研究科 国際地域文化専攻	博士後期課程	2人	6人
スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻	修士課程	6人	12人
看護学研究科看護学専攻	博士前期課程	6人	12人
看護学研究科看護学専攻	博士後期課程	2人	6人

第2章 教員組織等

（教員組織）

第6条 大学院における研究の指導は、原則として本学専任教授が行い、授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。ただし、必要がある場合は、兼任教員が担当することができる。

2 大学院に客員教授を置くことができる。客員教授に関し必要な事項は、別に定める。

（教育職員と事務職員の連携と協働）

第6条の2 大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

第3章 運営組織

（大学院委員会）

第7条 大学院に、名桜大学大学院委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長が招集し、その議長となる。

3 学長に事故あるとき又は欠けたときは、委員会においてあらかじめ選出された者が招集しその議長となる。

（委員会の構成）

第8条 委員会の構成は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 研究科長
 - (4) その他学長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 前項第4号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
 - 5 委員会の議事は、委員会の議を経て、学長が決定する。
 - 6 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に係る方針に関すること。
 - (2) 学位の授与に係る方針に関すること。
 - (3) 教育課程の編成に関すること。
 - (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
 - (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。
- 2 委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。
 - (1) 大学院に係る学則及び規程等に関すること。
 - (2) 大学院の点検及び評価に関すること。
 - (3) 大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
 - (4) 大学院に係る人事、予算、行事及び施設整備等に関すること。
 - (5) 履修方法に関すること。
 - (6) 学生の身分及び賞罰に関すること。
 - (7) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
 - (8) その他大学院に関する重要事項

(研究科長)

第10条 大学院に研究科長を置き、大学院研究科を担当する教授のなかから学長が指名し、理事長に推薦するものとする。

- 2 研究科長は、各専攻の運営を総括する。
- 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究科委員会)

第11条 大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

第12条 削除

第4章 学年、学期、休業日及び授業時間

(学年等の準用)

第13条 大学院の学年、学期及び休業日については、本学学則第7条から第9条の規程を準用する。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 大学院の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 修士課程及び博士前期課程 2年

(2) 博士後期課程 3年

2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）について、各研究科委員会の議を経て、学長が認めることができる。

3 長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。

4 第1項の規定にかかわらず、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程及び博士前期課程又は博士後期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を越えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができることとする。

(在学年限)

第15条 大学院における在学年限は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 修士課程及び博士前期課程は4年を超えることはできない。

(2) 博士後期課程は6年を超えることはできない。

第6章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ教育上支障がないと委員会が認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第17条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条（昭和22年法律第26号）に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度に

において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達したもの
 - (11) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと委員会が認める者
- 2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118条）
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 3 大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条（昭和22年法律第26号）に定める大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業したものと同等以上の学力があると認められた者で22歳に達したもの
- 4 大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118条）
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と

同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願)

第18条 大学院に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに手続きをしなければならない。

(入学者の選抜)

第19条 入学志願者に対しては、選抜を行い、委員会の議を経て学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書等を総合して行うものとする。

3 前項の選抜の方法、時期、内容等については、その都度定める。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 合格の通知を受けた者は、所定の書類を添えて、第44条に定める入学金及び授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学金又は授業料の徴収猶予を願い出た者については、その未納にかかわらず入学を許可することができる。

(再入学)

第21条 学長は、第26条の規定による退学者で、再入学を志願する者については、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第22条 学長は、他の大学院の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、現に在学する他大学院研究科長の許可書を願書に添付するものとする。

(休学)

第23条 病気その他止むを得ない理由により3か月以上修学することができない者は、休学願に医師の診断書、その他の理由書を添えて休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第24条 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

(1) 修士課程及び博士前期課程 2年

(2) 博士後期課程 3年

3 休学期間は、第15条に定める在学年限には算入しない。

(復学)

第25条 休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日までに願い出て学長の許可を得て復学することができる。なお、第23条第2項の休学でその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第26条 大学院を退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を得なければな

らない。

(転学)

第27条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出し、学長の許可を得なければならぬ。

(留学)

第28条 学長は、外国の大学院へ留学を希望する者については、留学願を提出させ、留学を許可することができる。

2 前項による留学は、外国の大学院の在学期間1年に限り、本学における在学期間に算入することができる。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第15条に定める在学年限を超えた者

(2) 第24条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(3) 病気その他の理由により、成業の見込がないと認められる者

(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(5) 休学及び休学延長の許可を得ない者

(6) 長期間にわたり行方不明の者

2 前項により除籍された者は、原則として再入学をすることはできない。

第7章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第30条 大学院は、当該大学院、研究科長及び専攻の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

(授業及び研究指導)

第30条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(教育の内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条の3 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施する。

(授業科目及び単位数)

第31条 大学院研究科における授業科目及び単位数は、各研究科で定める規程のとおりとする。

(授業の方法)

第31条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うことができるものとする。

2 大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。

3 大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができるものとする。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修さ

せる場合についても同様とする。

4 大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を校舎及び付属施設以外の場所で行うことができるものとする。

(単位の計算基準)

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号の基準によって単位数を計算する。

(1) 講義・演習については、毎週1時間15週の教室内の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習等の授業については、毎週2時間15週の実験又は、実習をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文、その他の学修等の授業科目及び公の資格試験等による認定を受けた者については、これらの学修の成果を評価して適切な単位を授与することができる。

(成績評価基準等の明示等)

第32条の2 大学院は、学生に対して、授業、研究指導の方法と内容及び一年間の授業と研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(履修方法)

第33条 大学院の授業科目の履修方法等については、別に定める。

(教育方法の特例)

第34条 大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第35条 学長は、教育上有益と認めたときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目については、修士課程においては15単位を超えない範囲で、博士後期課程においては10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。

3 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。

4 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定める。

(入学前の既取得単位等の認定)

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、修士課程及び博士前期課程においては15単位を越えない範囲で、博士後期課程においては10単位を越えない範囲までとし、第35条によりみなす単位数と合わせて修士課程においては20単位を越えないものとし、

博士後期課程においては10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第37条 大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第8章 課程の修了要件

(単位の認定)

第38条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行うものとする。

2 試験又は研究報告等の成績により合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第39条 成績の評価は、優(100～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)及び不可(59点以下)とし、優、良、可を合格とする。

(課程の修了要件)

第40条 国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。)を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

2 前項の規定において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、研究論文1編以上が査読付学術誌において掲載、又は受理された上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。)を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の博士後期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

4 スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

5 看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

6 前項の規定において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

7 看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）の修了要件は、大学院に3年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

（修士論文の審査及び最終試験）

第41条 修士論文の最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。

2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ修士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。

（博士論文の審査及び最終試験）

第41条の2 博士論文及び最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。

2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ博士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。

(学位の授与)

第42条 大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 大学院博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教育職員免許状

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第43条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）において、中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を取得しなければならない。

2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類	免許教科
国際文化研究科	国際文化システム専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語・商業
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	中学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	保健体育

3 前項に定める教育職員の免許状を取得するために必要な科目は各研究科で定める規程のとおりとする。

第10章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第44条 本学の学費、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

第11章 特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生等及び外国人特別学生等

(特別聴講学生)

第45条 学長は、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(特別研究生)

第46条 学長は、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その受入れを認めることができる。

2 前項により受入れた学生は、特別研究生と称する。

(科目等履修生)

第47条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(研究生)

第48条 学長は、大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

(委託研究生)

第49条 学長は、官公庁、外国政府、地方自治体等の学外機関から大学において特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、大学院学生の教育研究に支障のない範囲で、委託研究生として入学を許可することができる。

2 委託研究生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 前項の試験を受け合格した者には、成績を記載した証明書を交付することができる。ただし、単位は授与しない。

(外国人特別学生)

第50条 学長は、外国人で大学院に志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生については、定員外とすることができる。

3 外国人特別学生の選考方法については、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長がこれを表彰する。

2 表彰の選考基準については、別に定める。

(懲戒)

第52条 学長は、学生が大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、これを懲戒する。

2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 奨学制度

(奨学制度)

第53条 学生の研究を奨励するため、奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関し、必要な事項は、別に定める。

第14章 雑則

(準用規程)

第54条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し、必要な事項は、本学学則及びその他の学部諸規程を準用する。

2 前項において、この学則に準用する場合は、「学部」を「大学院」と「教授会」を「委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず従前の規程を適用する。

附 則 (平成16年7月30日)

この学則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月24日)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月23日)

この学則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則 (平成26年2月27日)

この学則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第8条は平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年9月27日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月28日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日まで

に在学する者には、改正後の第29条第1号の規程を適用する。

附 則（平成27年9月30日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第8条第1項第7号に掲げる者の任期は、平成28年3月31日までとする。
- 3 平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（平成29年3月29日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（平成30年6月29日）

- 1 この学則は、平成30年6月29日から施行する。
- 2 平成28年4月1日以後に入学した者は、改正後の別表1の単位数を適用する。

附 則（平成31年2月15日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和2年3月27日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和2年3月24日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和3年12月24日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和5年3月29日）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和6年3月25日）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月26日）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず、なお従前の例による。

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、名桜大学学則第36条第2項及び名桜大学大学院学則第42条第2項の規定に基づき、名桜大学（以下「本学」という。）が行う学位授与の手続き及び方法に関する必要な事項を定める。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位の授与は、本学大学院修士課程及び博士前期課程（以下「修士課程及び博士前期課程」という。）を修了した者に対し行う。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位の授与は、本学大学院博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に対し行う。

(学位論文の提出)

第5条 修士の学位論文は、研究科長（修士課程及び博士前期課程）に提出する。

2 博士の学位論文は、研究科長（博士後期課程）に提出する。

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

第7条 研究科委員会は、審査のため必要があるときは、論文の抄訳及びその他の資料の提出を求めることができる。

第8条 受理した論文は、返付しない。

(審査の付託)

第9条 研究科長は、第5条第1項及び第2項の規定より学位論文を受理したときは、研究科委員会に審査を付託しなければならない。

第10条 研究科委員会は、学位論文の審査を付託されたときは、審査会を設置し、審査させるものとする。

2 審査会は、3人以上の審査委員をもって組織する。

3 審査会は、学位論文の審査のほか最終試験、又は学力の確認を行う。

4 研究科委員会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に審査の協力を求めることができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文審査終了後、学位論文を中心として口述又は筆記試験によって行う。

(審査の確認)

第12条 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、その在学期間中に終了しな

ければならない。

(研究科委員会への報告)

第13条 審査会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その審査要旨に意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績とともに、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第15条 研究科長は、研究科委員会が前条第1項の議決をしたときは、学位論文の審査要旨、最終試験又は学力の確認の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第16条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、授与すべき者には、所定の学位記を交付し、授与できない者には、その旨を本人に通知する。

2 学長は、前項によって学位を授与したときは、研究科長に通知する。

(学位授与の報告)

第17条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与にかかる論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が協力し、インターネットの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第20条 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記する。

2 専攻分野の名称は次の表のとおりとする。

(学士の専攻分野の名称)

学部	学科	名 称
国際学部	国際文化学科	国際文化学
	国際観光産業学科	国際観光産業学
人間健康学部	スポーツ健康学科	スポーツ健康学
	看護学科	看護学
	健康情報学科	健康情報学

(修士及び博士前期課程の専攻分野の名称)

研究科	専攻	名称
国際文化研究科	国際文化システム専攻	国際文化、国際観光産業
看護学研究科	看護学専攻	看護学
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学

(博士の専攻分野の名称)

研究科	専攻	名称
国際文化研究科	国際地域文化専攻	国際地域文化
看護学研究科	看護学専攻	看護学

(学位の名称)

第 2 1 条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「名桜大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第 2 2 条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士にあつては教授会、修士及び博士にあつては大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 教授会又は大学院委員会において前項の議決をする場合は、学士にあつては教授会規則第 5 条第 2 項の規定、修士及び博士にあつては学位規則第 1 4 条第 2 項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第 2 3 条 学位記の様式は、学士にあつては別紙様式 1 - 1、様式 1 - 2、修士にあつては別紙様式 2 - 1 及び 2 - 3、博士前期課程にあつては様式 2 - 2、博士にあつては別紙様式 3 - 1、様式 3 - 2 のとおりとする。

(補則)

第 2 4 条 この規則で定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学士にあつては学長、修士及び博士にあつては研究科長が別に定める。

(雑則)

第 2 5 条 この規則の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に授与された学士の学位は、この規則に基づき授与されたものと見なす。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則（令和3年12月16日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則（令和4年3月23日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則（令和6年2月28日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項及び第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月26日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者には、改正後の第20条第2項及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式 1 - 1

(国際学部を卒業した場合)

第 号	年 月 日	名 桜 大 学 長 氏 名 印	す る	学 士 （ ） の 学 位 を 授 与	課 程 を 修 め た の で 卒 業 を 認 定 し	本 学 国 際 学 部 学 科 所 定 の	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日	生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式 1 - 2

(人間健康学部を卒業した場合)

第 号	年 月 日	名 桜 大 学 長 氏 名 印	す る	学 士 （ ） の 学 位 を 授 与	課 程 を 修 め た の で 卒 業 を 認 定 し	本 学 人 間 健 康 学 部 学 科 所 定 の	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日	生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式 2-1

(修士課程を修了した場合)

国 研 修 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印 <input style="width: 50px; height: 30px;" type="text"/>	年 月 日	する で 修 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の 所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の 専 攻 の 修 士 課 程 に お い て	本 学 大 学 院 国 際 文 化 研 究 科	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 之 大 名 印 学 桜 </div>	氏 名 年 月 日 生	学 位 記
-----------------------	---	-------------	---	---	--	--	--------------------------------	-------------

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 2-2

(博士前期課程を修了した場合)

看 研 修 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印 <input style="width: 50px; height: 30px;" type="text"/>	年 月 日	する で 修 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の 所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の 専 攻 の 博 士 前 期 課 程 に お い て	本 学 大 学 院 看 護 学 研 究 科	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 之 大 名 印 学 桜 </div>	氏 名 年 月 日 生	学 位 記
-----------------------	---	-------------	---	---	---	--	--------------------------------	-------------

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 2-3

(修士課程を修了した場合)

ス 研 修 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	す る	で 修 士 （ ） の 学 位 を 授 与	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の	本 学 大 学 院 ス ポ ー ツ 健 康 科 学 研 究 科	専 攻 の 修 士 課 程 に お い て	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 3-1

(博士後期課程を修了した場合)

国 研 博 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	す る	で 博 士 （ ） の 学 位 を 授 与	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の	本 学 大 学 院 国 際 文 化 研 究 科	専 攻 の 博 士 後 期 課 程 に お い て	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 3-2

(博士後期課程を修了した場合)

看 研 博 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印 <input type="text"/>	年 月 日	専攻の博士後期課程において 所定の単位を修得し学位論文の 審査及び最終試験に合格したの で博士（ ）の学位を授与 する	本学大学院看護学研究科 学位記	氏名 年 月 日生
-----------------------	--	-------------	---	--------------------	--------------

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）規程

（平成23年4月1日制定）

（趣旨）

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（以下「学則」という。）第4条第2項に基づき、看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）に関し必要な事項を定める。

（専攻等）

第2条 看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）（以下「研究科（博士前期課程）」という。）に次の分野を置く。

専攻	分野等
看護学	基盤看護学分野
	臨床看護学分野

2 臨床看護学分野に CNS（Certified Nurse Specialist）コースを置く。

（授業科目及び単位数）

第3条 研究科（博士前期課程）における授業科目及び単位数は、別表1又は別表2のとおりとする。

（研究指導教員及び研究指導補助教員）

第4条 学生の研究及び論文指導（以下「研究指導」という。）のため、研究指導教員を置く。

2 研究指導教員は、研究指導を行う専任の教授、上級准教授及び准教授をもって充てる。

3 研究指導教員は、学生の研究を指導し併せて学生の授業科目の履修等に適切な助言を行う。

4 研究指導補助教員は、研究指導教員を補佐する専任の教授、上級准教授及び准教授をもって充てる。

5 研究指導補助教員は、研究指導教員を補佐し、より多角的な視野から学生の研究と論文作成の助言と支援を行う。

6 学生は、入学後所定の期日までに研究指導教員及び研究題目を定め、研究科長（博士前期課程）に届け出なければならない。（別紙 様式1）

7 研究指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会（以下「博士前期課程委員会」という。）の議を経て変更を認めることができる。（別紙 様式2）

（教育方法の特例）

第5条 研究科における授業及び研究指導は、委員会が教育上特に必要があると認める場合に限り、別に指定する特定の時間又は時期に行うことができる。

（履修方法）

第6条 学生は、履修に当たっては、第3条別表1又は別表2より、共通科目、専門科目及び演習・研究科目から合計30単位以上履修しなければならない。

2 国際文化研究科（修士課程）の共通科目及び教育研究領域科目（演習科目除く）並びにスポーツ健康科学研究科（修士課程）の共通科目及び専門科目を履修することができるものとする。

3 前項の規定により、履修した場合は、第3条別表1により修了に必要な単位として取り扱うことができるものとする。

（科目履修手続）

第7条 学生は、各学期の始めに履修しようとする授業科目を所定の様式により研究科長（博士前期課程）に届けなければならない。

2 休業期間等に臨時に開設される科目の履修については、そのつど科目の登録を行うものとする。

3 学生は、研究指導教員の履修指導のもとに科目の登録及び履修を行うものとする。（他の大学院における授業科目の履修等）

第8条 学長は、研究指導教員が必要と認めるときは、学則第35条に定めるところにより、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した授業科目については、15単位を超えない範囲で、研究科（博士前期課程）において修得したものとみなす。

（単位の認定）

第9条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告書により担当教員が行う。

2 病気その他のやむを得ない理由により、試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。

3 追試験の時期は別に定める。

4 試験を受けて不合格になった者についての再試験は行わない。

（成績の評価）

第10条 試験又は研究報告書の成績評価は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする。

（修士論文の提出）

第11条 修士論文に関する日程は、原則として次の表に掲げるとおりとする。なお、学生が論文題目及びその概要並びに論文を研究科長（博士前期課程）に提出する場合は、研究指導教員の承認を得るものとする。

事 項	時 期
論文題目の提出	1年次後学期または2年次前学期
研究計画書の提出	1年次後学期または2年次前学期
倫理審査	随時
論文中間発表	本研究科の指定した期日
論文提出	3月修了予定者にあつては本研究科の指定した期日

	9月修了予定者にあつては本研究科の指定した期日
--	-------------------------

2 論文審査及び最終試験は、修了に必要な科目をすべて修得した者、又は修得見込みの者について行う。

(修了要件)

第12条 研究科(博士前期課程)の修了要件は、大学院に2年以上在学し、別表1又は別表2より研究科(博士前期課程)所定の科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、論文審査及び最終試験に合格することとする。

2. CNS コースにあつては、大学院学則第40条第5項の規定により、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文に代えることができる。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究科(博士前期課程)に関し必要な事項は博士前期課程委員会の議を経て研究科長(博士前期課程)が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、博士前期課程委員会の議を経て、研究科長(博士前期課程)が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月13日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第3条の規程に関わらず、従前の規程を適用する。

附 則(平成29年2月15日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月29日)

1 この規程は、平成30年6月29日から施行する。

2 平成28年4月1日以後に入学した者は、改正後の別表(第3条関係)の単位数を適用する。

附 則(令和4年1月24日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月16日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月20日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

看護学研究科看護学専攻 (博士前期課程) 授業科目及び単位数

科目区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位 数		備 考	
			必修	選択		
共通科目	共通必修科目	看護理論	1	2	必修科目3科目6単位を履修すること。	
		看護学研究方法論Ⅰ	1	2		
		看護学研究方法論Ⅱ	1	2		
		小計(3科目)	-	6		0
	共通選択科目	沖縄のケアリング文化	1		1	4科目8単位以上履修すること。 うち4単位は、国際文化研究科(修士課程)の共通科目及び教育研究領域科目(演習科目除く)並びにスポーツ健康科学研究科(修士課程)の共通科目及び専門科目から履修することができる。
		看護教育学	1		2	
		看護倫理学	1		1	
		看護管理学	1		2	
		コンサルテーション論	1		2	
		ヘルスプロモーション論	1		2	
		包括的健康アセスメント	1		2	
		健康栄養学	1		2	
		病態生理学	1		2	
		臨床薬理学	1		2	
英語講読	1		2			
小計(11科目)	-	0	20			
専門科目	基盤看護学分野	基盤看護学特論Ⅰ	1		2	基盤看護学分野または臨床看護学分野のいずれかを選択し、特論Ⅰ及び特論Ⅱの2科目4単位以上履修すること。
		基盤看護学特論Ⅱ	1		2	
		小計(2科目)	-	0	4	
	臨床看護学分野	臨床看護学特論Ⅰ	1		2	
		臨床看護学特論Ⅱ	1		2	
		小計(2科目)	-	0	4	
研究科目	演習・ 研究科目	専門演習	1	4	専門演習4単位、特別研究8単位を履修すること。	
		特別研究	2	8		
		小計(2科目)	-	12		0
修得単位数合計			30			
□修了要件の30単位のうち、共通選択科目の4単位は、国際文化研究科(修士課程)の共通科目及び教育研究領域科目(演習科目除く)並びにスポーツ健康科学研究科(修士課程)の共通科目及び専門科目から履修することができる。						

I
関教
務・
履修
内容にII
資

料

III
関学
す生
る生
内活
容にIV
諸規
則V
履
業
科
目
修
の
概
要
等VI
1そ
看護学
研究科
教員名
簿他VI
2そ
建
物
配
置
図他

別表2 (第3条関係)

看護学研究科看護学専攻(博士前期課程) CNS コース授業科目及び単位数

授 業 科 目		配当 年次	単位数		備考	
			必修	選択		
共通科目	共通 必修 科目	看護理論	1 後	2	5 科目 10 単位履修すること。	
		看護学研究方法論Ⅰ	1 前	2		
		包括的健康アセスメント	1 前	2		
		病態生理学	1 後	2		
		臨床薬理学	1 後	2		
	小計 (5 科目)		-	10	0	
	共通 選 択 科 目	看護教育学*	1 前		2	「看護教育学」「看護管理学」「コンサルテーション論」の3科目6単位から2科目4単位以上履修すること。
		看護管理学*	1 後		2	
		コンサルテーション論*	1 後		2	
		看護学研究方法論Ⅱ	1 後		2	
		沖縄のケアリング文化	1 前		1	
		看護倫理学	1 後		1	
		ヘルスプロモーション論	1 後		2	
		健康栄養学	1 後		2	
英語講読	1 前		2			
小計 (9 科目)		-	0	16		
専門科目	がん病態治療学特論	1 前		2	10 科目 24 単位以上履修すること。	
	臨床看護学特論Ⅰ	1 前		2		
	臨床看護学特論Ⅱ	1 後		2		
	緩和ケア特論Ⅰ	1 前		2		
	緩和ケア特論Ⅱ	1 前		2		
	緩和ケア特別演習Ⅰ	1 後		2		
	緩和ケア特別演習Ⅱ	1 後		2		
	がん看護学実習Ⅰ	2 前		2		
	がん看護学実習Ⅱ	2 前		2		
	がん看護学実習Ⅲ	2 前		4		
	がん看護学実習Ⅳ	2 前		2		
小計 (3 科目)		-	24	0		
研究 科目 ・ 演 習	課題研究Ⅰ	1 後		2	課題研究Ⅰ 2 単位、課題研究Ⅱ 4 単位を履修すること。	
	課題研究Ⅱ	2 通		4		
	小計 (2 科目)		-	6		0
修得単位数合計			44			

*は CNS コースにおける選択必修科目である。

□修了要件の 44 単位のうち 38 単位は CNS コースの必修科目である。

□国際文化研究科(修士課程)の共通科目及び教育研究領域科目(演習科目除く)並びにスポーツ健康科学研究科(修士課程)の共通科目及び専門科目から履修することができる。

様式1 (第4条第4項関係)

研究指導教員届

年 月 日

名桜大学大学院

看護学研究科長 (博士前期課程) 殿

看護学研究科 看護学専攻 (博士前期課程)

学生番号

氏 名

印

研究指導教員を下記のとおり届け出ます。

記

研究 題 目	
研 究 指 導 教 員	印

注 研究指導教員の承認を得て、入学年度の所定の期日までに研究科長 (博士前期課程) に届け出し
なければならない。

研究指導教員変更届

年 月 日

名桜大学大学院

看護学研究科長 (博士前期課程) 殿

看護学研究科 看護学専攻 (博士前期課程)

学生番号

氏 名

印

研究指導教員の変更を下記のとおり届け出ます。

記

新	研究指導教員 印
旧	研究指導教員 印
理由	

研究指導教員
認 印

論 文 題 目 届

令和 年 月 日

名桜大学大学院
看護学研究科長（博士前期課程） 殿看 護 学 研 究 科
分 野 名
学 生 番 号
氏 名 印

このたび名桜大学大学院看護学研究科規程第11条第1項に基づき、下記のとおり論文
題目を提出します。

記

論文題目

--

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会規程

(平成23年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（平成13年4月1日制定）第11条第2項に基づき、名桜大学看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会（以下「博士前期課程委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 博士前期課程委員会は、看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の専任の教授をもって組織する。

2 博士前期課程委員会が必要と認めたときは、専任の上級准教授、及び准教授を博士前期課程委員会の委員とすることができる。

(審議事項)

第3条 博士前期課程委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
- (2) 学位の授与に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
- (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。

2 博士前期課程委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 履修方法に関すること。
- (2) 学生の身分及び賞罰に関すること。
- (3) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
- (4) 研究科の点検及び評価に関すること。
- (5) その他研究科に関すること。

(博士前期課程委員会の招集及び議長)

第4条 研究科長（博士前期課程）は博士前期課程委員会を招集し、その議長となる。

2 博士前期課程委員会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、必要がある場合には臨時に会議を開くことができる。

3 研究科長（博士前期課程）は、博士前期課程委員会委員の3分の1以上の者から特定の事項を議題とする博士前期課程委員会開催の求めがある場合には、速やかに会議を開催しなければならない。

4 研究科長（博士前期課程）が不在の場合は、あらかじめ研究科長（博士前期課程）が指名した者が職務を代行する。

(議事)

第5条 博士前期課程委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

- 2 博士前期課程委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、人事及び学位授与に関する議事を審議する場合は、博士前期課程委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(意見の聴取)

第6条 博士前期課程委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(博士前期課程委員会の議事録)

第7条 博士前期課程委員会に、議事録をそなえ、会議の日時、場所、出席者及び議事の概要を整理記載する。

- 2 議事録は、会議毎に議長及び議長の指名する委員2人の署名を受けるものとする。
- (庶務)

第8条 博士前期課程委員会の庶務は、教務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、博士前期課程委員会の運営に関し、必要な事項は博士前期課程委員会が別に定める。

- 2 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則 (平成27年3月10日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月21日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月23日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月24日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月3日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月25日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学学則（平成6年4月1日制定）（以下「学則」という。）

第10条第3項の規定に基づき、名桜大学における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(長期履修学生)

第2条 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを申し出た学生で、教授会の議を経て学長が長期履修を認めたものを長期履修学生として在学を認める。

2 学長は、長期履修を認めた場合は、当該学生に対し長期履修学生証明書を交付する。

(長期履修期間)

第3条 長期履修期間は、6年を超えてはならない。

(長期履修の要件)

第4条 長期履修は、職業を有している等の事情で授業科目の受講が著しく制限され、また、学生生活でも就業等の必要から学業専念が困難であると認められることを要件とする。

(長期履修の申出)

第5条 長期履修希望の申出は、入学後1年以内に行うものとする。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）
- (2) 在職証明書（様式第2号）
- (3) その他必要な書類等

(履修期間の変更)

第7条 長期履修学生の履修期間の変更又は前条の要件を満たして長期履修が必要と認められる学生の履修期間の変更は、変更に必要な理由があり、また、本学の在学者数が収容定員を超えない範囲内である場合に変更を認めることができる。

2 前項の規定によって履修期間を変更しようとする学生は、入学後2年以内の学生とし、変更は1回限りとする。

3 履修期間の変更の手続きは、長期履修期間変更申請（様式第3号）を学長に提出するものとする。

(授業料)

第8条 長期履修学生が1年間に納入する授業料は、入学金を除き、学則に定める4年間に納入すべき総額を長期履修期間で除した額とする。

2 履修計画を超えて在学する場合は、長期履修学生でない学生が納入する授業料額

を納入するものとする。

(編入学及び再入学生)

第9条 編入学生及び再入学生による長期履修期間は、卒業までに必要とされる修業年限の2倍の期間の範囲内とする。

2 編入学生及び再入学生の在学中途での長期履修期間の変更は、認めない。

(学年登録単位数)

第10条 長期履修学生は、指導教員の指導の下、計画的な履修を行わなければならない。

(受講年次)

第11条 各授業科目の受講年次は、履修規程等において定められている科目ごとの受講年次より上位の年次とする。

2 前項の規定にかかわらず、学部は、長期履修学生の特定の専門教育科目の受講年次を指定することができる。

(補則)

第12条 この規程の改廃は、全学教務委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月17日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月27日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月24日)

この規程は、令和6年9月24日から施行する。

附 則 (令和6年12月17日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月26日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

長期履修申請書

年 月 日

名桜大学長 殿

所 属

氏 名

生年月日 西暦 年（昭和・平成 年） 月 日生

下記の理由により、長期履修を希望しますので、ご承認をお願いします。

記

【長期履修期間】

年 月 日 から 年 月 日（年間）

【長期履修を希望する理由】

以上

在職証明書

氏名					
生年月日	西暦	年（昭和・平成	年）	月	日生
職名					
採用年月日	西暦	年（昭和・平成	年）	月	日生

上記の者が、在職していることを証明します。

年 月 日

所属先

所属長氏名

I
関教
務・履
修
内容に

II
資

料

III
関学
す生
る生
内活
容に

IV
諸

規
則

V
履
業
科
目
修
の
概
要
等

VI
1 そ
看護学
研究科
教員名
簿
他

VI
2 そ
建
物
配
置
図
他

長期履修期間変更申請書

年 月 日

名桜大学長 様

学部 学科

学生番号

氏名

下記のとおり長期履修期間の変更を申請します。

記

入学年月日	年 月 日
許可済の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
変更後の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
変更の理由	

※変更後の年度毎の履修計画を記した資料を添付すること（様式任意）

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項

（平成23年4月1日 制定）

（趣旨）

第1条 この要項は、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の学位論文（以下「論文」という。）の審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項を定める。

（論文の提出）

第2条 論文を提出することができる者は、所定の授業科目について30単位以上を修得した者又は修得見込みの者とする。また、CNS コースは、所定の授業科目について44単位以上を修得した者又は修得見込みの者とする。

2 論文の審査を受けようとする者は、学位論文審査願（様式第1号）に学位論文作成要領（別表）による論文正本1部、副本2部、計3部及び論文要旨（様式第2号）3部を添えて、本研究科が指定した期日までに研究指導教員を経て研究科長（博士前期課程）に提出しなければならない。

（審査方法）

第3条 研究科長（博士前期課程）は、受理した論文の審査を大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会（以下「博士前期課程委員会」という。）に付託する。

2 博士前期課程委員会は、論文の審査を付託されたときは、論文ごとに審査会を設置し、その審査にあたらせる。

3 審査会は、大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）規程第4条第2項及び第4項に規定する教員をあて、当該論文の研究指導教員を含む3人の審査委員（主査1人・副査2人）をもって構成される。

4 主査は、当該論文の研究指導教員以外の審査委員をあて、当該論文の審査及び最終試験を総括する。

5 副査は、当該論文の研究指導教員及び他の審査委員をあて、主査を補佐する。

（最終試験）

第4条 最終試験は、論文の審査終了後、審査会が論文を中心として口述試験によって行う。

（報告）

第5条 審査会は、論文の審査及び最終試験の結果を、学位論文審査及び最終試験の結果報告書（様式第3号）並びに学位論文及び最終試験の審査経過報告書（様式第3-1号）により、研究科長（博士前期課程）に報告する。

2 研究科長（博士前期課程）は、審査会の報告を博士前期課程委員会に諮り、最終試験の可否を議決するとともにその審議結果を学長に報告する。

（改廃）

第6条 この要項の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）研究生規程
(平成26年2月20日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（平成13年4月1日制定。以下「大学院学則」という。）第48条に規定する看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）（以下「研究科（博士前期課程）」という。）の研究生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 前号に定める者と同等以上の学力を有すると認められた者

(事前協議)

第3条 研究生を志願する者（以下、「志願者」という。）は、予め指導を受けたい教員（以下「研究指導教員」という。）と協議し、指導の承諾を受けなければならない。

2 研究指導教員は志願者と面接を行い、研究指導教員となることを承諾した場合は、承諾書（兼）推薦書を志願者に交付するものとする。

(出願書類)

第4条 志願者は、学期が始まる30日前までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 研究生願書
- (2) 履歴書
- (3) 学力判定に必要な書類
 - ア 出身大学又は大学院の卒業／修了（見込み）証明書
 - イ 出身大学又は大学院の成績証明書及び研究業績目録
- (4) 研究指導教員の承諾書（兼）推薦書
- (5) 大学院進学希望調査
- (6) 所属長の承諾書（在職中の者のみ）
- (7) その他、研究科長（博士前期課程）が必要と認める書類

(研究生の選考)

第5条 研究生の選考は、看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

2 選考は、原則として書類審査により行う。

3 前項の規定に関わらず、必要と認められる場合は、面接、学力試験等を課することができる。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学の手続を行わなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に研究生として入学を許可する。

(入学の時期)

第7条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。

(研究生の在学期間)

第8条 研究生の在学期間は、1年以内とする。

2 研究生が在学期間終了後、なお引き続き研究の継続を希望するときは、在学期間終了日の30日前までに次に掲げる書類により委員会の議を経て研究科長(博士前期課程)の許可を受けなければならない。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 所属長の承諾書(在職中の者のみ)

(検定料、入学料、授業料等)

第9条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程(平成26年9月27日制定)の定めるところによる。但し、前条第2項の規定による研究継続の場合は、検定料及び入学料は徴収しない。

2 実験及び実習等に要する経費は、研究生の負担とする。

(研究指導・授業科目の履修等)

第10条 研究生は、毎週、研究指導教員が指定した日時に研究指導を受けなければならない。

2 研究指導教員が必要と認めた場合は、学群・学部又は研究科(博士前期課程)の授業科目担当教員の承諾を得て、当該授業科目を聴講生として履修することができる。但し、聴講生としての履修料は免除する。

3 単位の修得を希望する研究生は、科目等履修生として登録し、規定の履修料を支払わなければならない。

4 前項の規定により科目等履修生として履修した研究科(博士前期課程)の授業科目については、履修した者が研究科(博士前期課程)の正規学生として入学した場合は、大学院学則第36条の規定に従い、研究科(博士前期課程)の修了単位として認定を申請することができる。但し、認定される単位は10単位までとし、演習科目は申請できないものとする。

(施設等の利用)

第11条 研究生は、研究指導教員及び各施設管理者の承認を得て、学内の施設及び設備を利用することができる。

(研究計画書・研究成果報告書の提出)

第12条 研究生は、研究指導教員の指示に従い、研究計画書及び研究成果報告書を研究科長(博士前期課程)に提出しなければならない。

(研究証明書、研究修了証書等)

第13条 研究科長(博士前期課程)は、研究期間を終えた者から申し出があったときは、研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。

2 学長は、委員会の審査により、相当の成績があると認められた者に研究修了証書を授与する。

3 前項の審査は、研究指導教員の申請により開始する。

(学内規則等の準用)

第14条 研究生については、この規程に定めるもののほか、学内規則等を準用する。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、委員会の議を経て研究科長（博士前期課程）が別に定める。

附 則（平成26年2月20日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月20日）

この規程は、平成27年5月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月20日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、名桜大学大学院に在学する学生のうち、学業、人物ともに優秀な学生（以下「奨学生」という。）に対し、奨学金を給付することによって勉学を奨励することを目的とする。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金の種類は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 国際文化研究科修士課程奨学金 | 24万円/人 |
| (2) 国際文化研究科博士後期課程奨学金 | 24万円/人 |
| (3) 看護学研究科博士前期課程奨学金 | 24万円/人 |
| (4) 看護学研究科博士後期課程奨学金 | 24万円/人 |
| (5) スポーツ健康科学研究科修士課程奨学金 | 24万円/人 |

(奨学金の対象)

第3条 奨学生は本学大学院に在籍している正規学生のうち、学業、人物ともに優秀で高度な研究能力を有し、かつ経済的理由により修学が困難であると認められる者とする。

(募集の時期)

第4条 奨学生の募集は、後学期の始めにこれを行う。

(出願書類)

第5条 奨学生を志願する者は、次の関係書類を指定された期日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 研究計画書
- (3) 誓約書
- (4) 所得証明書

※申込者本人及び同一生計の家族の収入（定職収入、アルバイト収入、奨学金収入、その他収入等）を証明するもの。

- (5) その他本学が必要と認める書類

(奨学生の選考)

第6条 奨学生の選考は、入学後の学業成績（GPA含む）及び提出書類に基づき、次のとおり行う。

- (1) 国際文化研究科修士課程奨学金については、国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程領域主任会議が行う。
- (2) 国際文化研究科博士後期課程奨学金については、国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会が行う。
- (3) 看護学研究科博士前期課程奨学金については、看護学研究科看護学専攻博士前期課

程委員会が行う。

(4) 看護学研究科博士後期課程奨学金については、看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会が行う。

(5) スポーツ健康科学研究科修士課程奨学金については、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会が行う。

2 各審議機関が必要であると認めるときは、面接を実施することができる。

(奨学生の決定)

第7条 奨学生は、各研究科委員会の議を経て学長が決定する。

2 学長は、前項の規定により決定した奨学生について学内に公示し、かつ、本人に通知しなければならない。

3 奨学生の採用は、在学中1回限りとする。

(奨学金の財源)

第8条 奨学金は、毎年度本学が決定する奨学費予算をもってその財源とする。

(奨学生の数)

第9条 奨学生の人数は、財源の範囲内でこれを決定する。

(奨学金支給の取消し)

第10条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各審議機関の議を経て奨学金の支給を取り消すことができる。

(1) 奨学金の支給年度において、学業成績及び性行が著しく不良となったとき。

(2) 除籍・退学等の懲戒処分を受けたとき。

(3) 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(奨学金の返還)

第11条 奨学生が前条の規定により、奨学金の支給を取り消された場合は、当該年度に支給された奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(庶務)

第12条 本奨学金に関する庶務は、学生課において行う。

(補則)

第13条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、理事長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令和5年8月23日)

1 この規程は、令和5年8月23日から施行し、令和5年3月31日以前に在籍する学生で従前の規程で本奨学生として採用された者は、第7条第3項を適用する。

2 この規程の施行により、従前の名桜大学大学院国際文化研究科奨学金規程(平成15年2月27日制定)ならびに名桜大学大学院看護学研究科奨学金規程(平成23年4月1日制定)は廃止する。

附 則 (令和6年2月28日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則(平成13年4月1日制定。以下「学則」という。)

第21条の規定に基づき、再入学に関し必要な事項を定めるものとする。

(再入学の資格)

第2条 再入学の入学資格を次に掲げる。

(1) 学則第26条の規定により退学した者であること。

(2) 再入学を希望する学期の開始日が退学許可日から起算して、経過年数が3年以内であること。

ただし、当該研究科の議を経て、研究科長が認める場合はその限りでない。

(出願書類)

第3条 再入学を志願する者は、学期の始まる60日前までに、入学検定料を添えて次の書類を提出しなければならない。

(1) 再入学願書(別紙様式1)

(2) 履歴書(別紙様式2)

(3) 面談票(別紙様式3)

(再入学の選考)

第4条 再入学者の選考は、当該研究科が出願書類及び面談によって行うものとする。

(再入学の許可)

第5条 再入学は、当該研究科の議に基づき、学長が許可する。

2 再入学は、原則として、1回に限りこれを認める。

3 再入学は、原則として、研究科の在籍者数が収容定員を越えない範囲で認めるものとする。

(再入学の時期)

第6条 再入学の時期は、学期の始めとする。

ただし、退学した学期及び退学した翌学期は再入学することはできない。

(単位の認定)

第7条 再入学を許可された者が名桜大学大学院において修得した単位は、原則としてそのまま認定する。

ただし、退学時に履修した科目の名称等が変更されている場合は、新しい科目名称に読み替えて単位を認定する。

(在学期間)

第8条 再入学を許可された者の修業年限及び年次は、退学時の修学状況を勘案し、当該研究科の議を経て、学長が決定する。

(学費等及び諸納入金)

第9条 再入学を許可された者の学費等及び諸納入金は、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程に定める当該研究科の額とする。

(再入学の適用規程)

第10条 再入学した者には、再入学する年次に相当する学生が入学した年度の学則及びその他諸規程を適用する。

(雑則)

第11条 この規程の改廃は大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月28日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

再入学願書

令和 年 月 日

名桜大学長 殿

旧 所 属	研究科
	専攻
	領域
旧 学 生 番 号	年次
氏 名	

下記の理由により、_____ 研究科 _____ 課程 _____ 年次に再入学したく保証人連署の上お願い致します。

記

1. 退学等の年月日及び理由

.....
.....

2. 再入学の理由

.....
.....
.....
.....

【備考】

この願書は、学期の始まる60日前までに次の書類を添えて教務課へ提出すること。

1. 履歴書
2. 面談票
3. 検定料（9,800円）

検定料受領印

履 歴 書 (再入学生用)

フリガナ		生年	年 月 日生 (満 歳)	性別
氏名		月日	年 月 日現在	男・女
学 歴 (中学校卒業から記入すること)				
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
職 歴				
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
【 自由記述 】				

名桜大学の授業料免除及び徴収猶予取扱規程

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 名桜大学（以下「本学」という。）の授業料の免除及び徴収猶予については、この規程の定めるもののほか、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金規程に関する規程、名桜大学独自の授業料減免実施要項及び名桜大学留学生授業料減免実施要項に定めるところによる。

(対象)

第2条 授業料の免除及び徴収猶予は、本学の学群、学部学生、専攻科生及び大学院生（以下「学生」という。）を対象とする。

(申請)

第3条 授業料の免除又は徴収猶予を受けようとする者（本人が行方不明の場合は、保証人等を含む。以下同じ。）は、学長に申請しなければならない。

(免除等の許可)

第4条 授業料の免除は、選考機関の議を経て学長が許可する。ただし、第6条、第7条及び徴収猶予に係る第10条、第11条については、選考機関の議を経ることなく学長の許可により行うものとする。

2 選考機関は、名桜大学学生サポート委員会（以下「学生サポート委員会」）をもって充てる。

(経済的理由による場合の授業料免除)

第5条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項に規定する授業料等減免対象者以外の正規学生で、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、対象学生の学業成績が優秀で、標準修業年限で卒業し、又は修了できる見込みがあると判断される者を対象に授業料の半額を免除することができる。

2 前項の対象者は、第2条の学生を対象とするが、正規留学生の取扱いについては第6条のとおりとする。

3 前1項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに、必要な書類を学長に提出しなければならない。

4 前1項で示された対象者の授業料半額免除の実施については、別に定める。

5 前1項で示された「学業成績が優秀」については、標準修得単位数を修得し、標準修業年限を超えていないものをいう。

(留学生に係る授業料及び入学金減免)

第6条 学群・学部及び大学院に在籍する正規留学生を対象に、経済的支援並びに学習、研究の奨励を図ることを目的として、授業料及び入学金を減免することができる。

2 前1項の減免については、学習及び研究成果としての単位の修得状況及びその成績に応じて行う。

3 正規留学生を対象とする授業料及び入学金の減免の実施については、別に定める。

(行方不明により除籍した場合の授業料免除)

第7条 行方不明により除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

(災害等による授業料免除)

第8条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した年度内の授業料等を免除することができる。

- (1) 学資負担者が死亡した場合
- (2) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 前2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書(様式第1号)
- (2) 授業料の納付が困難な事情を認定するに足りる学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の発行する証明書(様式第2号)ただし、留学生は不要とする。
- (3) 前項第1号に該当する場合は死亡証明書、同項第2号に該当する場合は学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の発行する罹災証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類

3 第1項に規定する授業料の免除は、年度内に1回のみ許可するものとし、免除の額は、当該年度分の授業料についてその全額又は半額とする。

(授業料の未納により除籍した場合の授業料免除)

第9条 授業料等の未納により除籍した場合は、未納の授業料等の徴収を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第10条 授業料の徴収猶予の取扱については、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

(徴収猶予中退学した場合)

第11条 授業料の徴収猶予を許可されている学生に対し、その願い出により退学を許可した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料を免除することができる。

(許可の取消)

第12条 授業料の免除又は徴収猶予の許可後、その理由が消滅し、又は申請について虚偽の事実が判明した場合においては、選考機関の議を経て学長がこれを取り消すものとする。

2 前項の規定によりその許可を取り消された者は、次の各号によりそれぞれ授業料を納付しなければならない。

- (1) 理由の消滅により許可を取り消された者は、取り消しの日の属する月から月割計算による額
- (2) 申請について虚偽の事実が判明したことにより許可を取り消された者は、当該期分に係る免除された全額

(申請時期)

第13条 第5条第3項及び第8条第2項に規定する所定の期日とは、募集要項に記載するものとする。

(補則)

第14条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事長が定める。

2 この規程に定めるもののほか、授業料等の免除及び徴収猶予の実施に関し必要な事項は、学生サポート委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年7月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年2月2日から施行し、平成15年度後学期から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月23日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年9月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年2月2日)

この規程は、平成28年2月2日から施行する。

附 則 (平成29年4月26日)

この規程は、平成29年4月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年9月22日)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

名桜大学大学院学生研究支援補助金支給内規

(平成28年2月2日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、名桜大学大学院(以下「大学院」という。)の正規学生(以下「学生という。）」を対象とした研究支援補助金に関する事項を定め、大学院における研究の促進を図ることを目的とする。

(補助金支給対象者)

第2条 補助金支給対象者は前条に定めた者とし、休学者は除く。

(補助の対象)

第3条 学生に対する補助の対象は次の各号に該当し、かつ、研究に直接関係する費用のみとする。

- (1) 書籍、資料及び消耗品等
- (2) 調査及び学会発表に要する旅費交通費

(補助金額等)

第4条 学生への研究支援補助金額は、大学院運営費に計上された当該年度予算の範囲内とする。

- 2 学生への補助金額は別途、申請要項に定める。
- 3 前条にかかる費用は、事前に受け取ることはできない。

(申請方法)

第5条 補助金の申請は年度内に2回行うことができる。

- 2 申請は指導教員の承認を経て、研究科長へ行う。
- 3 申請の期限について、1回目は9月30日、2回目は2月の第2金曜日までに行うこととする。
- 4 申請にかかる詳細事項については、別途、申請要項に定める。

(審査及び支給金額の決定)

第6条 補助金審査及び支給金額に関し、研究科委員会において決定する。

(支給方法)

第7条 前条で決定された補助金額の支給方法は別途、申請要項に定める。

(補則)

第8条 この内規の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (平成28年2月2日)

1. この内規は、平成28年4月1日から適用する。
2. 平成27年度以前に入学した長期履修学生についても、本規程を適用する。

欠席及び成績評価の対象等に関する申合せ

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、名桜大学（以下「本学」という。）における授業等の欠席及び期末試験等の受験資格等に関し定めるものとする。

(授業への出席及び欠席、公欠届提出期限及び学修)

第2条 学生は、登録した科目の授業に常に出席しなければならない。

2 やむを得ず欠席する場合は、原則として事前に欠席届（様式第1号）を担当教員に提出しなければならない。

3 病気又はその他の理由で1週間以上欠席する場合は、医師の診断書（又は写し）又は欠席理由書（様式第2号）を添えるものとする。

4 次の事由による欠席については、これを公欠席として許可し、出席扱いではないが、通常の欠席とはしない。

(1) 忌引

ア 1親等及び配偶者は、7日以内（休日等を含む）

イ 2親等は、5日以内（休日等を含む）

(2) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）で定められた感染症

(3) 裁判員制度による裁判所への出廷

(4) 教育実習、養護実習、看護実習及び介護等体験

(5) その他、国際大会への出場等学長が必要と認める場合

5 前項の規定により許可を受けようとする者は、原則として、事由後1週間以内までに、公欠席願（様式第3号）を教務課に提出しなければならない。

6 授業担当教員は、第4項に掲げる公欠席があった場合、当該学生に対し必要な学修を課すものとする。

(公欠席と手続)

第3条 公欠席となる事由等については、別表のとおりとする。

2 公欠席の回数の上限は、次の各号のとおりとする。

(1) 1個学期の授業回数が8回以下の場合は、1回

(2) 1個学期の授業回数が15回の場合は、2回

(3) 1個学期の授業回数が30回の場合は、4回

(4) 上記(1)～(3)に該当しない場合は、全学教務委員長が判断するものとする

3 公欠席は、原則として学生本人が願い出るものとする。

(成績評価の対象)

第4条 成績評価の対象者は、原則として授業時間の3分の2以上出席した者とする。

(改廃)

第5条 この申合せの改廃は、全学教務委員会の議を経て学長が定める。

(その他)

第6条 この申合せに定めるもののほか、この申合せの運用に関し必要な事項は、別に

定める。

附 則

この申合せは、平成6年7月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年12月4日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成26年2月17日）

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月27日）

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日）

この申合せは、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日に在籍する全学生に適用する。

附 則（令和3年10月27日）

この申合せは、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日に在籍する全学生に適用する。

附 則（令和4年12月28日）

この申合せは、令和4年12月28日から施行し、令和4年4月1日に在籍する全学生に適用する。

附 則（令和6年6月26日）

この申合せは、令和6年6月26日から施行し、令和6年4月1日に在籍する全学生に適用する。

年 月 日

欠 席 届

授業担当教員

殿

学類・学科名

学 生 番 号

氏 名

次のとおり、授業を欠席することになりましたので、届出いたします。

欠席日	年 月 日 年 月 日	欠席の期間 (長期欠席の場合)	自： 年 月 日 至： 年 月 日
授業科目		クラス	
欠席理由 (長期欠席は様式第2号)			

備考1 この届け出は、受講科目ごとに担当教員に提出すること。

2 病気その他の理由で1週間以上欠席する場合は、医師の診断書(写しも可)又は欠席理由書(様式第2号)を添付する。

年 月 日

欠 席 理 由 書

氏 名

学 生 番 号

欠席の期間が1週間を超えますので、その理由について次のとおり説明します。

欠席の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
欠席の理由（詳細に）	

公 欠 席 願

名桜大学長 殿

学類・学科名

学 生 番 号

氏 名

次のとおり「公欠席」として、授業を欠席させていただきますようお願いいたします。

欠席日	年 月 日 年 月 日	欠席の期間 (長期欠席の場合)	自： 年 月 日 至： 年 月 日
授業科目		クラス	
欠席理由			

備考1 届出が許可された場合は、学部長名で受講科目ごとに担当教員に通知される。

2 公欠席の回数は以下のとおり：

- (1) 1 個学期の授業回数が 8 回以下の場合、1 回
- (2) 1 個学期の授業回数が 1 5 回の場合、2 回
- (3) 1 個学期の授業回数が 3 0 回の場合、4 回

3 別表を参考にして公欠席の理由を証明する関係書類を添付し、事由後、1 週間以内に教務課へ提出すること。公欠席に該当しない場合は、通常の欠席になります。

この願出を『公欠席』として（ 許可 不許可 ）してよいか伺います。

学群・学部長	事務局長	教務部長	課 長	係 長	主 任	係 員

別表（第3条関係）

「公欠席」対象項目と手続等

公欠席対象項目	添付資料	対象者	備 考
忌引	公的証明書または事実を証明する書類を添付し申請。	1～4年次	
感染症*	診断書、または感染したことが確認できる書類	1～4年次	*学校保健安全法施行規則で定められた感染症。 事後に診断書等を添付し申請
裁判員制度による裁判所への出廷	裁判所からの通知書等	1～4年次	
教育実習、養護実習、看護実習及び介護等体験	参加することが分かる書類等	1～4年次	
国際大会への出場等	大会要項等参加することが分かる書類	1～4年次	

暴風時の授業の取扱いに関する申合せ

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、暴風時における授業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(暴風警報発令の場合の授業の取扱い)

第2条 暴風による事故の発生を防止するため、暴風雨時の場合の授業の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 午前7時現在、沖縄本島の一部に暴風警報（以下「警報」という。）が発令されている場合（ただし、沖縄本島の周辺離島及び海上に発令された警報は除く。）は、午前中の授業は休講とする。ただし、午前10時までに警報が解除された場合は、3時限目から授業を行う。
- (2) 午前10時までに警報が解除されない場合は、当該日の全ての授業を休講とし、構内への入構を禁ずる。
- (3) 授業中に警報が発令された場合は、直ちに授業を中止する。
- (4) 警報発令時は、学生の身の安全を最優先し、授業の実施方法（対面・遠隔）にかかわらず、全ての授業を休講とする。
- (5) 警報発令によって休講となった授業の補講は、学年暦に定められた一斉補講日又は学長が指定する日時に実施する。
- (6) 警報発令によって中止となった定期試験は、原則として翌週の当該曜日及び時限に行う。
- (7) その他、この取扱い以外に緊急事態が生じた場合は、学長は速やかに適切な措置を講じるものとする。

(周知)

第3条 前条の周知については、ユニバーサルパスポート及び大学ホームページ等にて掲載するものとする。

(改廃)

第4条 この申合せの改廃は、全学教務委員会の議を経て、全学教務委員長が行う。

附 則

この申合せは、平成6年7月27日から施行する。

附 則 (平成24年6月27日)

この申合せは、平成24年6月27日から施行する。

附 則 (令和3年8月25日)

この申合せは、令和3年8月25日から施行する。

附 則（令和5年9月21日）
この申合せは、令和6年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学附属図書館管理規則第6条の規定に基づき、名桜大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関する必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、名桜大学（以下「本学」という。）の学生及び職員並びに図書館長（以下「館長」という。）が特に認めた者とする。

(利用者証)

第3条 利用者には図書館利用者証（以下「利用者証」という。）を交付する。

2 利用者は、図書館を利用する際には、利用者証を常に携帯しなければならない。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、館長は、必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長は、必要があると認めるときは、臨時に開館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日
- (3) 創立記念日
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで
- (5) 館長が特に必要があると認めた日

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、図書館内では次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書館資料は、所定の場所で閲覧すること
- (2) 所定の場所以外で喫煙及び飲食はしないこと
- (3) 閲覧室では静粛にすること
- (4) その他他人の迷惑になる行為をしないこと
- (5) 係員の指示に従うこと

(貸出)

第7条 図書の貸出冊数及び貸出期間は、別表2のとおりとする。

2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、図書及び雑誌の貸出冊数及び貸出期間を変更することができる。

(貸出禁止)

第8条 次の各号に掲げる図書館資料の貸出は行わない。ただし、館長が特に許可した場合はこの限りでない。

- (1) 貴重書

- (2) 参考図書
 - (3) 視聴覚資料等
 - (4) その他館長が特に指定した資料
- (返却)

第9条 貸出を受けた者は、借用中の図書館資料を貸出期間内に返却しなければならない。

- 2 館長は、必要と認めたときは、貸出期間内であっても返却を求めることができる。
 - 3 館長は、貸出期間を超過して返却した者に対し、返却した日から、超過した日数に相当する期間の貸出を停止することができる。
- (即時返却)

第10条 貸出を受けた者は、退職、休職、卒業、休学、停学、退学等をしたときは、直ちに借用中の図書館資料を返却しなければならない。

(図書館資料の複写)

第11条 図書館資料の複写利用については、別に定める。

(参考調査)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる参考調査を依頼することができる。

- (1) 学術文献の書誌的調査
- (2) 学術雑誌の所在調査
- (3) 研究機関・研究者等の調査

(相互利用)

第13条 利用者は、他の図書館等が所蔵する図書館資料を利用する必要があるときは、あっせんを依頼することができる。

- 2 前項の相互利用に要する費用は、利用者の負担とする。
- 3 利用者は、相互利用により他の図書館等（以下、「貸出館」という。）から借受けた資料の利用方法については、貸出館の指示に従うものとする。

第14条 館長は、他の図書館等から図書館資料の利用について依頼があったときは、支障のない限り利用させることができる。

(弁償)

第15条 利用者は図書館資料、施設等を損傷し、又は紛失したときは、弁償しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、利用者は、相互利用によって借受けた資料を損傷し、又は紛失したときは、貸出館の指示に従うものとする。

(利用の制限)

第16条 館長は、この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(改廃)

第18条 本規程の改廃は名桜大学附属図書館運営委員会の議を経て館長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

I
関教
務・
履
修
内
容に

II
資

料

III
関学
す生
る生
内活
容に

IV
諸
規
則

V
履
業
科
目
修
の
概
要
等

VI
1そ
看護学
研究科
教員名
簿
他

VI
2そ
建
物
配
置
他

別表 1 (第4条関係)

区 分	開 館 時 間
平 日	8時45分から22時まで
土 曜	12時から18時まで
春季、夏季、冬季 の休業日	8時45分から17時まで

別表 2 (第7条関係)

資料 区分	学 生・ 事務職員		大学院生・ 教育職員		学 外 者	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
図 書	5冊以内	2週間 以内	10冊 以内	4週間 以内	2冊以内	2週間 以内

取り扱いに関する申合せ

（平成30年5月17日 制定）

（趣旨）

第1条 看護学研究科（博士前期課程）に所属する大学院生（以下、学生）が研究等のプロセスで取り扱うデータ（研究のデータ、研究計画書、倫理審査申請書、その他の研究に関連する資料）の中で、電子データに関しては、誤送信、改ざん、個人情報等の漏洩、紛失、消失等の特有のリスクがあることから、それらの防止には、細心の注意を払う必要がある。そのことから、この申合せは、学生の電子データの取り扱いに関し、必要な事項を定める。

（取り扱い）

第2条 原則的に、電子データに加えて、紙媒体のものは、院生室および研究指導教員の研究室から持ち出してはならない。

学生はデータの収集・分析、作成時には、下記のことを厳重に注意すること。

- (1) 電子データは、国内外を問わず匿名化すること。
- (2) 電子データを保管するため、携帯型の電子機器（PC、スマートフォン等）を使用する場合、使用后、または当該機器を研究指導教員と共有するときは、当該データのコピーがその機器に残されていないことを確認する。
- (3) 電子データは必ず暗号化し、パスワードを設定しロックをかける場合は、毎月1回以上変更すること。
- (4) 電子データのやりとりは、学生と研究指導教員間に限定する。
- (5) 電子データの誤送信、漏洩、紛失、消失が明らかとなった場合は、直ちに研究指導教員および看護学研究科長に報告する。
- (6) 前項の報告をうけたときは、看護学研究科長（博士前期課程）は速やかに被害の拡大防止等のために必要な処置を講ずる。
- (7) 学生は、ログイン情報、パスワード、その他のアクセス資格情報を常に安全に管理し、アカウント情報を保護する責任を有する。
- (8) 合理的な理由のために電子データを用いて研究指導教員の指導を受ける必要がある場合は、誓約書を提出し、看護学研究科長（博士前期課程）の承諾を得る。

（改廃）

第3条 この申合せの改廃は、看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会の議を経て決定する。

附則

この申合せは、平成 30 年 5 月 17 日から施行し、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。

附則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

電子データの取り扱いに関する誓約書

看護学研究科長（博士前期課程） 殿

(申請者)

学生番号： _____

学生氏名： _____

下記のとおり、電子データの取り扱いについて、下記のことを遵守します。

記

- (1) 電子データは、国内外を問わず匿名化すること。
- (2) 電子データを保管するため、携帯型の電子機器（PC、スマートフォン等）を使用する場合、使用后、または、当該機器を研究指導教員と共有するときは、当該データのコピーがその機器に残されていないことを確認する。
- (3) 電子データは必ず暗号化し、パスワードを設定しロックをかける場合は、毎月1回以上変更すること。
- (4) 電子データのやりとりは、学生と研究指導教員間に限定する。
- (5) 電子データの誤送信、漏洩、紛失、消失が明らかとなった場合は、直ちに研究指導教員および看護学研究科長（博士前期課程）に報告する。
- (6) 前項の報告をうけたときは、看護学研究科長（博士前期課程）は速やかに被害の拡大防止等のために必要な処置を講ずる。
- (7) 学生は、ログイン情報、パスワード、その他のアクセス資格情報を常に安全に管理し、アカウント情報を保護する責任を有する。
- (8) 合理的な理由のために電子データを用いて研究指導教員の指導を受ける必要がある場合は、誓約書を提出し、看護学研究科長（博士前期課程）の承諾を得る。

V. 履 修 等

授業科目の概要

令和7年度看護学研究科（博士前期課程）授業概要

授業科目の概要			
(看護学研究科 看護学専攻(博士前期課程))			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
共通必修科目	看護理論	(概要) 看護の理論形成が専門職看護の基盤であることを理解し、既存の看護哲学、看護概念モデル(適応・セルフケア)、や諸理論(コンフォート、ケアリング、ヘルスプロモーション等)を理解し、これらの理論が自らの看護現象を説明でき、検証レベルや看護実践の貢献の観点からクリティークし学修する。	オムニ バス方 式
	看護学研究方法論 I	(概要) 看護における研究の意義と特徴を理解し、文献検討、研究デザイン、研究方法、倫理的配慮、研究計画書、学術論文の書き方などの一連の研究プロセスを学習する。	オムニ バス方 式
	看護学研究方法論 II	(概要) 基本的な研究方法である質的研究と量的研究の特徴とその方法を学習する。	オムニ バス方 式
共通科目	沖縄のケアリング文化	(概要) 沖縄の地理的・歴史的背景を踏まえ、沖縄の文化として脈々と受け継がれてきたケアリングの在り様を探究し、沖縄の生活や文化に根ざしたケアリングの要素を、多角的、学際的側面から捉えることを試みる。	オムニ バス方 式
	看護教育学	(概要) 教育学、および看護教育学の理論を学習し、看護基礎・卒後教育課程、あるいは継続教育に携わる看護職者が教育的機能を果たすために必要な基本的知識・技術を修得し、教育・実践領域において系統的な教育活動を展開できる能力を養う。	オムニ バス方 式
	看護倫理学	(概要) 看護における倫理的問題を解決できる能力を養うために、看護専門職に必要な看護倫理の基礎的知識と倫理的思考方法について事例を通して学ぶ。	
	看護管理学	(概要) 保健看護サービスシステムの現状および看護職が直面している課題を把握し、現場の変革を推進するために必要な体系的知識・技術を有効に活用できる能力を養う。	オムニ バス方 式
	コンサルテーション論	(概要) 保健医療チームの中でのコンサルテーションについて、する側と受ける側から理解できるように、理論と具体的な事例を通して方法論を学ぶ。また、コンサルテーションを受ける看護師として	

共通科目	共通選択科目	コンサルテーション論	の自己研鑽のあり方を学ぶ。	
		ヘルスプロモーション論	<p>(概要)</p> <p>ヘルスプロモーション・ウェルネス理念の起こりと歴史的背景、健康観についての歴史的変遷、健康政策への活用と評価の視点を講じ、ヘルスプロモーション・ウェルネス理念を理解した健康政策立案への基本的能力を習得する。さらに、運動生理学の観点から生活習慣病予防の具体的な知見や方法についても探究する。これらの基礎理論を用いて実際の看護の場におけるヘルスプロモーションを探究する。</p>	
		包括的健康アセスメント	<p>(概要)</p> <p>看護モデルを基盤として身体・心理・社会的側面を包括的にとらえる高度なアセスメント能力を養う。身体面としてのフィジカル・アセスメント(Physical Assessment)強化を中心に、心理社会面として心理社会的アセスメント (MSE : Mental Status Examination) 、看護診断を統合した講義によって習得する。</p>	オムニバス方式
		健康栄養学	<p>(概要)</p> <p>現在の日本人の死因の約3分の2は生活習慣病によるものであるとされている。生活習慣病の予防には、適切な食事量や食習慣、定期的な身体活動が重要となってくる。本講義では生活習慣病の予防、特に肥満の予防のための運動・食事の取り方を中心に講義を行う。その際に、食事と運動と休養のタイミングを考慮した時間栄養学の考えを取り入れて検討を行う。また、健康や栄養に関する情報を判断し、活用する能力(情報リテラシー)を養い、根拠に基づいた栄養学的知識の獲得を目指す。さらに得られた栄養学の知識をいかに実践につなげるかという行動科学の点についても講義を行う。</p>	
		病態生理学	<p>(概要)</p> <p>この授業では、臨床医学で問題となっている各種疾病を教材として、病態生理学に根拠を置いて進められている治療について学ぶことによって、臨床看護の世界で指導的役割を担える人材を育成することを目標にする。</p> <p>すなわち自ら論理的な学習ができ、かつ知識が乏しいがゆえに不安を抱える患者やその家族が正しく病気の成り立ちを知り、判断できるよう適切なアドバイスを与えることができるようにする。すなわち、健康障害があっても、その影響をできるだけ少なくするにはたらきかける際の専門的判断の構築に役立つことを意図する。</p>	
英語講読	<p>(概要)</p> <p>英文で書かれた看護の専門誌・論文を講読する力を養うことを目的とする。そのために、一般の新聞、雑誌を読みながら、文法の解説も加えて基礎読解力を高めたうえで、専門誌の看護の英語論文を講読する。</p>			

専門科目	基盤看護学分野	基盤看護学特論 I	<p>(概要)</p> <p>基盤看護学特論 I では、看護の基盤となる理論・方法論について、教育・管理・実践を沖縄のケアリング文化に根ざした視点とグローバルな視点から探究する。この科目には看護教育学、看護技術学、看護管理学、国際看護学の専門領域があり、探究したい専門領域を選択する。</p> <p><u>看護教育学領域では</u>、看護教育の歴史と制度、ならびに看護教育における基礎理論、方法論を修得する。看護基礎教育・卒後教育・継続教育の前提となる看護教育学の理論に加え、関連学問領域の理論・主要概念を学習する。看護職における継続教育の現状と課題、キャリア開発支援について理解を深め、看護職への教育のあり方についてディスカッションやプレゼンテーションを通して探究する。</p> <p><u>看護管理学領域では</u>、保健・医療・福祉を取り巻く環境について概観し、看護サービスおよび看護管理のあり方を探究する。具体的には、質の高い看護実践を推進するために必要なヘルスケア組織および看護管理の基礎理論および看護管理プロセスを理解し、効果的な看護管理のあり方を探究する。</p> <p><u>看護技術学領域では</u>、看護ケアの本質を踏まえ、ケア技術を構成する要素を抽出し、その理論的背景および質の高い看護実践を推進するための看護技術について探究する。</p> <p><u>国際看護学領域では</u>、異文化や多様な社会構造などをキーワードとして、今後の看護にも必要とされる国際的な視野、適応力、判断力、研究方法論などについて、探究する。</p>	
		基盤看護学特論 II	<p>(概要)</p> <p>基盤看護学特論 II では、看護の基盤となる理論・方法論を踏まえ、沖縄のケアリング文化に根ざした視点とグローバルな視点から根拠のある看護実践を探究する。この科目には看護教育学、看護技術学、看護管理学、国際看護学の専門領域があり、探究したい専門領域を選択する。</p> <p><u>看護教育学領域では</u>、教育学および看護教育学の理論を適用した看護基礎・卒後教育課程、あるいは継続教育プログラムの編成・運用の実際と看護学教育活動の展開を学修する。看護ケアの質を高めるために必要な看護職への教育的働きかけ、教育環境づくりなど、効果的な継続教育を実施していくための知識や理論・技術を学修する。ディスカッションやプレゼンテーションを通して、看護基礎教育において到達すべき看護実践能力、継続教育におけるキャリア開発について探究する。</p> <p><u>看護管理学領域では</u>、日本における看護管理・看護サービスの制度政策を多角的取り上げ、看護と社会システムの関係について探索する。また、看護実践現場における課題把握と解決、イノベ</p>	

専門科目	基盤看護学分野	基盤看護学特論Ⅱ	<p>ーションのために必要とされる方法論を探究する。</p> <p>看護技術学領域では、看護技術学に関する先行研究についてクリティックし、看護技術研究の課題と展望を考察する。さらに、看護実践現場における課題把握と解決のために必要とされる看護技術の在り様を探究する。</p> <p>国際看護学領域では、世界の国々の看護・保健医療福祉事情を理解するために、さまざまな国々において活躍している看護・保健医療福祉分野の実践家及び研究者により各国の文化の紹介と看護医療福祉とその実践について探究する。</p>	
	臨床看護学分野	臨床看護学特論Ⅰ	<p>臨床看護学特論Ⅰでは、沖縄のケアリング文化を基盤とし、様々な健康レベルにある人を対象に健康増進および疾病予防、あるいは死に臨む人々のケアに関する理論・方法論を探究する。この科目には慢性期看護学、急性期看護学、がん看護学、高齢者看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学、病態生理学の専門領域があり、探究したい専門領域を選択する。</p> <p>慢性期看護学領域では、慢性期疾患を疫学的に概観し、ライフサイクル・ライフタスクとの関係を理解する。さらに、セルフケアの構築に向けた行動理論等、慢性疾患を病む人および家族に必要なケアに関する理論・方法論を探究する。</p> <p>急性期看護学領域では、急性期疾患を疫学的に概観し、ライフサイクル・ライフタスクとの関係を理解する。急性期病態患者・家族の特質から、医療選択における意思決定について考案する。また、脳死判定や臓器移植などを踏まえ、多角的に倫理的課題を抽出し、これからの急性期看護に関する理論・方法論を探究する。</p> <p>がん看護学領域では、がんサバイバーシップの概念を基に、がんの診断時期から終末期まで、がんとともに生きる人々とその家族の体験を広い視野から理解し、全人的ケアおよび沖縄のケアリング文化に根ざした看護実践の土台となる理論や概念を探求する。</p> <p>高齢者看護学領域では、老年期の発達理論を踏まえ、加齢に伴う身体的・心理的・社会的変化と生活への影響について探究する。また、少子高齢化の国内外の高齢者をとりまく様々な状況を理解し、複雑で多様な健康障害をもつ高齢者の健康と生活の質を高めるための援助について、文献抄読、事例検討などを通して検討し探究する。</p> <p>母性看護学領域では、母性看護学の対象である将来出産を迎える思春期女性、妊産褥婦、更年期女性等の特性と健康課題を理解する。女性の健康課題を解決するための理論や方法論について、文献・事例検討を通して探究する。</p> <p>小児看護学領域では、子どもとその家族が置かれているさまざまな状況を理解し、特に子どもの倫理的側面として、児童の権利条約の理念に基づいた健康生活について探究し、子どもの生きる権</p>	

専門科目	臨床看護学分野	臨床看護学特論 I	<p>利の擁護に関する課題と方法について探究する。また、関連領域の研究のクリティークを行い、小児看護学領域の研究の動向と課題を探究する。</p> <p><u>精神看護学領域では、精神看護学の実践の基礎となる対象理解のための基礎理論を学ぶ。精神の機能状態の評価方法について学び、看護介入の基本として、精神状態のアセスメント技術と対人関係技術を習得する。合わせて精神的健康に関する知識およびライフサイクルにおける対象者の心理・社会的問題、危機的状況における看護アセスメントについて学ぶ。</u></p> <p><u>在宅看護学領域では、在宅看護学活用される理論や看護モデルを学び、看護実践に活用する方法を学ぶ。在宅での生活（暮らし）を支援する看護の役割と福祉の連携を目指し、社会福祉の立場からの地域在宅看護学への課題を探究する。</u></p> <p><u>公衆衛生看護学領域では、個人・家族・集団・地域の健康レベル向上に関わる看護の理論および方法、保健医療福祉の連携とシステム化、地域の健康課題の解決に必要な社会資源の開発と施策化等について探究する。</u></p> <p><u>病態生理学領域では、医療及び福祉介護の現場で日常遭遇することの多い代表的な疾患あるいは病態の成因や仕組みに関する基礎的事項及び最新の知見を概説する。実務に役立つように知識を整理して理解してもらうことを目標とする。</u></p>	
		臨床看護学特論 II	<p>(概要)</p> <p>臨床看護学特論 II では、沖縄のケアリング文化を基盤とし、様々な健康レベルにある人を対象に健康増進および疾病予防、あるいは死に臨む人々のケアに関して、<u>根拠のある看護実践を探究</u>する。この科目には慢性期看護学、急性期看護学、がん看護学、高齢者看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学、病態生理学の専門領域があり、探究したい専門領域を選択する。</p> <p><u>慢性期看護学領域では、慢性疾患を病む人と家族の反応や療養行動特性、生活に及ぼす影響と社会心理的要因を理解し、国内外の先行研究を踏まえ根拠のある看護実践を探究する。さらに、慢性期看護学領域に求められる援助方法と課題解決のための方略を探究する。</u></p> <p><u>急性期看護学領域では、危機的な状況にある人を総合的に捉え、衝撃的な体験に際し人間の反応や回復過程を理解し、衝撃的な体験からの立ち直りを促進させる援助、専門的な支援法を学修する。また、衝撃的な体験者の家族に対する支援方法について探究し、根拠のある看護実践を探究する。</u></p> <p><u>がん看護学領域では、がんの診断時期から終末期まで、がんとともに生きる人々とその家族への看護支援の現状と課題を幅広く理解し、全人的ケアおよび沖縄のケアリング文化に根ざした根拠のあるがん看護実践を探究する。さらに、がん対策基本法をはじ</u></p>	

<p>専門科目</p>	<p>臨床看護学分野</p>	<p>臨床看護学特論Ⅱ</p>	<p>め国の施策と動向および社会的ニーズを踏まえ、がん看護領域に求められる援助方法と課題解決のための方略を探究する。</p> <p><u>高齢者看護学領域では</u>、加齢や障害により複雑で多様な健康障害を持つ高齢者の人生の最終段階が健康的に過ごせるように、生活の質を維持・向上を支援するケアについて探究する。また、家族・ケアスタッフ、社会システムの課題を検討しケアシステムの在り方を探究する。</p> <p><u>母性看護学領域では</u>、臨床看護学特論Ⅰの母性看護学の対象に対する理論や方法論を踏まえ、根拠に基づいた効果的な看護実践を探究する。また、沖縄県のケアリング文化に根ざした地域における母子保健の課題、妊娠前から出産後まで継続した支援システムについて探究する。</p> <p><u>小児看護学領域では</u>、小児看護がもつさまざまな課題を広い視野から理解し、子どもとその家族の健康保持・増進のための援助の方向性について、講義と演習を通して探究する。また、小児看護の諸側面における適切な援助方法を探究し、その効果を査定する能力を修得する。</p> <p>入院児の生活支援について、特に入院児の発達支援としての遊びや教育の視点を重視し、入院児の教育保障や医療保育の基本的な考え方を導入して検討する。</p> <p>また、医療的ケアを必要とする子どもの援助、障害児のケア、被災児とその家族の支援や災害看護における具体的な支援について検討する。そのうえで、小児看護に必要な援助方法とその評価について探究する。</p> <p><u>精神看護学領域では</u>、現在の精神保健医療福祉の動向と社会的ニーズを踏まえ、精神的健康問題を抱える人、その家族および集団に対して、精神看護学の基礎的な諸理論や知識を用いた看護介入方法または、治療的介入方法を講義と演習を通して探究する。また、この過程において患者の人権を擁護するための倫理的判断能力を培う。</p> <p><u>在宅看護学領域では</u>、沖縄県の在宅療養の現状と課題について学び、在宅老所や在宅のターミナルケアについての援助の方法について探究する。また、沖縄北部の地域特性や終末期の在宅看護の実際を学び、倫理的判断、臨床判断に基づき、健康課題を解決するための看護実践を探究する。</p> <p><u>公衆衛生看護学では</u>、臨床看護学特論Ⅰの公衆衛生看護学で学んだ理論と方法、保健医療福祉の連携とシステム化、社会資源開発と施策化等を文献検討し、公衆衛生看護実践例の現状・課題の分析を踏まえ、看護実践を探究する。</p> <p><u>病態生理学領域では</u>、臨床看護学特論Ⅰの病態生理学で学んだ知識を基盤として興味ある国内外の症例報告を基に病態について考察し、時間軸から病態の推移を分析できる能力を培う。分析の結果から導かれる看護への応用について学ぶ。さらに、探究した</p>
-------------	----------------	-----------------	--

専門科目	学分野 臨床看護	臨床看護学特論Ⅱ	課題をレポートにまとめ看護指導者としての教授方法を実践により修得する。	
演習・研究科目	専門演習	<p>(概要)</p> <p>各分野の研究の動向を踏まえ、学生の関心あるテーマに即した研究を進めるための方法を学ぶ。具体的には、国内外の論文のクリティークを重ねて、研究課題を絞り込み、適切な研究方法を検討し、研究の背景、文献検討、研究目的、研究デザイン、研究方法、倫理的配慮などを学習し、研究計画書を作成する。</p>		
	特別研究	<p>(概要)</p> <p>専門演習の履修により作成した研究テーマに即した研究計画書をもとに研究を進め、修士論文を作成する。具体的には、倫理審査申請後、研究計画にそって、データの収集、分析解釈、考察などの中間発表を行なう。その後、論文を作成し、公開発表のプレゼンテーションを行う。</p>		

I 関教務・履修
する
内容に

II 資

料

III 関学
する
生
内
活
容に

IV 諸

規

則

V

履業
科目
修
の
概
要
等

VI

1 そ
看護学
研究科
教員名
簿
他

VI

2 そ
建
物
配
置
図
他

授業科目の概要			
(看護学研究科 看護学専攻(博士前期課程) CNS コース)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
共通科目 共通必修科目	臨床薬理学	(概要) 看護の理論形成が専門職看護の基盤であることを理解し、既存の看護哲学、看護概念モデル(適応・セルフケア)、や諸理論(コンフォート、ケアリング、ヘルスプロモーション等)を理解し、これらの理論が自らの看護現象を説明でき、検証レベルや看護実践の貢献の観点からクリティックし学修する。	
	がん病態治療学特論	(概要) がん病態治療学を学習することによって、人間の身体に生起する病変の基本を知り、その成り立ちについて細胞・分子レベルで理解を深める。臨床における実際のがん診断・治療について学習し、がん看護の高度な臨床判断と看護実践につなげるために必要な、病態治療学的知識を習得する。	
専門科目	臨床看護学特論 I	(概要) がん看護学領域では、がんサバイバーシップの概念を基に、がんの診断時期から終末期まで、がんとともに生きる人々とその家族の体験を広い視野から理解し、全人的ケアおよびケアリング文化に根ざした看護実践の土台となる理論や概念を探求する。看護実践の主要となる理論の活用について理解を深める。	
	臨床看護学特論 II	(概要) がんの診断と最新の治療方法、がんの疫学、予防、早期発見について学び、がん看護実践で応用できる専門的アセスメント能力の基盤を養う。また、がんサバイバーシップの概念を基に、がんの診断時期から終末期まで、がんとともに生きる人々とその家族の体験を広い視野から理解し、がん患者の複雑な健康問題に対して、包括的な支援を提供するための看護援助方法について探求する。エビデンスと実践を関連付けて理解を深める。	
	緩和ケア特論 I	(概要) がん患者・家族が抱える全人的苦痛を捉えるための包括的なアセスメントの方略や看護援助方法について理解する。特に、がん疼痛をはじめとする疾患や治療に伴う症状の概念、疫学、症候、病態生理を踏まえ、症状アセスメント、臨床判断、看護援助の方略について最新のエビデンスを探求し、症状緩和における高度な臨床判断とケアとケアを統合した看護援助を提供するための基礎的知識を習得する。	

専門科目	緩和ケア特論Ⅱ	<p>(概要)</p> <p>緩和ケア領域において、がん看護専門看護師としての役割機能を発揮するための知識を身につける。緩和ケアの概念をはじめとして、緩和ケアに関わる政策、さまざまな実践の場（在宅、一般病棟、ホスピス・緩和ケア病棟、緩和ケアチーム）における特徴、リソースの活用方法および地域連携について理解する。また、がん診断時から終末期にかけての患者・家族が抱える全人的苦痛（身体的、精神的、心理・社会的、スピリチュアル的）に対するケアおよびグリーフケアについて最新のエビデンスや理論を理解する。</p>	
	緩和ケア特別演習Ⅰ	<p>(概要)</p> <p>緩和ケア特論Ⅰの学修を踏まえ、事例検討や技術演習を通してがん患者が抱えるがんの病態と治療に伴う症状を主観的・客観的手法を用いて包括的にアセスメントし、臨床判断能力を身につける。さらに、全人的苦痛を緩和するための最新のエビデンスや知見に基づきキュアとケアを統合した看護援助について考究する。また、フィールドワークを通して、症状緩和の方略を検討するうえで、緩和ケアチームの役割機能や多職種連携の実際を学習し、緩和ケア領域におけるがん看護専門看護師としての役割を明確化する。</p>	
	緩和ケア特別演習Ⅱ	<p>(概要)</p> <p>緩和ケア特論Ⅱの学習を踏まえ、複雑な問題を抱えるがん患者・家族の事例やロールプレイ演習を通して、全人的ケアの視点からみた包括的看護援助を提供するための相談・心理的支援、調整、倫理調整に必要な技術を身につける。さらに、フィールドワークを通して、がん患者の意思決定支援、患者・家族の相談・心理的支援、他職種との連携、倫理的問題へのアプローチ、緩和ケアチームにおける横断的なアプローチや在宅療養支援、地域・文化に根差した緩和ケアの地域連携の在り方についても探求し、地域包括支援の充実を促進するうえでがん看護専門看護師としての役割機能を明確化する。</p>	
	がん看護学実習Ⅰ	<p>(概要)</p> <p>がん看護専門看護師の役割（実践、相談、調整、倫理調整、教育・研究）の実際を学ぶ。</p> <p>がん看護専門看護師の実践の見学、同行を通し、がん看護専門看護師の役割理解を深め、がん看護専門看護師としての役割機能を発揮するための能力開発と自己の課題を明確化する。</p>	
	がん看護学実習Ⅱ	<p>(概要)</p> <p>疾患および治療に伴う苦痛を全人的にアセスメントし、症状緩和およびセルフケアマネジメントの方略に関する知識や技術を学修する。臨床腫瘍医や緩和ケア医の指導の下、がん診療およびに関する臨床判断能力を修得する。また、複雑な問題を抱えるがん患者・家族を受け持ち、臨床指導者および大学院指導教員の指導の下、理論やエビデンスに基づく専門的な知識や技術を用いて、ケアとキュアを統合させた質の高い看護実践を探求する。</p>	

専門科目	がん看護学実習Ⅲ	<p>(概要)</p> <p>がんの治療期から終末期における、患者・家族が抱える複雑な問題を解決する（意思決定支援を含む）ための知識や技術を学修する。特にがん患者・家族の苦痛を全人的にアセスメントし、患者・家族、医療従事者間で生じる倫理的な葛藤などの複雑な問題に対し、患者・家族の希望により沿った治療や療養生活の選択が行えるよう、症状緩和およびセルフケアマネジメントの方略および必要なリソースの活用について、患者・家族および臨床スタッフと検討し、臨床スタッフや多職種との連携を踏まえた看護実践能力を修得する。また、受け持った患者・家族への看護実践を通して、臨床スタッフに看護実践の質向上に向けた教育企画を実施し、効果的な教育について探究する。</p>	
	がん看護学実習Ⅳ	<p>(概要)</p> <p>緩和ケア病棟および在宅で療養するがん患者・家族の問題解決に関する知識や技術を学修する。患者・家族の希望により沿った療養生活を整えるために、全人的苦痛を捉え、地域・社会資源の活用を検討し、臨床スタッフや多職種との連携を図り、シームレスな看護を実践する能力を修得する。特に、看護実践を展開するうえで、症状緩和およびセルフケアマネジメントの方略について、患者・家族および臨床スタッフと検討し、臨床指導者および大学院指導教員の指導のもと実践し、緩和ケア病棟・在宅療養環境の特性を踏まえた看護実践を学修する。また、受け持った患者・家族への看護実践を通して、臨床スタッフに看護実践の質向上に向けた教育企画を実施し、効果的な教育について探究する。</p>	
演習・研究科目	課題研究Ⅰ	<p>(概要)</p> <p>専門領域（がん看護）の看護実践上の課題について、文献クリティークを通して、研究手法、計画作成および論文の作成過程を学ぶ。先行研究を読み込み、研究テーマを明確化し、倫理的配慮に基づいた専門性の向上につながる研究計画書の作成を行う。</p>	
	課題研究Ⅱ	<p>(概要)</p> <p>課題研究Ⅰで作成した研究計画書を基に担当教員の指導のもと、研究を実施し、修士論文（課題研究）を作成する。研究倫理審査の承認が得られた後、研究計画に沿って、協力依頼、データ収集、分析を行う。その後、研究の結果について先行研究や理論を用いて批判的に考察し、解釈し、研究の限界を理解したうえで、論旨が一貫した論文を作成する。実施した研究を公開で発表し、研究成果を還元する。</p>	

VI. そ の 他

1. 看護学研究科（博士前期課程）教員名簿

大学院看護学研究科（博士前期課程）教員名簿

	フリガナ 氏名	職位	担当授業科目の名称		備考
1	キムラ ヤスタカ 木村 安貴	教授 (研究科長)	看護理論 看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅰ 病態生理学 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	※CNSコース（がん看護専門 看護師）担当教員
2	ナガタ ミワコ 永田 美和子	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅰ 包括的健康アセスメント 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
3	タマイ ナオミ 玉井 なおみ	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅰ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	※CNSコース（がん看護専門 看護師）担当教員
4	オオシロ リョウコ 大城 凌子	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅱ 包括的健康アセスメント 臨床看護学特論Ⅱ 専門演習	看護学研究方法論Ⅰ 沖縄のケアリング文化 臨床看護学特論Ⅰ 特別研究	
5	マツシタ セイコ 松下 聖子	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅰ 看護教育学 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
6	タバ マユミ 田場 真由美	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅰ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
7	ハナシロ カズヒコ 花城 和彦	教授	看護学研究方法論Ⅰ 病態生理学 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
8	アベ マサコ 阿部 正子	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅰ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
9	リュウゴウ チュキ 流郷 千幸	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅰ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
10	ヒラカミ クミコ 平上 久美子	教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅰ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
11	シミズ カオリ 清水 かおり	上級准教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅰ 看護教育学 基盤看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 看護管理学 基盤看護学特論Ⅱ 特別研究	
12	キトウ カズコ 鬼頭 和子	上級准教授	看護学研究方法論Ⅰ 包括的健康アセスメント 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
13	ムラカミ ミツコ 村上 満子	上級准教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅰ コンサルテーション論 臨床看護学特論Ⅱ 特別研究	
14	ヒガ ノリエ 比嘉 憲枝	上級准教授	看護理論 臨床看護学特論Ⅱ	臨床看護学特論Ⅰ 専門演習	
15	フジイ マイ 藤井 まい	上級准教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅱ 基盤看護学特論Ⅰ 専門演習	看護学研究方法論Ⅰ 基盤看護学特論Ⅱ 特別研究	
16	シモジ ノリヤス 下地 紀靖	上級准教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅰ 基盤看護学特論Ⅰ	看護学研究方法論Ⅱ 基盤看護学特論Ⅱ	
17	モトムラ ジュン 本村 純	教授	看護学研究方法論Ⅰ 臨床看護学特論Ⅰ	看護学研究方法論Ⅱ 臨床看護学特論Ⅱ	
18	ヨシザワ リュウタ 吉澤 龍太	助教	看護理論 臨床看護学特論Ⅰ	コンサルテーション論 臨床看護学特論Ⅱ	※CNSコース（がん看護専門 看護師）担当教員
19	トケン マサノリ 渡慶次 正則	教授	英語講読		
20	カノウ ヒデアキ 嘉納 英明	教授	看護教育学		
21	タカセ コウイチ 高瀬 幸一	教授	ヘルスプロモーション論		

	フリガナ 氏名	職位	担当授業科目の名称	備考
22	オクモト タダシ 奥本 正	教授	健康栄養学	
23	グレッグ ミスズ グレッグ 美鈴	特任教授	看護学研究方法論Ⅰ 看護教育学	
24	ウザ ミヨコ 宇座 美代子	特任教授	沖縄のケアリング文化 臨床看護学特論Ⅰ 臨床看護学特論Ⅱ	
25	スズキ ケイコ 鈴木 啓子	特任教授	看護理論 看護学研究方法論Ⅰ 看護学研究方法論Ⅱ 看護管理学 コンサルテーション論 包括的健康アセスメント 臨床看護学特論Ⅰ 臨床看護学特論Ⅱ 専門演習 特別研究	
26	ヤツシロ リカ 八代 利香	非常勤講師	看護倫理学	
27	ナカソネ スグル 仲宗根 卓	非常勤講師	看護管理学	
28	ベップ チェ 別府 千恵	非常勤講師	看護管理学	
29	アラキ トモコ 荒木 登茂子	非常勤講師	看護管理学	
30	ウサミ シオリ 宇佐美 しおり	非常勤講師	コンサルテーション論	
31	トウナイ ミホ 藤内 美保	非常勤講師	包括的健康アセスメント	
32	ヒガ (ナカムラ) マリコ 比嘉 (中村) 真理子	非常勤講師	病態生理学	
33	オクニシ エイスケ 奥西 栄介	非常勤講師	臨床看護学特論Ⅰ	
34	フナシマ ナヲミ 舟島 なをみ	非常勤講師	看護教育学	
35	カミザト ミドリ 神里 みどり	非常勤講師	臨床看護学特論Ⅱ	
36	ウエダ シンイチロウ 植田 慎一郎	非常勤講師	臨床薬理学	
37	タイラ ナオヤ 平良 直也	非常勤講師	がん病態治療学特論	
38	アリガ タクロウ 有賀 拓郎	非常勤講師	がん病態治療学特論	
39	オオワン イソコ 大湾 勤子	非常勤講師	がん病態治療学特論	
40	ウエハラ カノウ 上原 協	非常勤講師	がん病態治療学特論	
41	ノザト エイジ 野里 栄治	非常勤講師	がん病態治療学特論 がん看護学実習Ⅲ	
42	イジュ ミカ 伊集 美香	非常勤講師	臨床看護学特論Ⅰ	
43	タウ ミツコ 多宇 盛子	非常勤講師	臨床看護学特論Ⅰ	
44	サトミ ユウジ 里見 雄次	非常勤講師	臨床看護学特論Ⅰ	
45	カミザト ミドリ 神里 みどり	非常勤講師	緩和ケア特論Ⅰ	
46	ササラ タケン 笹良 剛史	非常勤講師	緩和ケア特論Ⅰ	
47	ナカソネ トシユキ 仲宗根 敏幸	非常勤講師	緩和ケア特論Ⅰ	
48	ナカガワ ユタカ 中川 裕	非常勤講師	緩和ケア特論Ⅰ	
49	ミヤザト ハルカ 宮里 春香	非常勤講師	緩和ケア特論ⅠⅠ	
50	ウオズミ トモエ 魚住 智絵	非常勤講師	緩和ケア特論ⅠⅠ	
51	キンジョウ タカノブ 金城 隆展	非常勤講師	緩和ケア特論ⅠⅠ	
52	ミネイ トモミ 嶺井 朝美	非常勤講師	緩和ケア特別演習Ⅱ	
53	ウエハラ ヒロミ 上原 弘美	非常勤講師	緩和ケア特別演習Ⅱ	
54	スナガワ ハナ 砂川 華	非常勤講師	がん看護学実習Ⅰ	
55	タワダ シンコ 多和田 慎子	非常勤講師	がん看護学実習Ⅰ	
56	オダジマ レイコ 小田島 怜子	非常勤講師	がん看護学実習Ⅱ	

I
関教
する務・履
る内修
容に

II
資
料

III
関学
する生
る生
内活
容に

IV
諸
規
則

V
履
業
科
目
修
の
概
要
等

VI
1 そ
看護学研究科
教員名簿
他

VI
2 そ
建
物
配
置
他

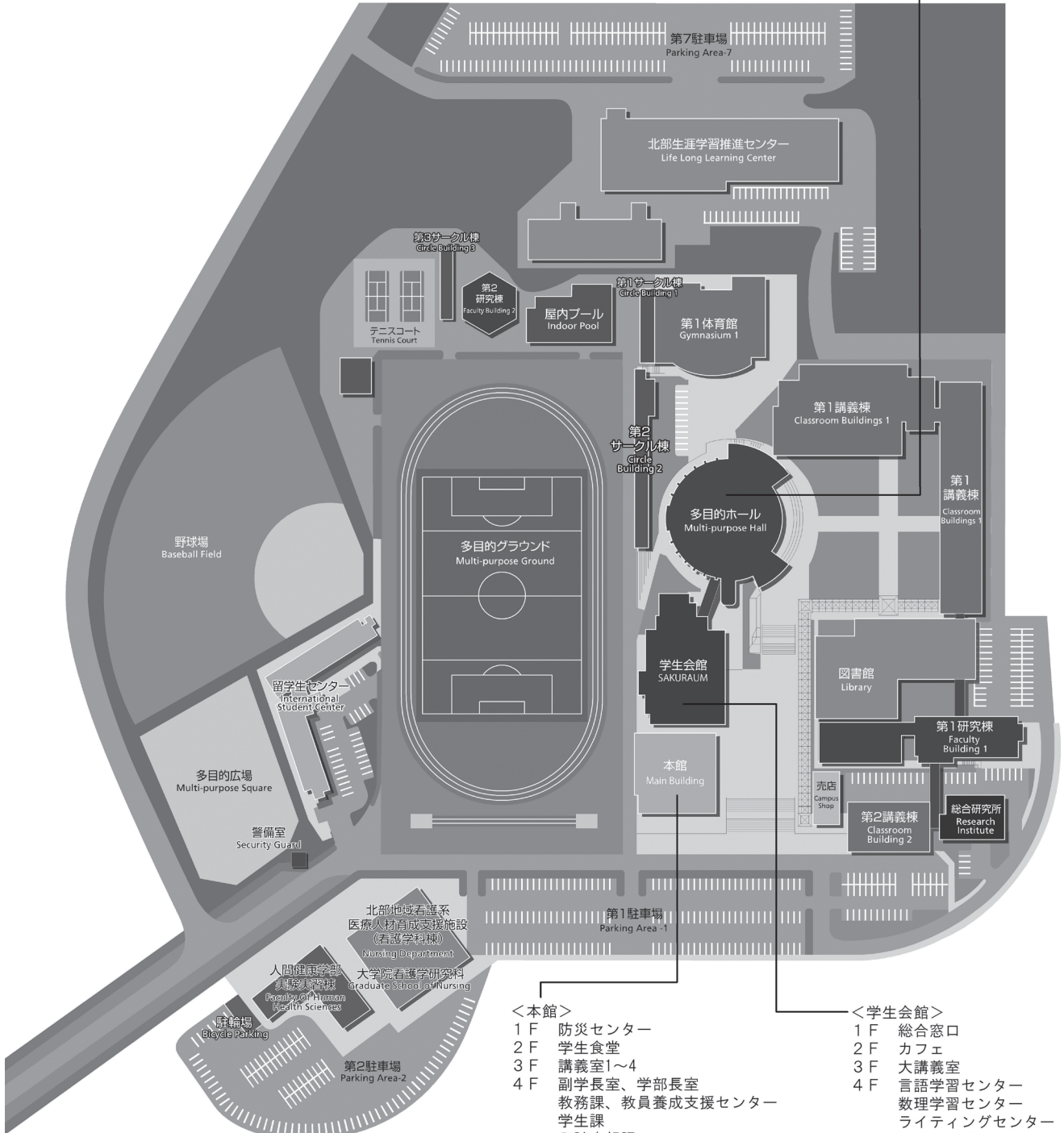
	フリガナ 氏名	職位	担当授業科目の名称	備考
57	ウスギ カツミ 宇杉 かつみ	非常勤講師	がん看護学実習Ⅱ	
58	ナカジマ ノブヒサ 中島 信久	非常勤講師	がん看護学実習Ⅲ	
59	サクマ チヒロ 佐久間 千尋	非常勤講師	がん看護学実習Ⅲ	
60	オオシロ リサ 大城 梨沙	非常勤講師	がん看護学実習Ⅲ	

VI. そ の 他

2. 建物配置図

名桜大学 建物配置図

- <多目的ホール>
 1 F 保健センター
 学生相談室
 2 F 大学祭実行委員会
 名桜大学学習支援教室びゅあ

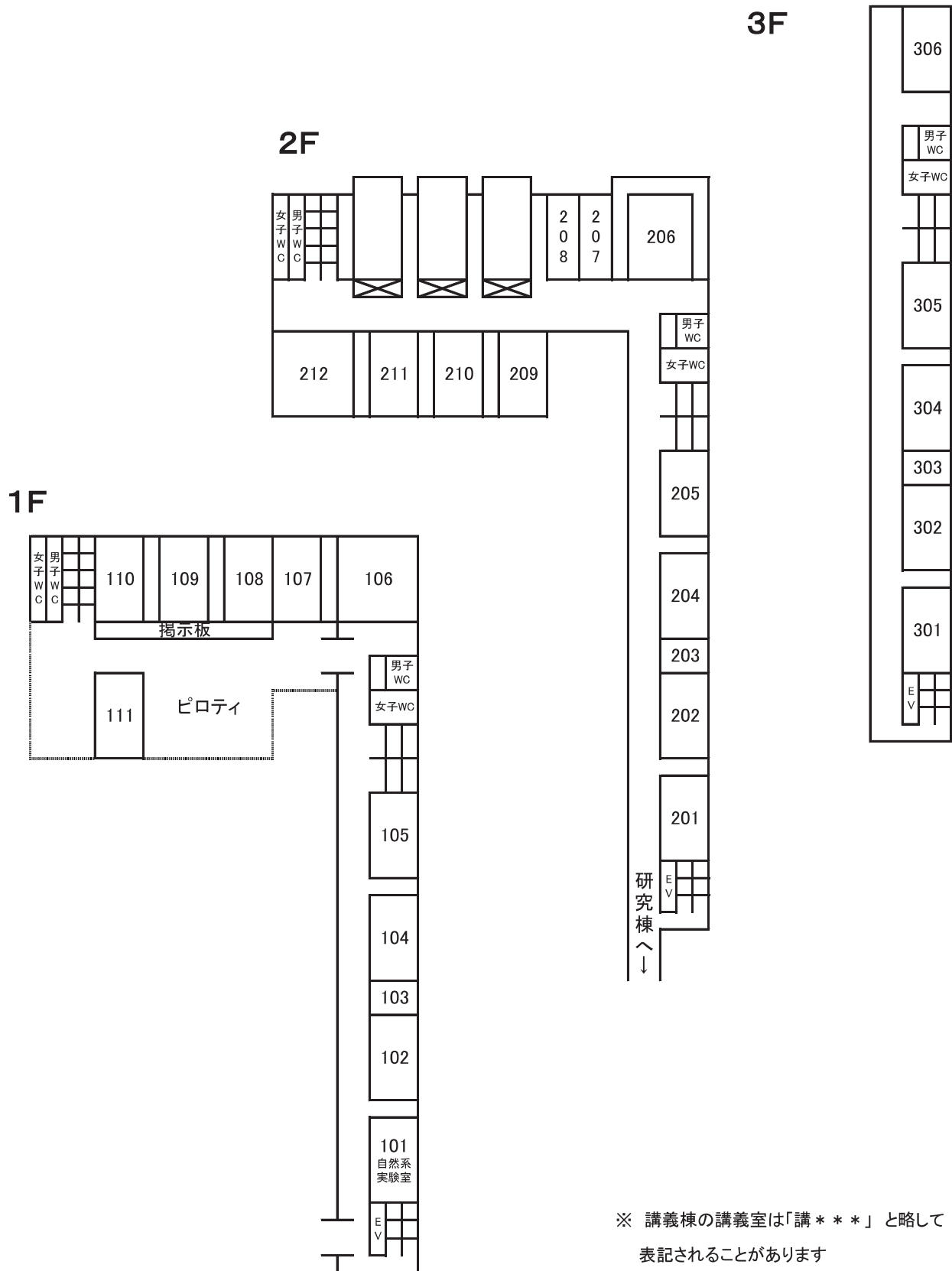


- <本館>
 1 F 防災センター
 2 F 学生食堂
 3 F 講義室1~4
 4 F 副学長室、学部長室
 教務課、教員養成支援センター
 学生課
 入試広報課
 非常勤講師控室
 5 F 理事長室、学長室
 総務課
 企画課
 地域連携研究推進課
 会計課
 施設課

- <学生会館>
 1 F 総合窓口
 2 F カフェ
 3 F 大講義室
 4 F 言語学習センター
 数理学習センター
 ライティングセンター
 ウェルナビ
 5 F キャリア支援課
 国際交流センター
 教員養成講座運営室
 学生会館運営室
 6 F スカイホール

- I 関教する履修内容に
- II 資
- III 関学する生内生活に
- IV 諸規則
- V 履業科目修の概要等
- VI 1 そ看護学研究科教員名簿他
- VI 2 そ建物の配置図他

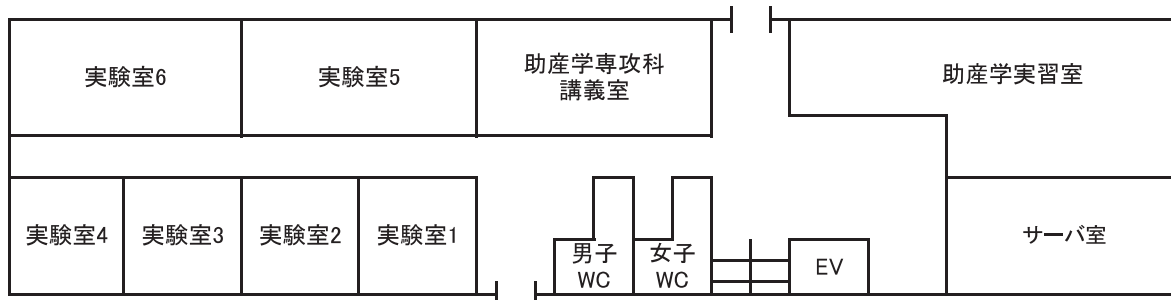
第1講義棟



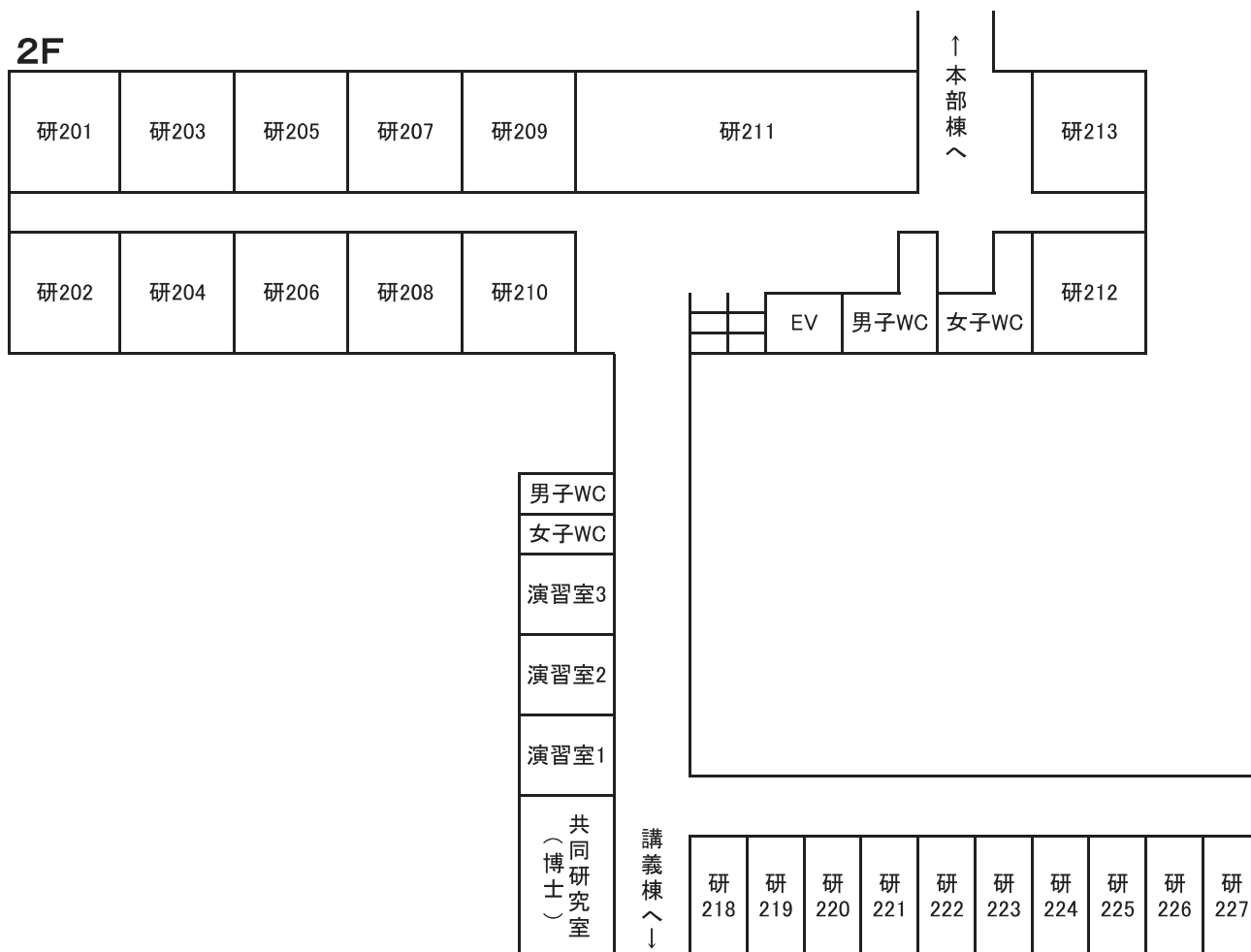
※ 講義棟の講義室は「講***」と略して表記されることがあります

第1研究棟

1F(実験室・専攻科)



2F



※ 教員の研究室は「研***」以外に「人研***」「看研***」等あり、
「人研***」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研***」は看護学科棟にあります

3F

研301	研303	研305	研307	研309	研311			研313	研315	
研302	研304	研306	研308	研310	研312		EV	男子WC	女子WC	研314

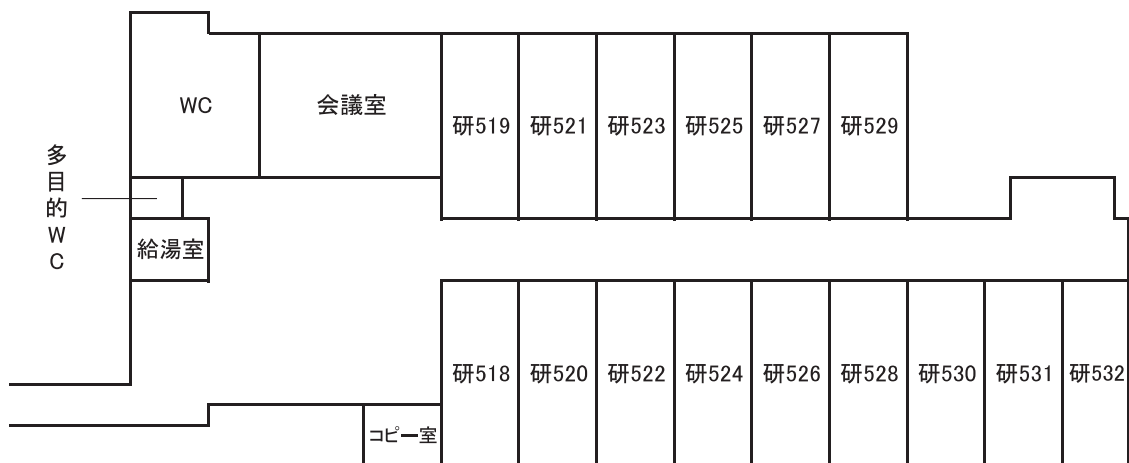
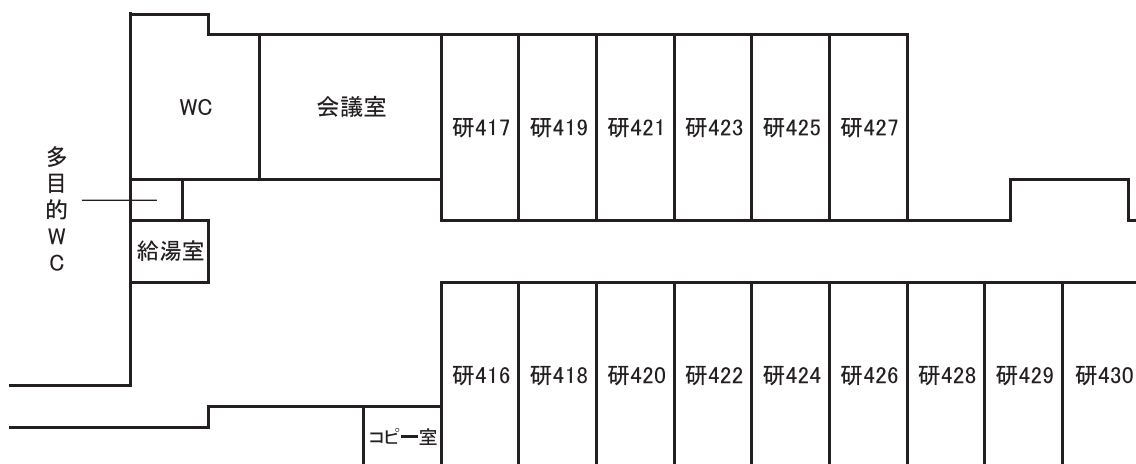
4F

研401	研403	研405	研407	研409	研411			研413	研415	
研402	研404	研406	研408	研410	研412		EV	男子WC	女子WC	研414

5F

研501	研503	研505	研507	研509	研511	研513	研517	研515	研516	
研502	研504	研506	研508	研510	研512		EV	男子WC	女子WC	研514

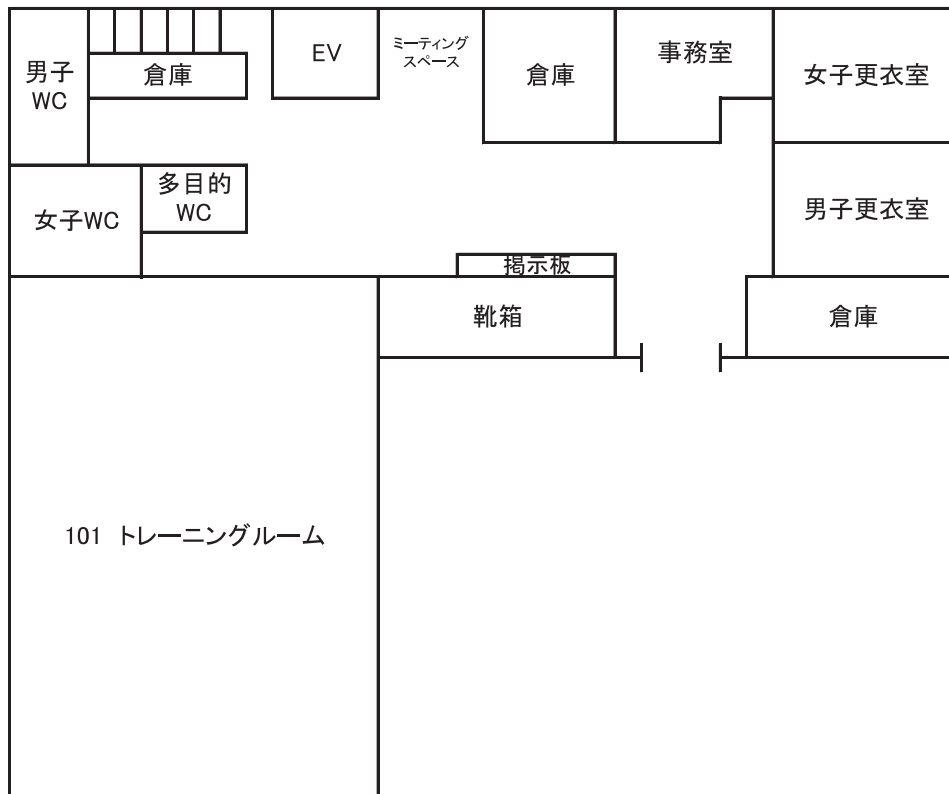
※ 教員の研究室は「研***」以外に「人研***」「看研***」等あり、
「人研***」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研***」は看護学科棟にあります



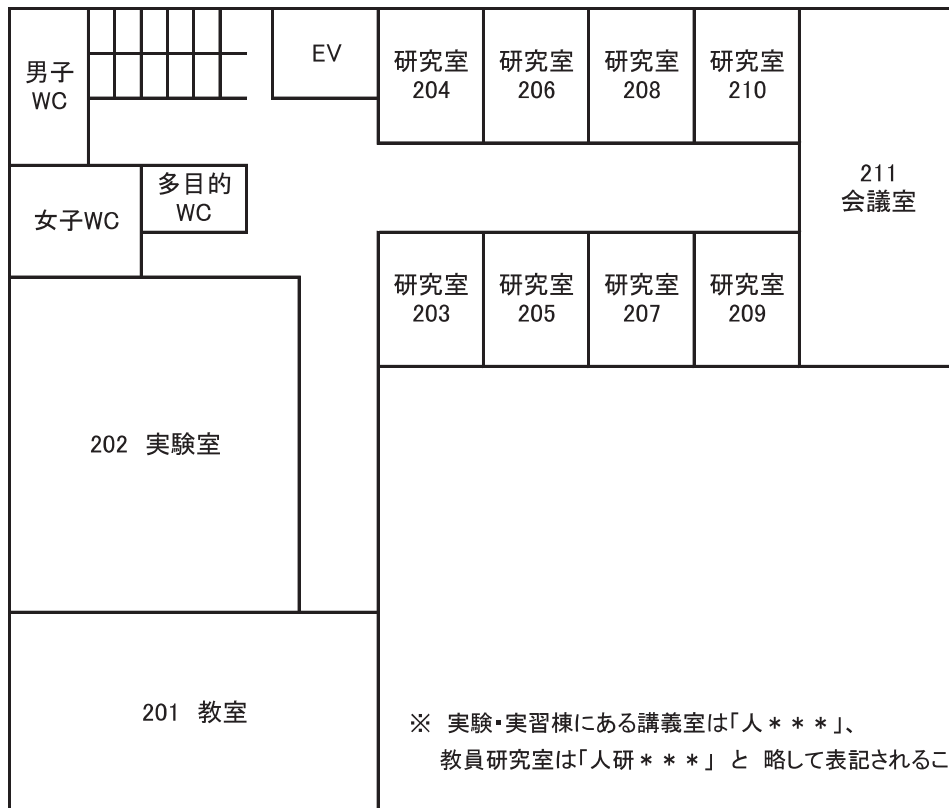
※ 教員の研究室は「研***」以外に「人研***」「看研***」等あり、
「人研***」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研***」は看護学科棟にあります

人間健康学部 実験・実習棟

1F

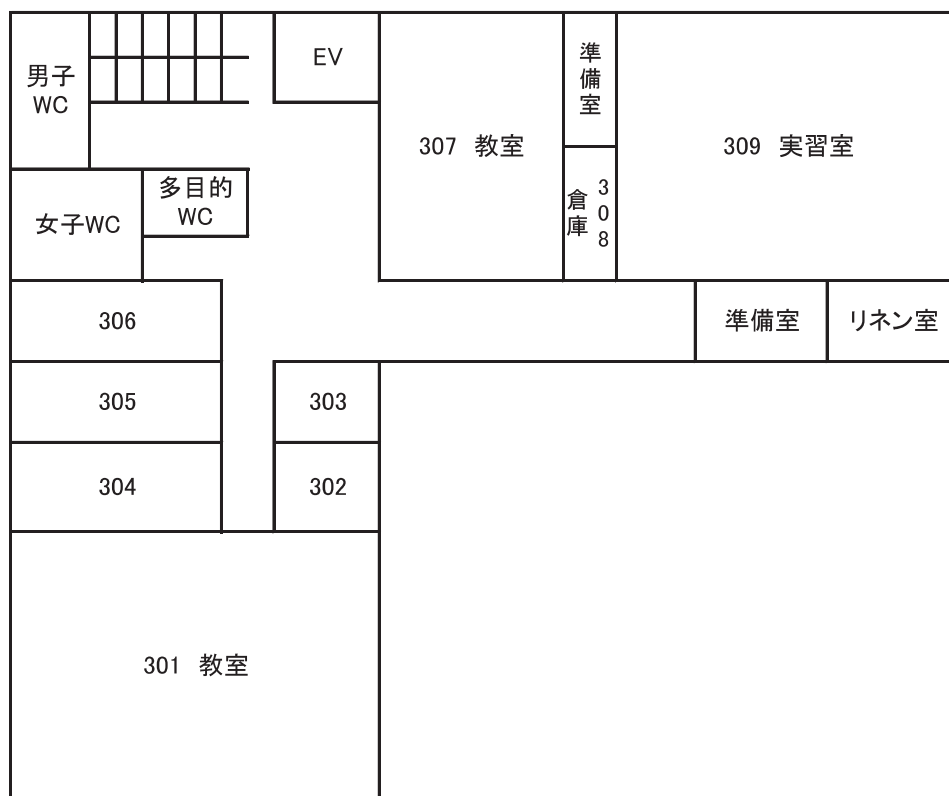


2F

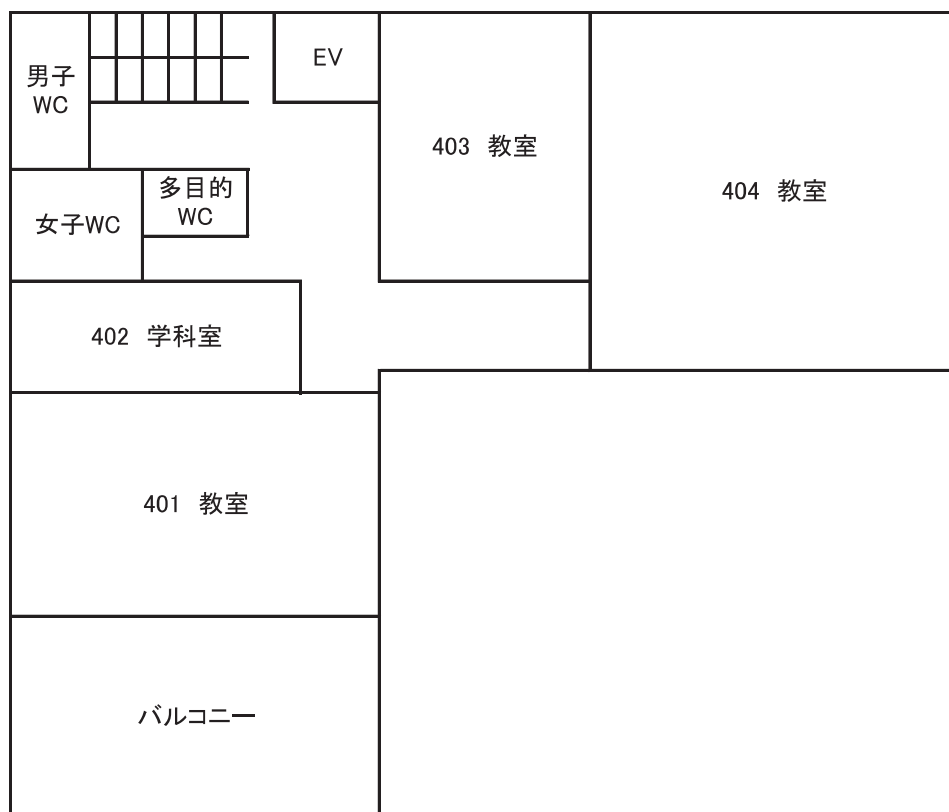


※ 実験・実習棟にある講義室は「人***」、
 教員研究室は「人研***」と略して表記されることがあります

3F

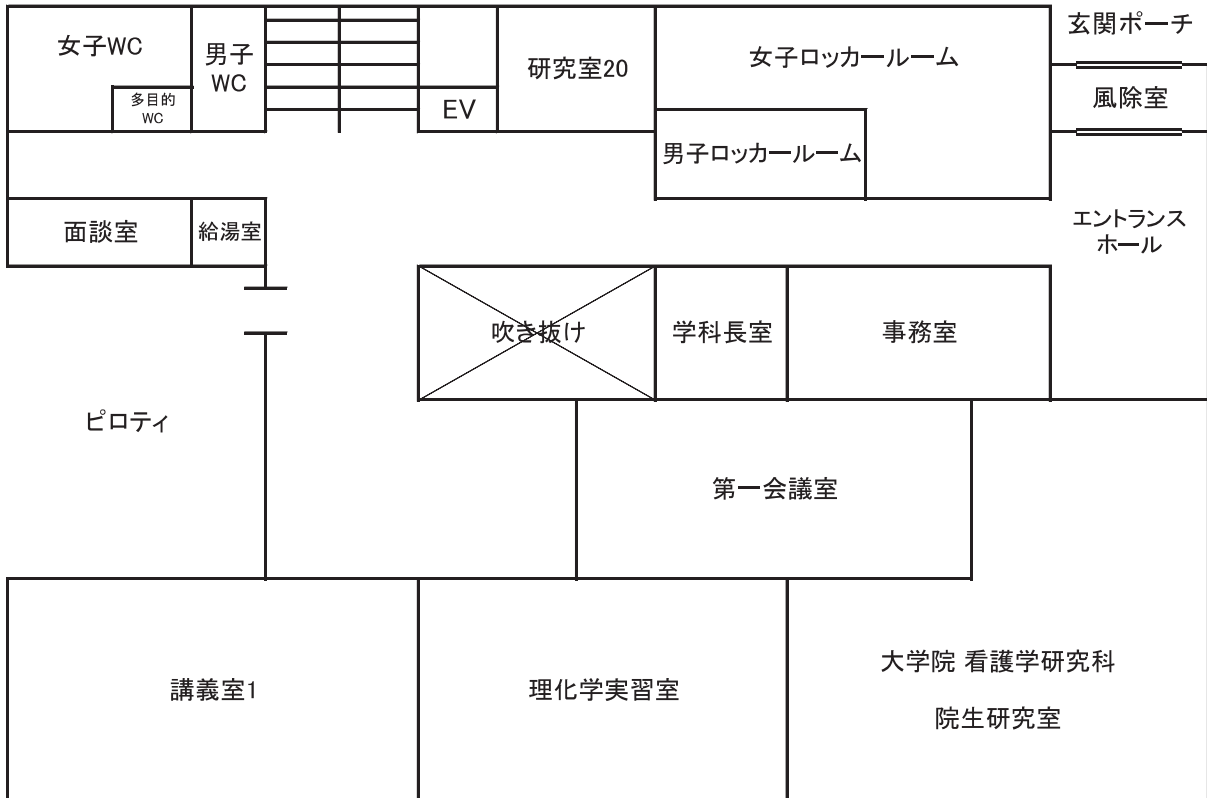


4F

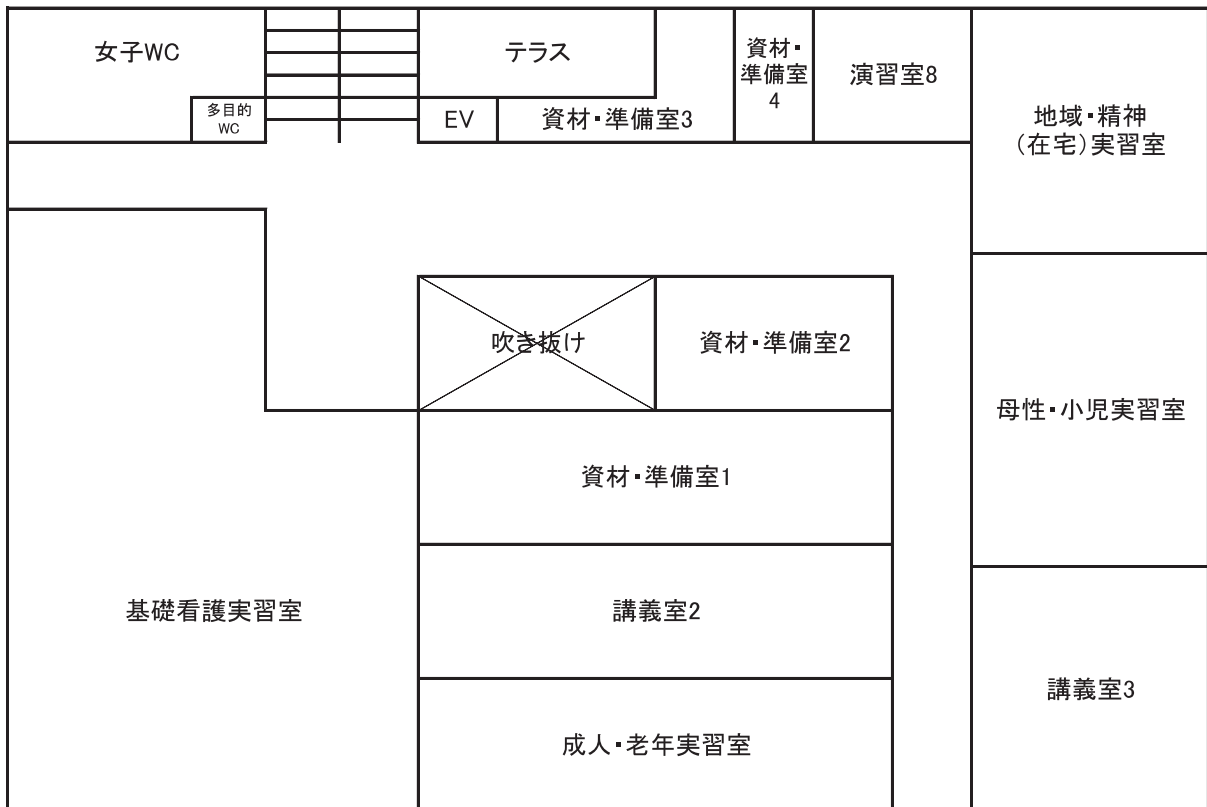


北部地域看護系人材育成支援施設(看護学科棟)

1F



2F



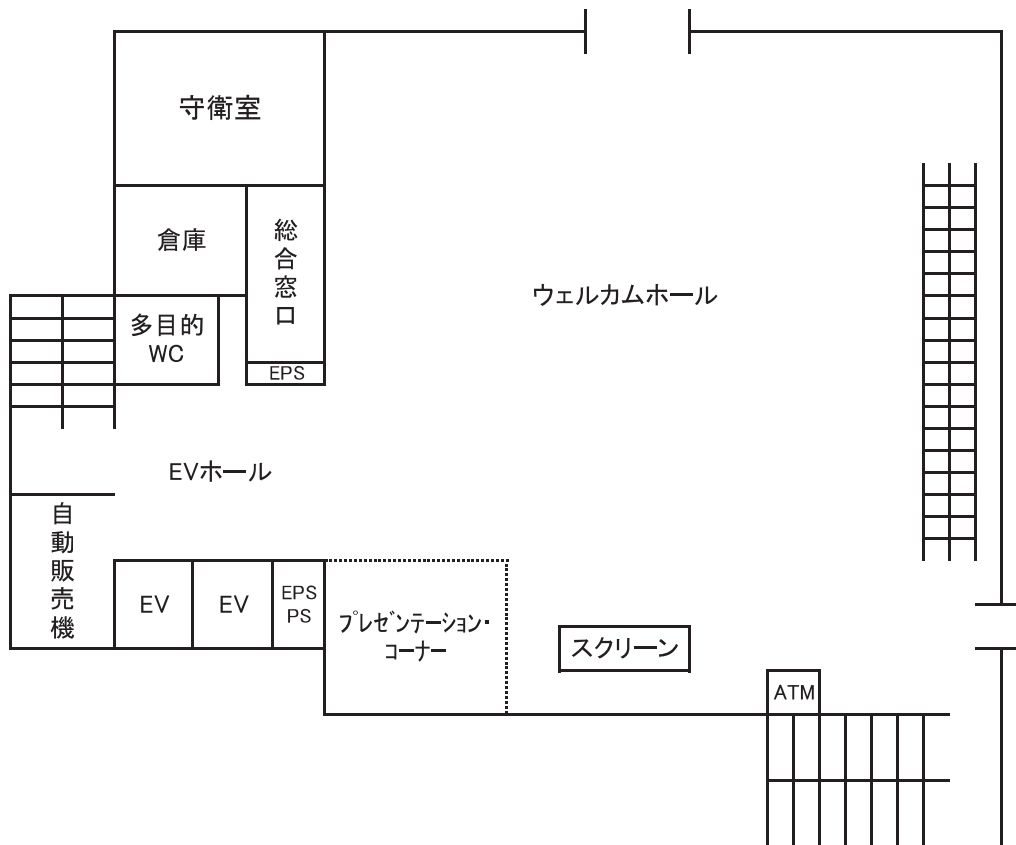
3F

女子WC	男子WC			助手室	演習室1	演習室2		研究室1
多目的WC								研究室2
								印刷室
			EV					研究室4
研究室19			演習室3	演習室4	演習室5			研究室5
研究室18			吹き抜け	第二会議室				研究室6
研究室17							研究室7	
研究室16			演習室7				研究室8	
研究室15								研究室9
研究室14		給湯室	講義室5		テラス	講義室4		
研究室13		演習室6						
研究室12								
研究室11		研究室10						

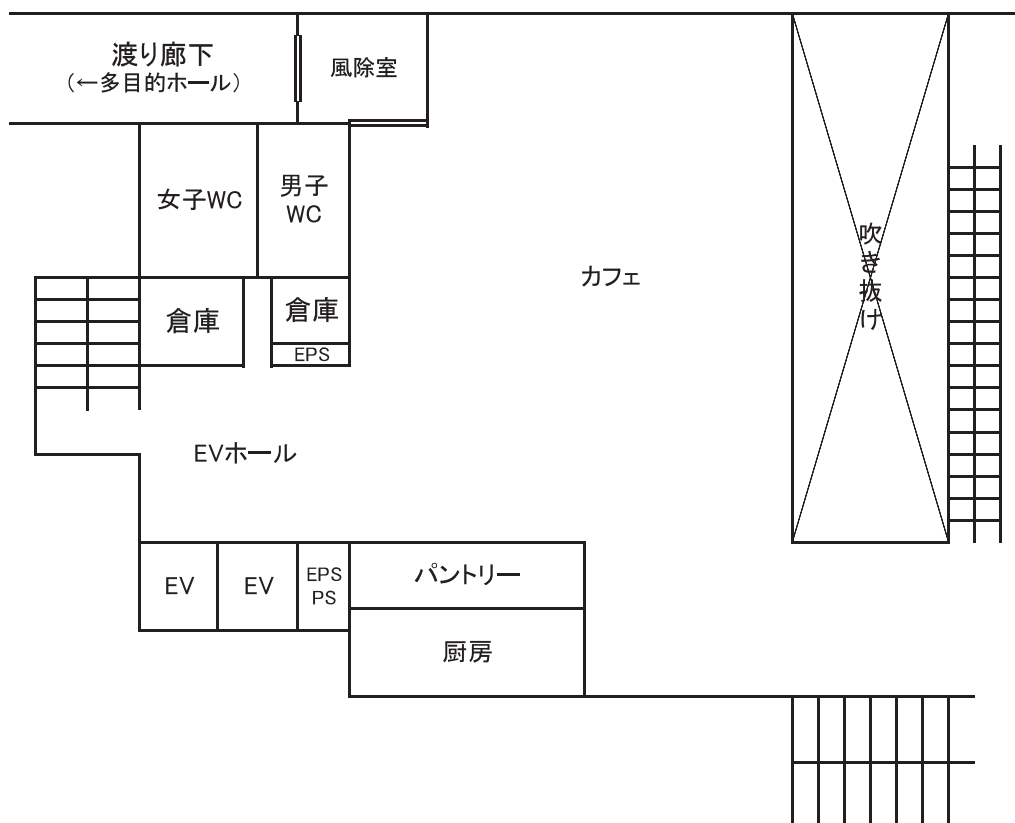
※ 看護学科棟にある教員研究室は「看研***」と略して表記されることがあります

学生会館 SAKURAUM

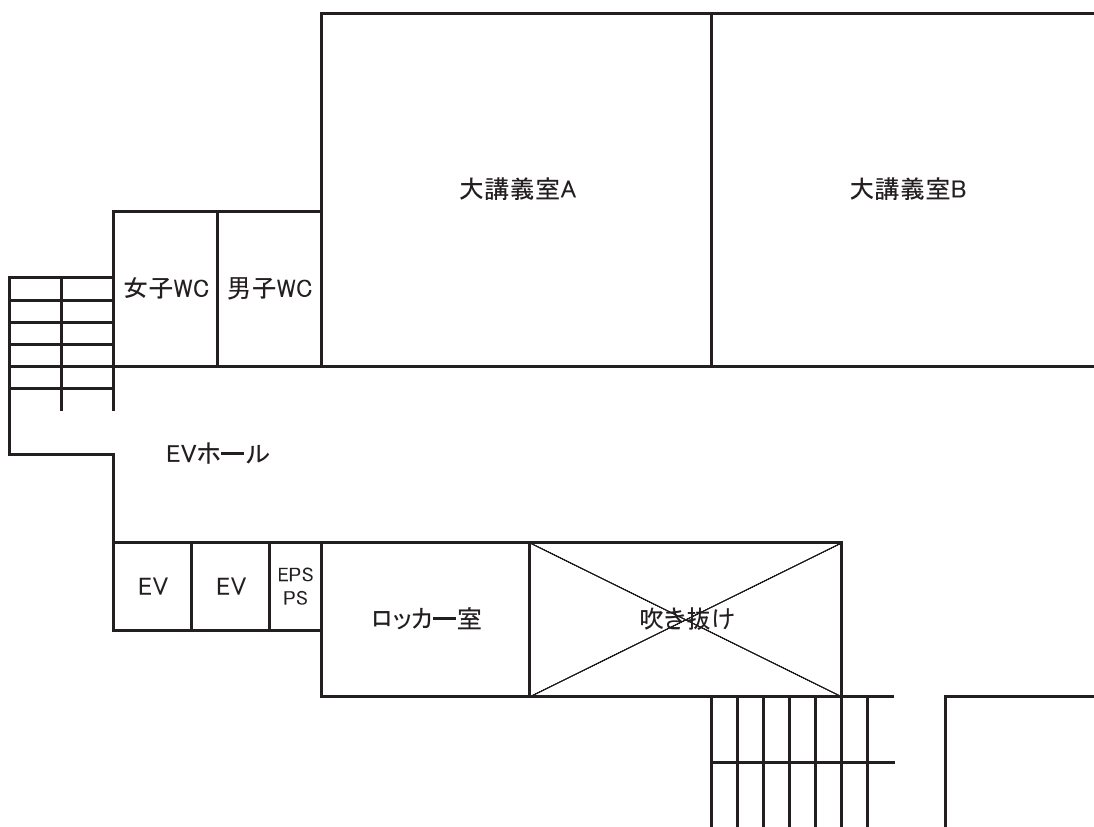
1F



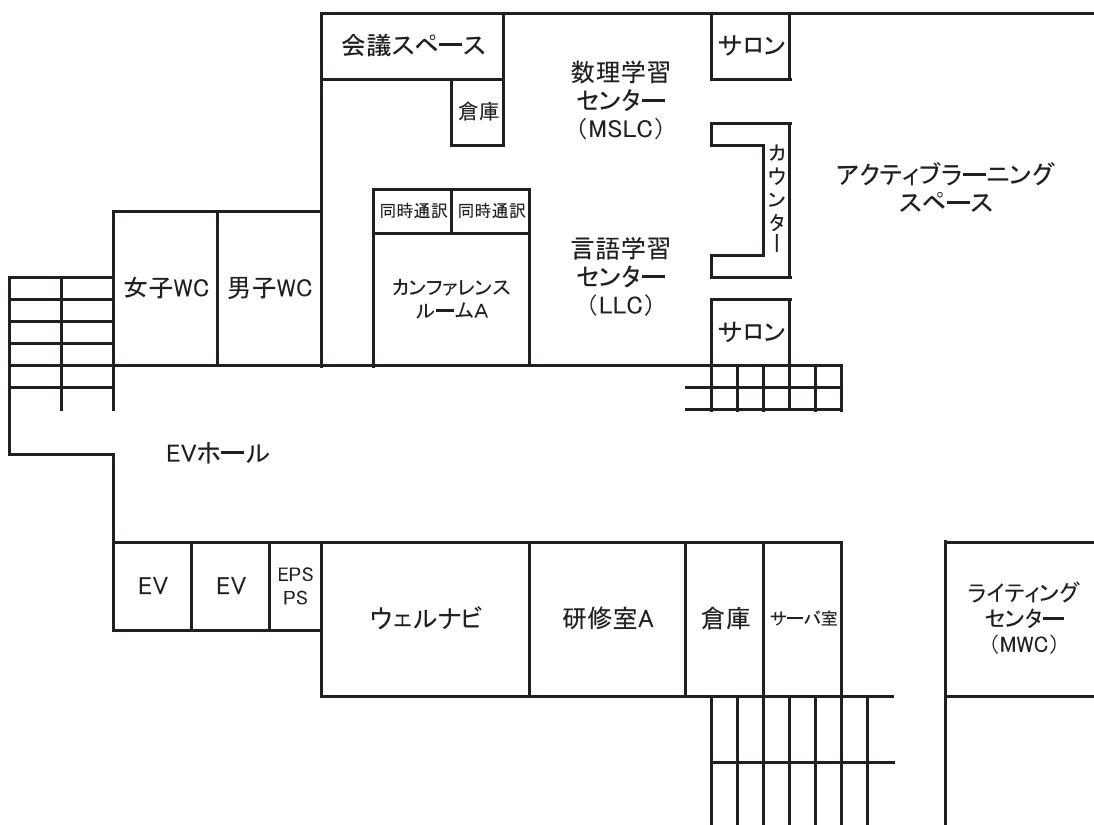
2F



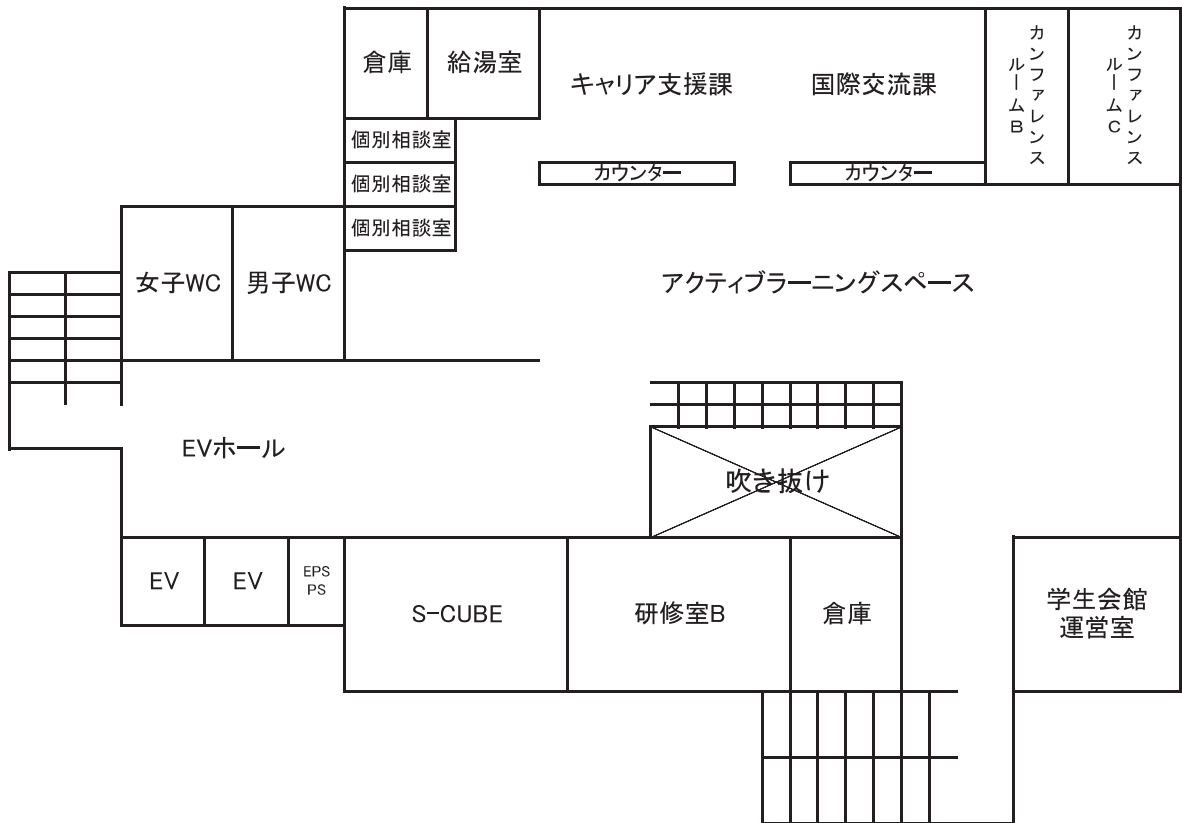
3F



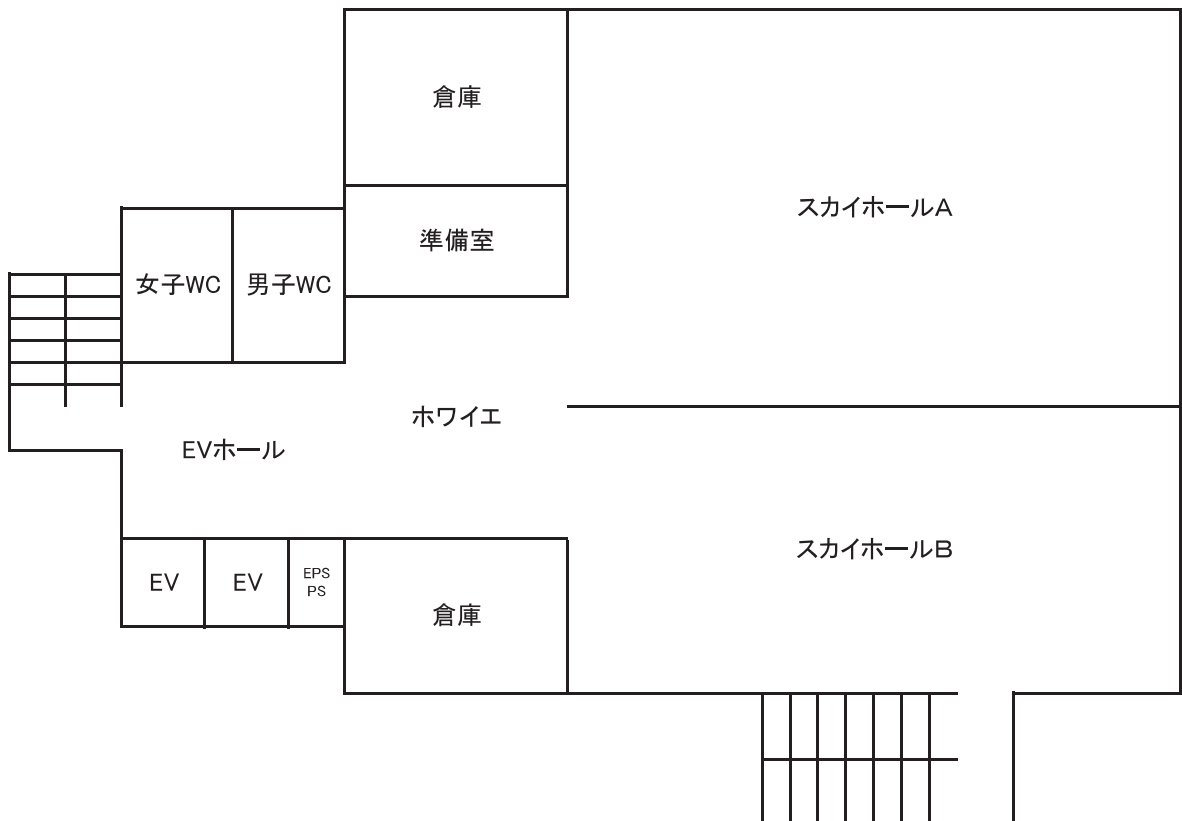
4F



5F

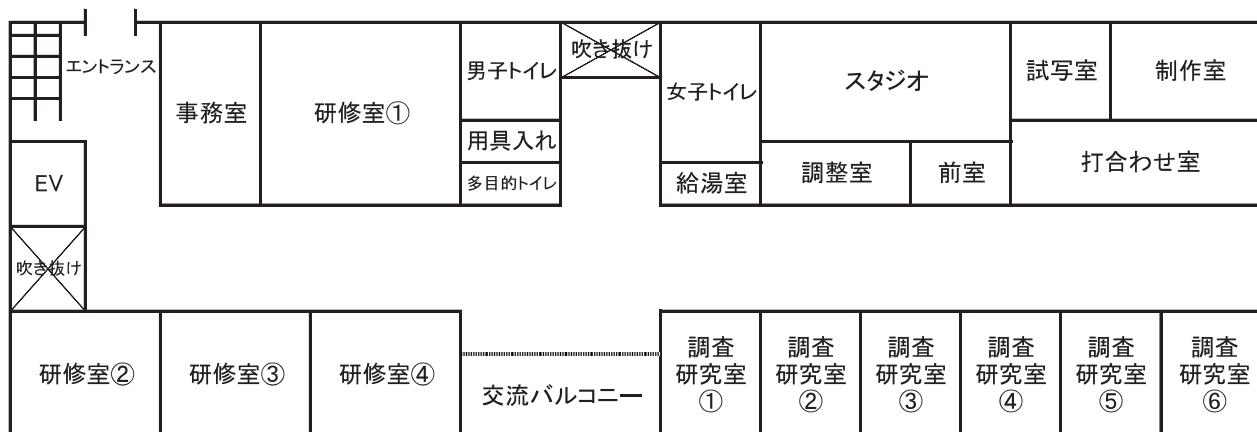


6F

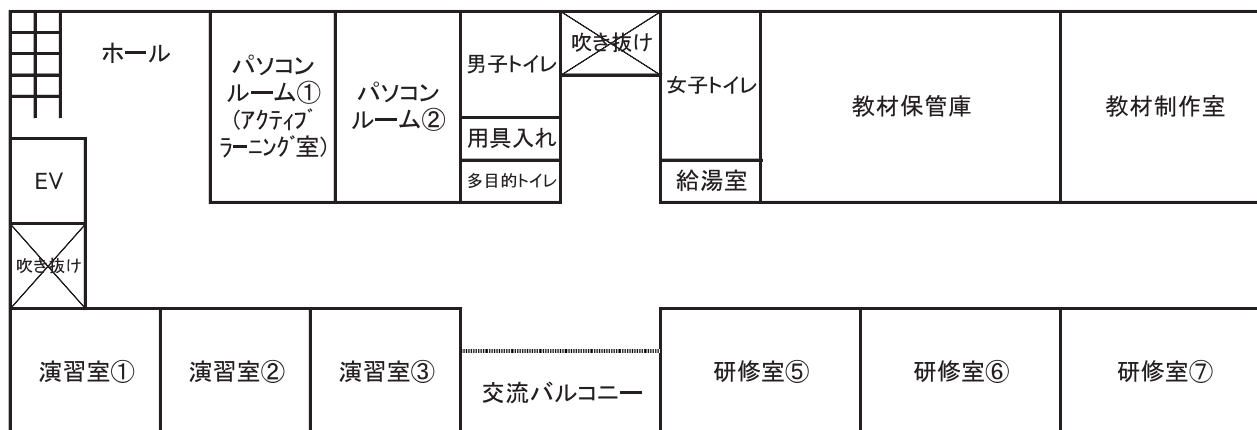


北部生涯学習推進センター (講義・研修エリア)

1F



2F



I 関教務・履修内容に

II 資

料

III 関学する生
生内活
容に

IV 諸

規

則

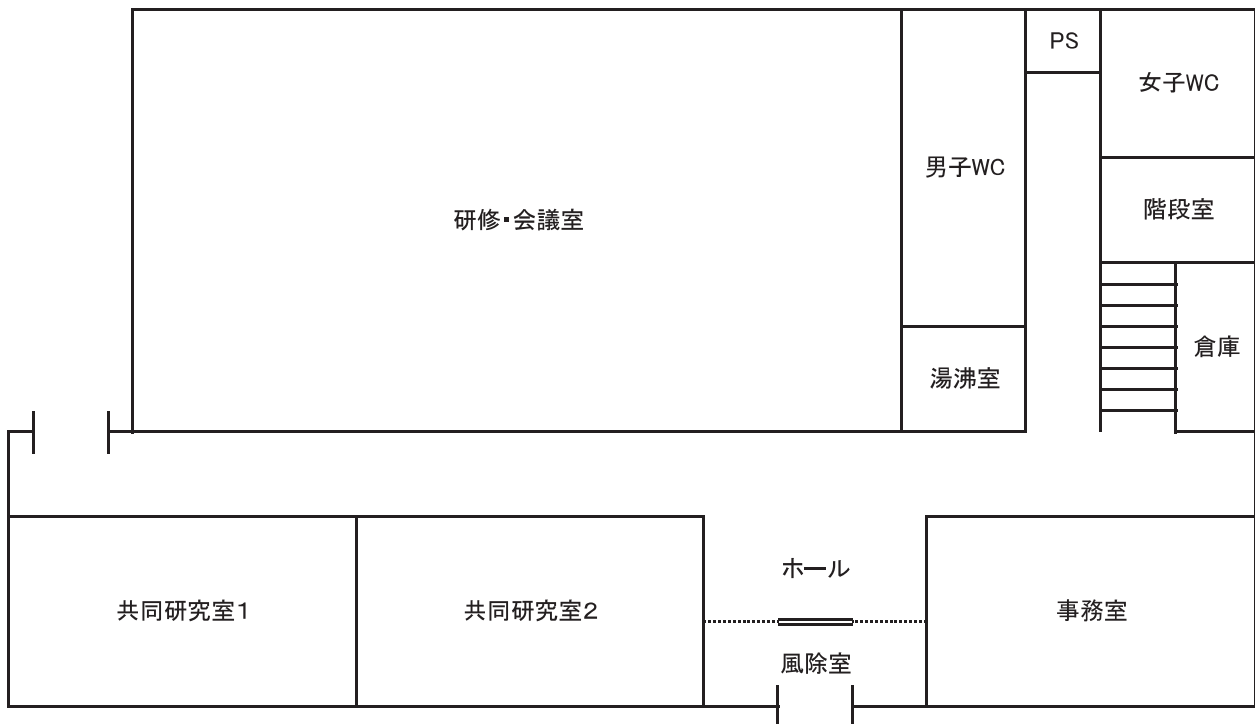
V 履業科目修の概要等

VI 1 そ看護学研究科教員名簿他

VI 2 そ建物配置図他

総合研究所

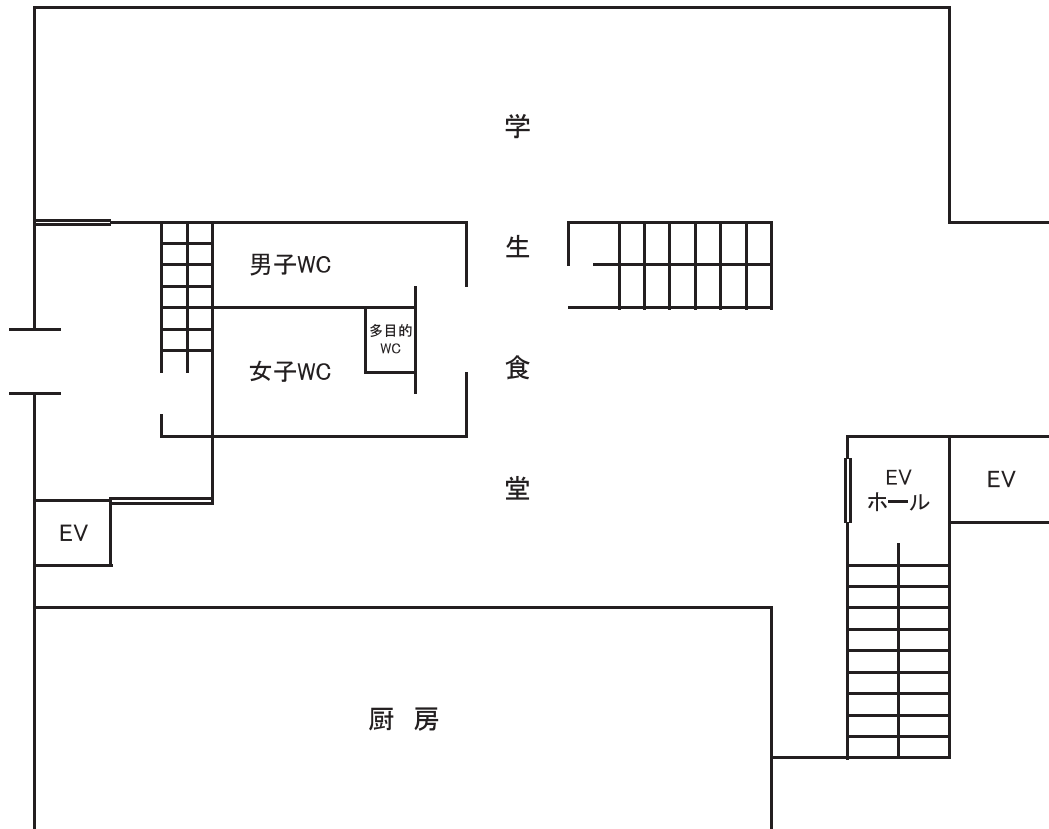
1F



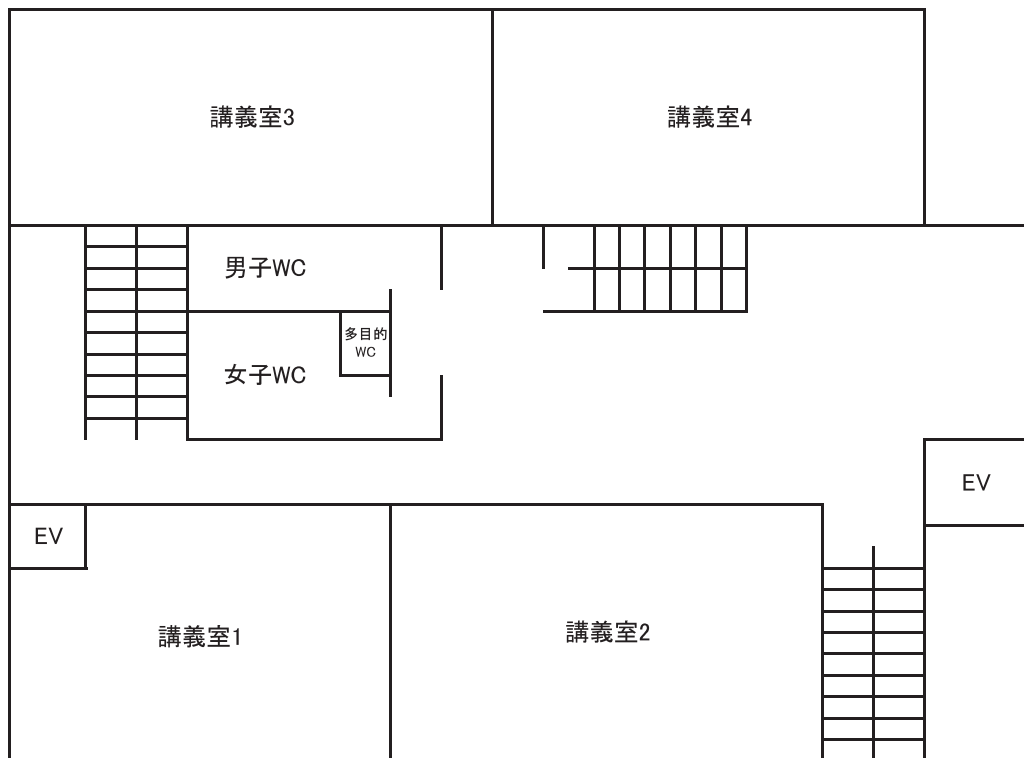
2F



本館
2F



3F



I 関教務・履修
する内容に

II 資

料

III 関学
する生
活内容に

IV 諸

規

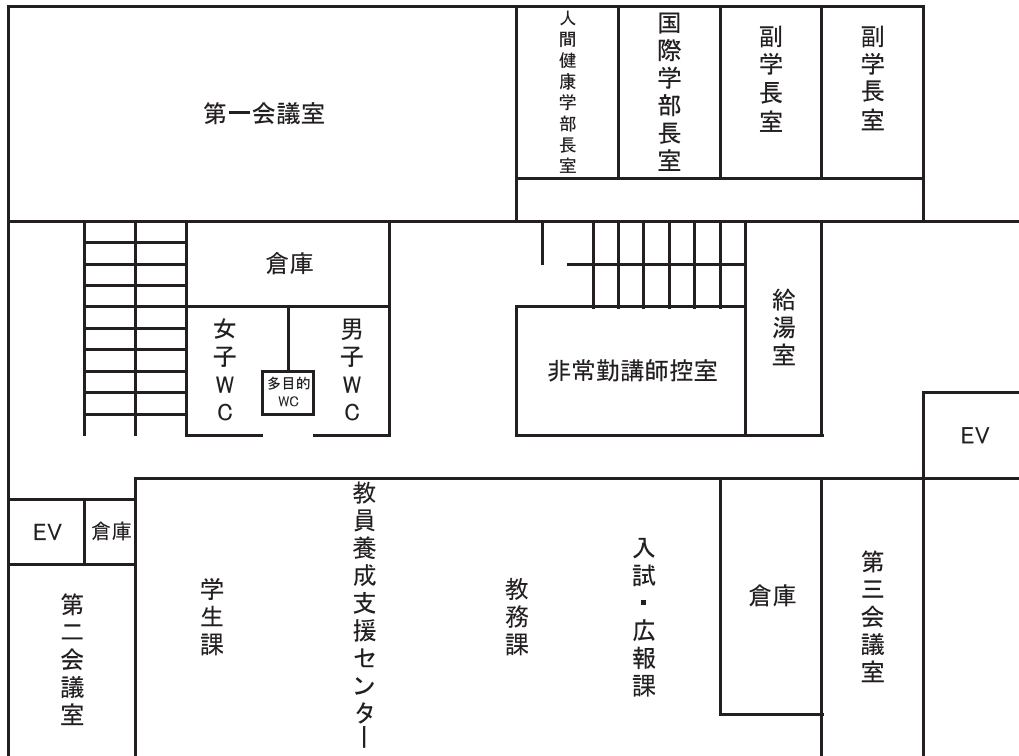
則

V 履業
科目修
の概要等

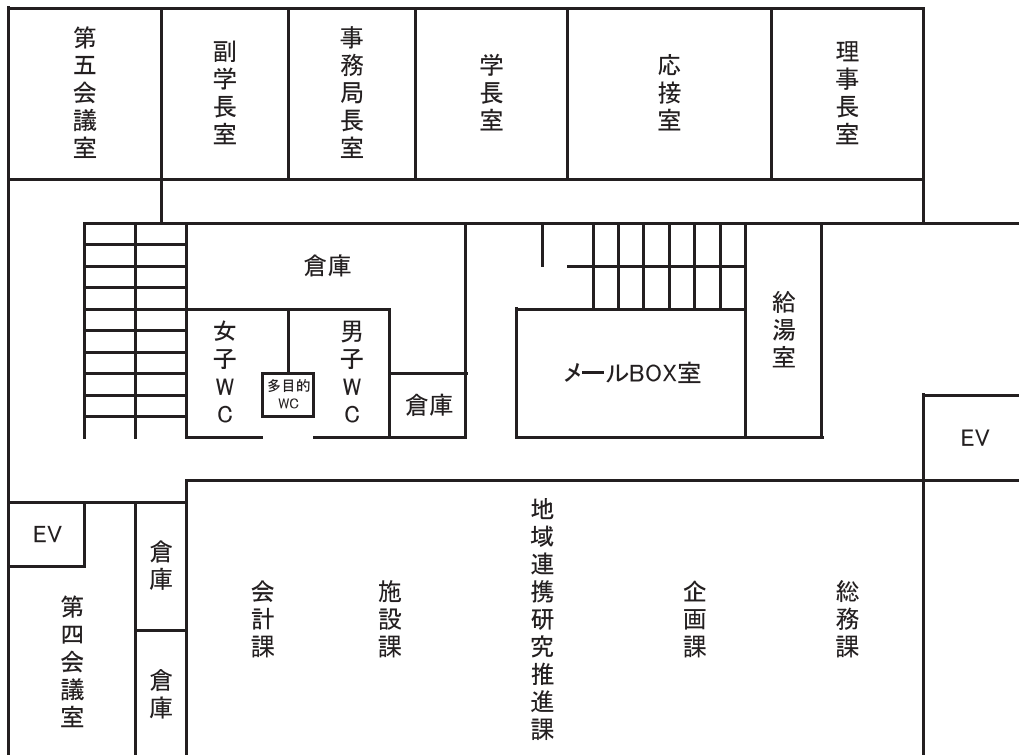
VI 1 そ
看護学
研究科
教員名
簿他

VI 2 そ
建物
配置
図他

4F



5F



令和7年度 名桜大学大学院看護学研究科

看護学専攻（博士前期課程）便覧

令和7年3月発行

《編集・発行》

名桜大学 教務部教務課

〒905-8585

沖縄県名護市字為又1220番地の1

T E L . 0980-51-1055

F A X . 0980-51-1124

